参考資料

■ 川崎市総合計画に設定する成果指標一覧

● 成果指標一覧について

川崎市総合計画で設定する数値目標による成果指標は、市民の視点に立脚した指標を設定し、今後、指標の状況を公表するとともにその結果を評価し、施策・事業等に適切に活用していきます。

ここでは、政策体系別の実施計画に示した各成果指標について、指標の考え方や達成すべき目標値の算出の考え方等を掲載しています。

これらの考え方に基づいた成果指標を計画の進行管理や評価に活用することで、総合的かつ計画的な市政の運営に役立てていきます。

● 成果指標一覧の見方

各施策ごとに、現状値の算出方法、指標の考え方、目標値の考え方等を掲載しています。表の見方については、以下のとおりです。

«成果指標一覧の例»

【指標の考え方】
各施策の「直接目標」に掲げた目標の達成度を測るために設定する指標について、その設定の具体的な考え方を記載しています。

【年度の表記】
成果指標一覧に示す年度の表記で、「R●●」と記載しているものについては、「令和●●年度」を表しています。

指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
政策1-1　災害から生命を守る							
施策1-1-1　災害・危機事象に備える対策の推進							
直接目標　災害発生時の被害や生活への影響を減らす							
1　避難所運営会議を開催している避難所の割合（総務企画局調べ） 算出方法：避難所運営会議開催か所数／避難所数×100（%）	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、各避難所ごとに自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うこととなるため、平常時からの避難所の運営体制や避難スペース等の検討に関する避難所運営会議の実施状況を見ることで、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測ることができる。	66.9%（H26）〔2014〕	68.2%（R2）〔2020〕	70.5%以上（H29）〔2017〕	75.2%以上（R3）〔2021〕	80%以上（R7）〔2025〕	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向であったが、新型コロナウイルス感染症等の影響により会議が開催できず、開催率が落ちている。 引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、感染症対策を行いながら、開催率の増加をめざす。

【算出方法】
「指標の実績値」の現状に記載している数値の算出式や引用する出典等の内容を説明しています。
また、数値の算出式については、カッコで現状値に対応する年度の実績値を記載しています。

【指標の実績値】
「策定時」は、第１期実施計画を策定した時点での値です。なお、第３期実施計画から追加した指標については「第３期実施計画から新たに策定」と記載しています。
「現状」は、現時点での最新の値です。

【目標値の考え方】
指標を設定した時の背景や、施策や事務事業の取組を講じて、指標をよりよい状況に高めていくための方法等を根拠に、各計画期間に達成すべき目標数値の設定の考え方を記載しています。

※第１期実施計画策定時から、第２・３期の目標値が変更になっている場合は、その経過を記載しています。

● 第3期実施計画策定時の成果指標の追加について

第３期実施計画の策定にあたっては、より適切な施策の達成状況の把握・評価に向けて、第２期実施計画に設定している成果指標を改めて点検するとともに、各施策について、**「直接目標や施策の方向性」に一層合致した指標構成**となるよう、成果指標の追加を積極的に行い、施策の効果測定の精度向上に努めました。

«成果指標の追加のポイント»

施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進

3 施策の方向性

- ★ 「かわさき強靭化計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフトの両面からの防災・減災対策の推進
- ★ 全職員が一丸となり迅速な意思決定や機動的な災害対応を可能とする危機管理体制の充実・強化
- ★ 各区と地域が平時からのつながりを活かして、地域の実情や課題等に対応したリアリティのある訓練の実施と検証等を踏まえた地域完結型の防災をめざす取組の推進
- ★ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営など感染症と自然災害の複合化対策の推進
- ★ あらゆる危機事象に備え、自助・共助・公助がそれぞれの力を高めつつ、強みとともに弱みを共有し、補い合う関係づくり

施策の方向性に対応した成果を客観的に評価できる指標が設定できるか。【包括性】

4 直接目標

- 災害発生時の被害や生活への影響を減らす

直接目標がどの程度達成されているかを客観的に評価できる指標が設定できるか。【目標との適合性】

● 特に意識した事項

第２期実施計画において設定している成果指標は、継続性の観点から原則として削除しないことを前提に、成果の把握が円滑に実施できるかなどの計測可能性の観点等も考慮しながら、上記のポイントをもとに、成果指標の追加等を検討しました。

また、次の３つの事項への対応を特に意識した上で成果指標の追加を検討しました。

«特に意識した事項»

① 新たな時代や社会状況の変化※に対応した指標

② 市が行う施策と関係性がより強い指標

③ 施策の当事者（ターゲット）に焦点を当てた指標

※ 新たな時代や社会状況の変化とは、新型コロナウイルス感染症による社会変容や、大規模自然災害、デジタル化の進展、脱炭素化社会への対応などをいいます。

基本政策１　生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
政策1-1　災害から生命を守る							
施策1-1-1　災害・危機事象に備える対策の推進							
直接目標　災害発生時の被害や生活への影響を減らす							
1　**避難所運営会議を開催している避難所の割合**（総務企画局調べ） 算出方法：避難所運営会議開催か所数／避難所数 × 100（%）	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、各避難所に自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うこととなるため、平常時からの避難所の運営体制や避難スペース等の検討に関する避難所運営会議の実施状況を見ることで、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測ることができる。	66.9%（H26）〔2014〕	68.2%（R2）〔2020〕	70.5%以上（H29）〔2017〕	75.2%以上（R3）〔2021〕	90%以上（R7）〔2025〕	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向であったが、新型コロナウイルス感染症等の影響により会議が開催できず、開催率が落ちている。引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、感染症対策を行いながら、開催率の増加をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更（R1（2019）実績：92.0%） ・第3期：80→90%
2　**避難所を知っている人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の避難所の確認を行っている人の割合	災害発生直後には、行政の支援が十分に行き届かないことが考えられる。適切な避難行動を行える市民（避難所を知っている市民）や、自宅避難が可能な世帯（家庭内備蓄を行っている市民）の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	39.5%（H27）〔2015〕	49.5%（R3）〔2021〕	43.6%以上（H29）〔2017〕	51.8%以上（R3）〔2021〕	60%以上（R7）〔2025〕	市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するものの、以後は下降する傾向があるため、目標値については、本市における過去の実績を参考としつつ、それぞれの割合の増加をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※「家庭内備蓄を行っている人の割合」の第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：60→65%
3　**家庭内備蓄を行っている人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の家庭内備蓄（食料・飲料水）を行っている人の割合		56.9%（H27）〔2015〕	62.5%（R3）〔2021〕	57.5%以上（H29）〔2017〕	58.8%以上（R3）〔2021〕	65%以上（R7）〔2025〕	
4　**震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の自分がとるべき避難行動を把握している人の割合	浸水や土砂災害等の自宅周辺のリスクや、多くの人が避難所に避難することによる感染症のリスク等を把握した上で、避難所以外（自宅、遠方の親戚宅等）も含めて避難する場所や経路を検討し、災害に備えている人の割合を見ることで、市民の防災意識に係る啓発等の取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	52.9%（R3）〔2021〕	－	－	60%以上（R7）〔2025〕	市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するものの、以後は下降する傾向があるため、目標値については、R3（2021）の結果を参考としつつ、割合の増加をめざす。
施策1-1-2　地域の主体的な防災まちづくりの推進							
直接目標　地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす							
1　**重点的に取り組む密集市街地における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合**（まちづくり局調べ） 算出方法：地震被害想定上の火災延焼シミュレーションから算出	本市の地震被害想定調査の結果を踏まえ、人命確保の観点などで多くの課題を有する重点地区においては、耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するなど、面的な市街地の不燃化対策を進めることとし、その減災成果としての焼失棟数の削減見込割合を火災延焼シミュレーションによって評価・検証することができる。	20%（H27）〔2015〕	31.5%（R2）〔2020〕	25%以上（H29）〔2017〕	30%以上（R2）〔2020〕	35%以上（R7）〔2025〕	重点地区において、新たな不燃化推進条例を制定するなどの対策強化により、地震被害想定調査（H21（2009））で想定された火災延焼による建物被害を、かわさき強靭化計画期間（R7（2025））までに35%以上削減の達成をめざす。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
2	**火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率**（まちづくり局調べ） 算出方法：火災延焼リスクの高い 18 地区における（4m未満道路延長（113 km）＋4～6m道路延長（171 km）×建物老朽度による閉塞確率）／総延長（458 km）×100（%） ※都市計画基礎調査のデータ（5年ごと）、建物登記データ及び一部推計	大規模な災害時には、老朽建築物の倒壊や火災により、狭あい道路は閉塞し、避難に支障を来たすことで、人的被害を拡大させるおそれがある。そのため、火災延焼リスクの高い地区において、防災まちづくりの取組による狭あい道路の改善や沿道の建築物の耐震化等により、災害時における安全な避難路を確保することは、地域防災力向上につながることから、道路閉塞確率の低減を指標として設定する。	第2期実施計画から新たに設定	38.4% （R3） 〔2021〕	―	40%以下 （R3） 〔2021〕	37%以下 （R7） 〔2025〕	火災延焼リスクの高い地区において、地域の主体的な防災まちづくりの取組を支援することで、災害時の安全な避難路の確保につなげるため、建物倒壊等による道路閉塞確率の過去の減少率以上をめざす。
施策1-1-3　まち全体の総合的な耐震化の推進								
直接目標	地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす							
1	**特定建築物の耐震化率**（まちづくり局調べ） 算出方法：耐震性を満たす特定建築物数（12,862）／全特定建築物総数（13,502）×100（%）	耐震性を満たす特定建築物が全特定建築物数に占める割合を把握することで、耐震改修、建替えなどにより地震での倒壊等の可能性がある、耐震性が不十分な特定建築物を減らしている取組の成果を把握することができる。	92% （H27） 〔2015〕	95.2% （R2） 〔2020〕	93%以上 （H29） 〔2017〕	95%以上 （R2） 〔2020〕	97%以上 （R7） 〔2025〕	「耐震改修促進計画」（H27（2015）改定）に掲げる特定建築物の耐震化率 95%（R2（2020）末時点）を目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※「耐震改修促進計画」（R2（2020）改定）に掲げる目標値に変更 ・第3期：95→97%
2	**住宅の耐震化率**（まちづくり局調べ） 算出方法：耐震性を満たす住宅数（683,500）／住宅総数（714,400）×100（%）	耐震性を満たす住宅が住宅総数に占める割合を把握することで、耐震改修、建替えなどにより地震での倒壊等の可能性がある、耐震性が不十分な住宅を減らしていく取組の成果を把握することができる。	92% （H27） 〔2015〕	95.6% （R2） 〔2020〕	93%以上 （H29） 〔2017〕	95%以上 （R2） 〔2020〕	98%以上 （R7） 〔2025〕	「耐震改修促進計画」（H27（2015）改定）に掲げる住宅の耐震化率 95%（R2（2020）末時点）を目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※「耐震改修促進計画」（R2（2020）改定）に掲げる目標値に変更 ・第3期：95→98%
3	**橋りょうの耐震化率**（建設緑政局調べ） 算出方法：耐震対策済橋りょう数（236 橋）／耐震対策が必要な橋りょう数（384 橋）×100（%）	計画的な耐震補強工事を実施し、耐震済橋りょう数を把握することで、地震により倒壊等の可能性がある橋りょうを減らしていく取組の成果を把握することができる。	47% （H27） 〔2015〕	61% （R2） 〔2020〕	51%以上 （H29） 〔2017〕	61%以上 （R3） 〔2021〕	79%以上 （R7） 〔2025〕	災害に強いまちづくりを進めるため、重要な橋りょうの耐震性能を向上するとともに、生活道路の比較的重要な橋りょうについても対策を進め、79 % 以上（R7（2025）末時点）を目標とする。
施策1-1-4　消防力の総合的な強化								
直接目標	消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る							
1	**出火率**（消防局調べ） 算出方法：【H29〔2017〕～R3〔2021〕】火災件数（334.4 件）／人口（1,526,343.4 人）×10,000 ※単年の数値を使用すると、継続した取組を実施しても、なお外的要因等により極端な結果となることから、各期の最終年から直近5年の平均値を使用する。	人口1万人あたりの火災件数である出火率（出火率は、通常、他都市でも取組成果を測る指標として活用している。）を指標とし、出火率を下げることで火災予防の取組の成果を測ることができる。	2.58 件 （H22〔2010〕～H26〔2014〕平均）	2.19 件 （H29〔2017〕～R3〔2021〕平均）	2.49 件以下 （H25〔2013〕～H29〔2017〕平均）	2.48 件以下 （H29〔2017〕～R3〔2021〕平均）	2.18 件以下 （R3〔2021〕～R7〔2025〕平均）	火災を未然に防ぐ予防活動や立入検査などの継続した取組により、人口動態や都市構造、産業構造が変化する中においても、計画策定時の出火率から段階的な減少をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：2.46→2.18 件

	指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
2	**消防団員数の充足率**（消防局調べ）	算出方法	現員数（1,092 人）／条例定員数（1,345 人）×100（%）	地域防災力の充実・強化を図り、住民の安全の確保に資する消防団員は今後も必要となることから、消防団の条例定員数（1,345 人）に対する充足率を指標とすることで目標を具体化するものである。 なお、充足率を用いることで全国平均や他都市との比較が可能となる。	87.8% （H27.4） 〔2015.4〕	81.2% （R3.4） 〔2021.4〕	89.7%以上 （H30.4） 〔2018.4〕	90.8%以上 （R4.4） 〔2022.4〕	93.0%以上 （R8.4） 〔2026.4〕	H25（2013）年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、消防団員の確保対策の取組を強化した実績等を踏まえ、第１期は神奈川県平均を上回る 89.7%（計画策定時点）以上を目標値とする。 第２期は、継続した取組により政令指定都市平均を上回る 90.8%（計画策定時点）以上を目標値とする。 第３期は第２期までの継続した取組に加え、これまでの実績やアンケート結果等を分析し、新たな施策を検討するとともに、消防団長会に諮り、更なる地域との連携・協力の強化により施策を実施することで、全国平均を上回る 93%以上（計画策定時点）を目標値とする。
施策1-1-5　安全・安心な暮らしを守る河川整備										
直接目標	水害から市民の生命、財産を守る									
1	**時間雨量 50 ㎜対応の河川改修率**（建設緑政局調べ）	算出方法	時間雨量 50mm の降雨に対する改修済河川延長（51,707m）／河川全延長（63,735m）×100（%）	治水安全度の向上を測る一つの指標として、時間雨量 50 ㎜の降雨に対する河川の改修率を算出することで、水害リスク軽減の取組の成果を把握することができる。	81% （H27） 〔2015〕	81.1% （R3） 〔2021〕	81%以上 （H29） 〔2017〕	91%以上 （R3） 〔2021〕	91%以上 （R7） 〔2025〕	時間雨量 50 ㎜の降雨に対する河川改修率を増加させることにより、治水安全度を高め、水害のリスクを減らすことを目標とする。
2	**五反田川放水路の供用により洪水による氾濫から守られる面積の割合**（建設緑政局調べ）	算出方法	氾濫から守られる区域の面積（339ha）/氾濫により浸水が想定される区域の面積（680ha）×100（%）	時間雨量 90mm の降雨に対する五反田川放水路整備の指標として、氾濫により想定される浸水から守られる区域の面積を算出することで、水害リスクの軽減の取組の成果を把握することができる。	50% （H27） 〔2015〕	50% （R3） 〔2021〕	50% （H29） 〔2017〕	100% （R3） 〔2021〕	100% （R7） 〔2025〕	五反田川放水路を供用することで、時間雨量 90mm の降雨に対し、氾濫により浸水が想定される区域の面積をゼロにすることを目標とする。
3	**河川施設の機能を保全するための緊急対策工事実施率**（建設緑政局調べ）	算出方法	対策工事により護岸が改良される区間延長（161m）/緊急的な対応を要する区間延長（345ｍ）×100（%）	護岸等の変状に対応するための緊急対策工事実施率を算出することで、河川施設の機能を保全し、水害リスクを減らす取組の成果を把握することができる。	第3期実施計画から新たに設定	47% （R3） 〔2021〕	－	－	87%以上 （R7） 〔2025〕	老朽化した護岸を改良することで、河川施設の機能を保全し、水害リスクを減らすため、R10（2028）の完成をめざし、87%以上（R7（2025）時点）を目標値とする。
政策1-2　安全に暮らせるまちをつくる										
施策1-2-1　防犯対策の推進										
直接目標	市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める									
1	**空き巣等の刑法犯認知件数**（神奈川県警察統計資料）	算出方法	各年の「犯罪統計資料」（神奈川県警察公表）の「刑法犯罪名別市区町村別認知件数」の合計値	犯罪を起こさせない環境づくりを進めるため、地域社会全体で、住民の意識啓発の向上等の取組を推進しており、毎年（1～12 月）神奈川県警察から公表される犯罪認知件数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	10,685 件 （H26） 〔2014〕	6,307 件 （R2） 〔2020〕	10,400 件以下 （H29） 〔2017〕	8,500 件以下 （R3） 〔2021〕	8,500 件以下 （R7） 〔2025〕	刑法犯認知件数の人口割合が政令指定都市中で最少の数値を下回るように目標値を設定する。 【第２期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第３期の目標値を上回ったため、人口 1,000 人あたりの刑法犯認知件数（H28（2016）時点）が政令指定都市トップの横浜市と同水準となる件数に目標値を変更 ・第２期：9,900→8,500 件 ・第３期：9,400→8,500 件

	指標名 （指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
					策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
	2	**路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数** （市民文化局調べ）		安全に暮らせるまちづくりを進めるため、路上喫煙の防止に向けたキャンペーンによる意識啓発や巡回指導等の取組を推進しており、人通りの多い駅周辺等において、歩行者の火傷や衣服の焼け焦げの原因となる路上喫煙者数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	42 人 （H26） 〔2014〕	15 人 （R3） 〔2021〕	36 人 以下 （H29） 〔2017〕	29 人 以下 （R3） 〔2021〕	15 人 以下 （R7） 〔2025〕	これまでの路上喫煙率の減少傾向を踏まえ、現状値からの半減をめざすことを目標値に設定する。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：23→15 人
		算出方法	「路上喫煙防止重点区域（7か所）通行量調査」（年4回実施）における喫煙している人の合計値							
	3	**消費生活相談の年度内完了率** （経済労働局調べ）		消費者生活相談への対応は、丁寧さが求められることはもとより、迅速性・正確性も必要となる。処理時間の長期化は、消費者にとって不利益となることから、年報に現れる数値をもとに完了率を指標とすることで、その取組の成果を測ることができる。	98.2% （H26） 〔2014〕	99.7% （R2） 〔2020〕	－	99.0% 以上 （R3） 〔2021〕	99.0% 以上 （R7） 〔2025〕	計画策定時においても高い完了率を示しているが、消費生活相談の更なる充実を図る観点から、計画策定時以上の消費生活相談を処理し、市民生活の安定に資する目標値を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※成果指標の算出方法の見直しに伴い、目標値を変更 ・第2期：98.0→99.0% ・第3期：98.0→99.0%
		算出方法	継続処理案件（年度内（次年度の6月まで）に処理を終えられなかった案件）の件数以外の相談対応件数/対応を行った消費生活相談件数 ※第1期実施計画では、全消費生活相談件数のうち、他機関への紹介のみで終了した案件と継続処理案件を除いた相談件数の割合を年度内完了率として示していたが、第2期実施計画からは、他機関への紹介のみで終了した案件数を母数からも除く算定方法に見直している。							
施策1-2-2　交通安全対策の推進										
直接目標	市内の交通事故を減らす									
	1	**交通事故発生件数** （神奈川県警察交通年鑑）		交通事故のない安全・安心なまちづくりを進めるため、あらゆる世代への交通ルールの遵守と交通マナーの向上のための意識啓発等の取組を推進しており、毎年（1～12月）神奈川県警察から公表される交通事故件数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	3,696 件 （H26） 〔2014〕	2,878 件 （R2） 〔2020〕	3,500 件 以下 （H29） 〔2017〕	3,200 件 以下 （R3） 〔2021〕	2,878 件 以下 （R7） 〔2025〕	H1（1989）年以降の年間交通事故件数の平均減少カーブを踏まえ、5 年ごと（5 年後、10 年後）に概ね 10%減となるよう、計画策定時の値から毎年 2%ずつ減少する目標値を設定する。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、第3期目標値策定時（R2（2020））の交通事故件数に目標値を変更 ・第3期：3,000→2,878 件
		算出方法	各年の「交通年鑑」（神奈川県警察公表）の「市区町村別の発生状況」における市内の合計値							
	2	**放置自転車の台数** （建設緑政局調べ）		駅や商店街周辺等の放置自転車は、歩行者の安全な通行や緊急車両の通行障害、景観を悪化させる要因となっているため、放置自転車台数の動向により、その取組の成果を測ることができる。	3,367 台 （H27） 〔2015〕	2,011 台 （R2） 〔2020〕	3,200 台 以下 （H29） 〔2017〕	2,800 台 以下 （R3） 〔2021〕	1,600 台 以下 （R7） 〔2025〕	ルール、マナー等の継続的な啓発活動や禁止区域指定による放置自転車の撤去活動の強化などのソフト施策の実施とともに、公有地の有効活用や民間活力を活かした駐輪場の整備などのハード施策を連携して取組を進めることで、放置自転車台数の段階的な減少をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、第2期実施計画の目標値と放置自転車の実績を考慮した減少率を基に第3期の目標値を推計し変更 ・第3期：2,600→1,600 台
		算出方法	毎年実施している実態調査							

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策1-2-3　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進								
直接目標	誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする							
1	**バリアフリー化すべき重要な特定の道路の整備割合**（まちづくり局調べ） 算出方法：バリアフリー化を行った項目数（135）／バリアフリー化を要する項目数（141）×100（%）	ユニバーサルデザインのまちの実現につなげるため、公共的施設や駅などを結ぶ道路を特定道路としてバリアフリー化を推進しており、この道路の整備割合を指標として設定することで、その取組成果を測ることができる。	35% （H26） 〔2014〕	96% （R2） 〔2020〕	65%以上 （H29） 〔2017〕	100% （R2） 〔2020〕	100% （R7） 〔2025〕	国の基本方針では、R2（2020）までに、バリアフリー化すべき重要な特定の道路のバリアフリー化率を原則 100%としていることから、本市においても、同様に目標値を原則 100%として設定する。
2	**市内法人タクシーに占めるユニバーサルデザインタクシーの割合**（まちづくり局調べ） 算出方法：ユニバーサルデザインタクシー車両数（207 台）／市内法人タクシーの登録台数（1,450 台）×100（%） ※神奈川県タクシー協会川崎支部提供資料から算出	子育て世代から高齢者、障害者をはじめ誰もが安全・安心で快適に利用できるユニバーサルデザインタクシー車両の導入促進により、移動しやすい交通環境の提供につながるため、台数割合を指標として設定する。	2.5% （H26） 〔2014〕	14.3% （R2） 〔2020〕	10%以上 （H29） 〔2017〕	10%以上 （R2） 〔2020〕	25%以上 （R7） 〔2025〕	国はR2（2020）までに約28,000台（福祉タクシー車両を含む）の導入を目標として掲げており、この数値は法人タクシー及び個人タクシーの合計車両数の約10%にあたることから、これを踏まえて、目標値を設定する。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期期間の本市における導入状況及び国が示す次期目標を踏まえ、目標値を変更 ・第3期：16.25→25%
3	**誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じる人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）で、公共的施設を安全・安心に利用できると感じている人（そう思う＋やや思う）の割合	市民アンケートにより、誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じているか実態を把握することで、各事業の取組の成果を測ることができる。	49.1% （H27） 〔2015〕	46.8% （R3） 〔2021〕	49.3%以上 （H29） 〔2017〕	49.7%以上 （R3） 〔2021〕	50%以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）のアンケートの数値を基準とし、H29(2017）は H27（2015）値+0.2%、R3（2021）は H29（2017）値+0.4%、R7（2025）は R3（2021）値+0.3%とする。
4	**駅利用者 10 万人以上の駅等におけるホームドア等の累計整備番線数**（まちづくり局調べ） 算出方法：駅利用者 10 万人以上の駅等（番線総数 47）のうち、ホームドアを整備した番線数の累計	ホームドア等は駅利用者の安全・安心を確保するものであり、整備番線数は国におけるホームドアの整備進捗の管理指標となっていることから指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	累計20番線 （R3） 〔2021〕	－	－	累計36番線以上 （R7） 〔2025〕	本市では、ホームドア等の整備に対する補助制度を設けて、鉄道事業者による整備促進を図っており、第2期までに 20 番線が完了した。これまでの整備状況等を勘案し、第3期では 36 番線をめざし、更なる駅利用者の安全・安心の確保に向けた取組を進める。
施策1-2-4　地域の生活基盤となる道路等の維持・管理								
直接目標	誰もが安全、快適に道路を利用できる							
1	**道路施設の健全度**（5 年以内に補修や修繕が不要な道路施設の割合）（建設緑政局調べ） 算出方法：5年以内に補修や修繕が不要な道路施設数（388）／道路施設総数（423）×100（%） ※「橋りょう長寿命化修繕計画」及び「道路維持修繕計画」の道路施設が対象	道路施設の計画的な維持・修繕を実施し、施設の健全度率を把握することにより、修繕の取組の成果を測ることができる。	73% （H26） 〔2014〕	92% （R2） 〔2020〕	81%以上 （H29） 〔2017〕	93%以上 （R3） 〔2021〕	98%以上 （R7） 〔2025〕	各道路施設に対して法令に基づく点検を実施し、補修や修繕が不要と判断される施設を段階的に増加させることで、安全・快適に利用できるまちをめざす。
2	**地籍調査等で得た道路等の座標値を道水路台帳平面図等管理・閲覧システムに搭載した累計点数**（建設緑政局調べ） 算出方法：道水路等の座標値を道水路台帳平面図等管理・閲覧システムに搭載した点数の実績値	復元性の高い測地成果 2011 による道水路等の座標値データのシステム搭載の進捗により、道路の効率的な管理や災害時の復旧に寄与する取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	第3期実施計画から新たに実施	－	－	累計58,000点以上 （R7） 〔2025〕	測地成果 2011 の基準で計測した道水路等の座標値について、年間 14,500 点以上をシステムに搭載することで、道路等の効率的な管理や災害時に早期に復旧できるまちをめざす。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
3	**不法占拠解消の累計件数** （建設緑政局調べ） 算出方法：不法占拠解消の実績値（R3（2021）年3月末時点の不法占拠件数 1,313件）	本市が管理する道路、河川、水路には、正当な権利がなく家屋や工作物等が占有し、行政財産本来の用途を妨げられている場所があるため、この不法占拠の解消を図ることで、誰もが安全、快適に道路を利用できるための取組の成果を測ることができる。	累計 90 件 （H26） 〔2014〕	累計 523 件 （R2） 〔2020〕	累計 330 件 以上 （H29） 〔2017〕	累計 650 件 以上 （R3） 〔2021〕	累計 970 件 以上 （R7） 〔2025〕	不法占拠対策の取組強化としてH23（2011）からの集中的な除去指導の実施により、解消件数が増加している。これまでの水準（年間 80 件程度）の維持をめざす。
4	**不法占拠者への指導の年間実施回数** （建設緑政局調べ） 算出方法：不法占拠解消のための指導実施の実績値（年間）	本市が管理する道路、河川、水路には、正当な権利がなく家屋や工作物等が占有し、行政財産本来の用途を妨げられている場所がある。不法占拠者への除去指導等の働きかけの実施回数により、不法占拠解消へ向けた取組の状況を把握することができる。	第3期実施計画から新たに設定	264 回 （R2） 〔2020〕	―	―	500 回 以上 （R7） 〔2025〕	年間指導回数を R2（2020）に対し倍程度の 500 回以上を目標とし、より頻度の高い指導を実施することで、当事者に継続的に不法行為を自覚させ、不法占拠の早期解消をめざす。
政策1-3　水の安定した供給・循環を支える								
施策1-3-1　安定給水の確保と安全性の向上								
直接目標	安全でおいしい水を安定的に供給する							
1	**重要な管路の耐震化率** （上下水道局調べ） 算出方法：耐震化された重要な管路の延長／重要な管路の総延長×100（%） ※重要な管路の総延長約 800km	水道管の総延長は膨大であり、災害時の市民生活への影響の大きさを考慮し、避難所・重要な医療機関等への供給ルートや震災時に被害が懸念される老朽配水管を重要な管路と位置づけて優先的に更新を進めており、この指標により、取組の成果を測ることができる。	70.6% （H26） 〔2014〕	93.1% （R2） 〔2020〕	85.1% 以上 （H29） 〔2017〕	97.5% 以上 （R3） 〔2021〕	100% （R4） 〔2022〕	これまでも、避難所のうち市立中学校や重要な医療機関等への供給ルートの耐震化と老朽配水管の更新による耐震化を進めてきたが、新たに市立小学校や高校等の避難所へと対象範囲を広げ、R4（2022）末に供給ルートの耐震化をめざす。 【第2期実施計画策定時】 ※上下水道事業中期計画に基づき、目標値を変更 ・第２期：96.2→97.5%
2	**管路の耐震化率** （上下水道局調べ） 算出方法：耐震化された管路の延長／管路の総延長×100（%） ※管路の総延長約 2,500km	水道管の総延長は膨大であり、災害時の市民生活への影響の大きさを考慮し、重要な管路の耐震化を優先的に進めているが、あわせて経年化した非耐震管の更新を進めており、この指標により、取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	36.7% （R2） 〔2020〕	―	38.3% 以上 （R3） 〔2021〕	44.9% 以上 （R7） 〔2025〕	重要な管路とは別に、老朽化対策として経年化が進行した管路の更新を進めていく必要があるため、非耐震管を経年に応じて更新による耐震化を進め、水道管路全体の耐震化をめざす。
3	**災害時の確保水量** （上下水道局調べ） 算出方法：災害時の確保済水量 目標確保水量約 16 万㎥	大規模な災害時において、一部の地域で水道が使用できない状況となった場合、配水池や配水塔に確保した水道水を応急給水に活用することになるため、この指標により、取組の成果を測ることができる。	2.8 万m^3 （H26） 〔2014〕	16.4 万m^3 （R2） 〔2020〕	11.1 万m^3 以上 （H29） 〔2017〕	16.4 万m^3 以上 （H30） 〔2018〕	16.6 万m^3 （R6） 〔2024〕	配水池・配水塔の耐震化を進めるとともに、2池以上あるものについては1池に緊急遮断弁を設置して、災害時の水道水として確保し、既に整備が完了した災害対策用貯水槽での確保水と合わせて H30（2018）末に約 16 万㎥を確保する。（この水量は、生命維持に必要な「1人1日3リットル」の飲料水、本市ピーク人口と予測される 158.7 万人（R12（2030））で仮定した場合、約 35 日分となる。） 【第3期実施計画策定時】 ※整備対象となる施設数が増えたため、目標値を変更（変更前の目標値（16.5 万 m^3）は、当初目標のとおり R4 の達成をめざす） ・第3期：16.5 万（R4） →16.6 万m^3（R6）
4	**開設不要型応急給水拠点の整備率** （上下水道局調べ） 算出方法：整備済数／開設不要型応急給水拠点の計画整備数×100（%） ※開設不要型応急給水拠点の計画整備数（配水池・配水塔等 9 か所、市立小・中学校 166 校）	これまでの応急給水拠点は、給水器具の設置等の作業を必要とするが、水飲み場を利用した開設不要型応急給水拠点の整備を推進することにより、災害時における応急給水の利便性及び迅速性を高めることができ、この指標により、取組の成果を測ることができる。	7.6% （H26） 〔2014〕	55.2% （R2） 〔2020〕	26.2% 以上 （H29） 〔2017〕	66.1% 以上 （R3） 〔2021〕	100% （R5） 〔2023〕	市立小・中学校の水飲み場や配水池・配水塔を利用する施設等であり、供給ルートの耐震化等とあわせて、R5（2023）末に整備の完了をめざす。 【第2期実施計画策定時】 ※整備対象となる施設数が増えたため、目標値を変更 ・第2期：65.7→66.1%

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
5	**工業用水道の浄水場等連絡管整備率** （上下水道局調べ） 算出方法：浄水場等連絡管整備完了路線数／浄水場等連絡管整備路線数×100（%）	事故時等における安定供給の継続・断水リスク軽減を目的として、浄水場間や送水管同士を連絡する管路の整備を推進しており、整備が完了した割合を指標とすることで、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	第3期実施計画から新たに実施	－	－	100% （R7） 〔2025〕	送水管の老朽化に伴う断水リスクや今後の送水管更新への対応として、長沢浄水場と生田浄水場を結ぶ浄水場連絡管及び3本の送水管を結ぶ送水連絡管の整備を実施し、R7（2025）末の完了をめざす。
施策1-3-2　下水道による良好な循環機能の形成								
直接目標	地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す							
1	**重要な管きょの耐震化率** （上下水道局調べ） 算出方法：重要な管きょの耐震化完了延長／重要な管きょの延長×100（%） ※重要な管きょとは、避難所や重要な医療機関と水処理センターを結ぶ管きょや緊急輸送路及び軌道下などに埋設されている管きょ等をいう。 ※重要な管きょ（川崎駅以北の地域）の延長99.9km（H30（2018）末時点で耐震診断結果により耐震性のない管きょの総延長）	被災時でも確実に下水道機能を確保する必要がある重要な管きょの耐震化を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。 （市内全域、川崎駅以南・以北の地域）	市内全域 第3期実施計画から新たに設定 川崎駅以南の地域 33.5% （H26） 〔2014〕 川崎駅以北の地域 第2期実施計画から新たに設定	市内全域 86.3% （R2） 〔2020〕 川崎駅以南の地域 99.2% （R2） 〔2020〕 川崎駅以北の地域 4.6% （R2） 〔2020〕	－ 川崎駅以南の地域 67.2%以上 （H29） 〔2017〕 川崎駅以北の地域 －	－ 川崎駅以南の地域 100% （R1） 〔2019〕 川崎駅以北の地域 9.6%以上 （R3） 〔2021〕	市内全域 89.7%以上 （R7） 〔2025〕 川崎駅以南の地域 100% （R7） 〔2025〕 川崎駅以北の地域 28.4%以上 （R7） 〔2025〕	避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きょの耐震化に向けた取組を踏まえ、R7（2025）末までの目標を定め、取組の推進をめざす。 ※市内全域の目標（第3期から設定）に加え、第2期までの取組実績や目標値を明らかにするため、川崎駅以南・以北の地域別の目標値も掲載した。
2	**避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きょの耐震化率** （上下水道局調べ） 算出方法：避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きょの耐震化完了延長／避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きょの延長×100（%）	市内全域の重要な管きょのうち、避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きょについては、大規模地震発生時においても特に下水道機能の確保が必要とされていることから、この指標により、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	59.7% （R2） 〔2020〕	－	－	89.0%以上 （R7） 〔2025〕	これまでの耐震化工事の整備実績等を踏まえ、R8（2026）までに完了させることを目標とし、第3期期間における整備対象管きょを定め（指標の目標値：89.0%以上）、取組を推進する。
3	**浸水対策実施率（丸子、宮崎、大師河原、馬絹、久末地区）** （上下水道局調べ） 算出方法：重点化地区の浸水対策完了済面積／浸水対策重点化地区対象面積×100（%） ※浸水対策重点化地区対象面積 847ha	近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることから、重点化地区に位置づけている地域の浸水対策を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	22.6% （H26） 〔2014〕	100% （R2） 〔2020〕	57.8%以上 （H29） 〔2017〕	100% （H30） 〔2018〕	100% （R7） 〔2025〕	H26（2014）段階での重点化地区の浸水対策について、H30（2018）末までに完了させることをめざす。 ※当該地区については、既に対策が完了しているが、第2期までの取組実績を明らかにするため、巻末に掲載した。
4	**浸水対策実施率（三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区）** （上下水道局調べ） 算出方法：重点化地区の浸水対策完了済面積／浸水対策重点化地区対象面積×100（%） ※浸水対策重点化地区対象面積 2,054ha	近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることへの対策として、新たに重点化地区に位置づけた地域において浸水対策を進めるにあたり、この指標により取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	24.3% （R2） 〔2020〕	－	29.3%以上 （R3） 〔2021〕	40.8%以上 （R7） 〔2025〕	浸水対策の内容や工期等を踏まえ、第3期実施期間において対策効果の発現が見込める三沢川地区（菅北浦地区）及び土橋地区を実施する（指標の目標値：40.8%以上）ものとし、R7（2025）末までに完了させることをめざす。

指標名 （指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
5	**排水樋管周辺地域の浸水対策累計実施数（令和元年東日本台風当日の床上浸水面積に対する解消率（想定））** （上下水道局調べ） 算出方法：対策の実施数（床上浸水解消済面積／床上浸水面積×100（%））	排水樋管周辺地域（山王、宮内、諏訪、二子、宇奈根地域）における短期対策、当面の対策、中期対策の実施数（令和元年東日本台風当日の床上浸水面積に対する解消率（想定））を指標とすることで、浸水対策の取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	累計 5 対策 （64.4%） （R2） 〔2020〕	―	―	累計 7 対策 （65.2%） （R7） 〔2025〕	令和元年東日本台風により水害が発生した排水樋管周辺地域（山王、宮内、諏訪、二子、宇奈根地域）における浸水対策について、短期対策、当面の対策、中期対策（計 11 対策）の内、R7 年度末までの目標を定め、取組の推進をめざす。 なお、中期対策（4対策）が供用された場合（R9（2027）予定）、床上浸水面積は 75.4%解消する見込み。
6	**合流式下水道改善率（雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されることへの対策）** （上下水道局調べ） 算出方法：合流式下水道改善対策完了区域面積／合流式下水道区域面積×100（%） ※合流式下水道区域面積 3,550ha	汚水と雨水を1本の管で集める合流式下水道は、雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されるしくみであることから、雨天時の放流回数を減らしたり、ごみを取り除いたりするなどの合流式下水道改善対策を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	68.5% （H26） 〔2014〕	73.5% （R2） 〔2020〕	73.5% 以上 （H29） 〔2017〕	73.5% 以上 （R3） 〔2021〕	100% （R5） 〔2023〕	合流式下水道は、雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されるしくみであることから、雨天時の放流回数を減らしたり、ごみを取り除いたりするなどの対策を進め、法令に基づいて R5（2023）末までに完了させることをめざす。 【第2期実施計画策定時】 ※上下水道事業中期計画に基づき、目標値を変更 ・第2期：83.6→73.5%
7	**高度処理普及率** （上下水道局調べ） 算出方法：全高度処理能力／全計画処理能力×100（%）（高度処理として取り扱うことのできる処理方法等を含む）	快適な水辺環境を確保するため、通常の下水処理では除去することが難しい、東京湾の赤潮などの原因物質である窒素やりんも大幅に除去することができる下水処理方法（高度処理）の導入を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	34.5% （R2） 〔2020〕	―	59.3% 以上 （R3） 〔2021〕	100% （R6） 〔2024〕	水処理センターの高度処理化を、「東京湾流域別下水道整備総合計画」で定められた目標年次である R6（2024）末までに完了させることをめざす。 （高度処理として取り扱うことのできる処理方法等を含む）
8	**管きょ再整備率（管きょ再整備重点地域）** （上下水道局調べ） 算出方法：再整備実施延長/再整備対象総延長×100（%） ※再整備対象延長：入江崎処理区及び加瀬処理区の一部	下水道の管きょに不具合が発生するリスクが大きく、再整備の優先度が高い「管きょ再整備重点地域」における管きょ再整備率（同地域における管きょの延長に対する管きょ再整備実施延長の割合）を指標とすることで、下水道の管きょの老朽化に対する取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	35.3% （R2） 〔2020〕	―	―	39.8% 以上 （R7） 〔2025〕	アセットマネジメント情報システムにより管きょの健全度予測やリスク評価を行うことで「管きょ再整備重点地域」における第3期実施期間の再整備対象管きょを選定（指標の目標値：39.8%以上）し、取組を推進する。 ※R3（2021）の管きょ再整備重点地域を対象とする
9	**温室効果ガス排出量の削減割合（2013 年度比）** （上下水道局調べ） 算出方法：H25（2013）の温室効果ガス排出量に対する削減割合 ※目標値を算定する上で使用する電力排出係数は、地球温暖化対策推進基本計画において市役所の温室効果ガス排出目標量を算定する際に使用した値を用いる。	下水道事業における地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの削減割合を指標とすることで、温室効果ガス削減の取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	▲21.6% （R2） 〔2020〕	―	―	▲27.7% 以上 （R7） 〔2025〕	地球温暖化対策推進基本計画の市内全域排出量の 2030 年度目標を起点に、下水道事業における R7（2025）末までの目標を定め、取組の推進をめざす。

指標名 （指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
政策1-4　誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる									
施策1-4-1　総合的なケアの推進									
直接目標	多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる								
1	**高齢者のうち、介護を必要とする人（要介護・要支援認定者）の割合** （健康福祉局調べ）	算出方法：・第２号被保険者を除く、要介護・要支援認定者数／市内高齢者数×100（%） ・前期高齢（65～74 歳）要介護・要支援認定者数/前期高齢者数×100（%） ・後期高齢（75 歳以上）要介護・要支援認定者数/後期高齢者数×100（%） ※10 月１日現在の実績値で算出	セルフケア意識の醸成や、若い頃からの健康づくり、高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防の取組等を推進し、介護を必要とする高齢者の増加を抑制することが重要であるため、その指標を設定することで取組の成果を測ることができる。	17.07% 前期高齢者 4.82% 後期高齢者 32.02% （H26） 〔2014〕	19.02% 前期高齢者 4.79% 後期高齢者 32.99% （R2） 〔2020〕	18.40%以下 前期高齢者 4.81%以下 後期高齢者 32.59%以下 （H29） 〔2017〕	19.18%以下 前期高齢者 5.15%以下 後期高齢者 33.04%以下 （R2） 〔2020〕	22.09%以下 前期高齢者 4.52%以下 後期高齢者 34.73%以下 （R7） 〔2025〕	高齢者人口の増加に伴い上昇する第 7 期介護保険事業計画の要介護・要支援認定者の推計値に対して、取組の実施により下回ることを目標とする。また、介護予防の効果を分かりやすく把握するため、前期高齢者と後期高齢者に分けて目標を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※第7期介護保険事業計画における推計の見直しにより、目標値を変更 ・第2期：20.50→19.18% ・第3期：22.86→22.99% 【第3期実施計画策定時】 ※「いきいき長寿プラン」の改定に伴い、目標値を変更 ・第3期：22.99→22.09% 前期高齢者 5.14%以下→4.52%以下 後期高齢者 35.50%以下→34.73%以下
2	**地域包括ケアシステムの考え方の理解度** （市民アンケート）	算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の「地域包括ケアシステムの内容を知っており、具体的にどのように行動したらよいか分かっている」と答えた人の割合	多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくるためには、地域において、将来のあるべき姿についての合意形成がなされるとともに、それを実現するための地域包括ケアシステムの必要性や考え方が地域全体で共有されることが必要であり、「理解度」を問うことで、取組の成果を測ることができる。 ※ここで言う「理解度」とは、地域包括ケアシステムの内容を知っていることに加え、具体的にどのように行動したらよいかが分かっていることとしている。	10.1% （H27） 〔2015〕	9.2% （R3） 〔2021〕	16.0%以上 （H29） 〔2017〕	32.0%以上 （R3） 〔2021〕	42.0%以上 （R7） 〔2025〕	H24（2012）に実施した第３回地域福祉実態調査において、H15 に設置された「保健福祉センター」の認知度が 70%となっている。「地域包括ケアシステム」についても、今後の取組により、10 年後にこれと同程度の一般化（認知度 70%）をめざしつつ、そのうち半数以上（6割）の市民が理解している（何をすべきかまで知っている）状況が、地域包括ケアシステムを持続可能なしくみとしていくために必要と考え、10 年後の目標値を 42%とする。
3	**地域包括ケアシステムの構築に向けた、地域みまもり支援センターの認知度** （健康福祉局調べ）	算出方法：地域福祉実態調査（無作為抽出 6,300 人）において、地域みまもり支援センターを「知っている」と答えた人の割合	困ったときの相談先の一つである「地域みまもり支援センター」の認知度により、困ったときに適切に相談につながる環境づくりの成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	31.0% （R1） 〔2019〕	－	－	50.0%以上 （R7） 〔2025〕	半数以上の市民が「地域みまもり支援センター」を知っている状態をめざす。
4	**在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数** （健康福祉局調べ）	算出方法：毎年度、開催する当該研修の受講者数を累計	高齢化が進行する中で、在宅での療養環境の整備に向けては、医療・介護の多職種による連携の推進が必須であり、そのためには、顔の見える関係づくりが重要である。そのため、区ごとに多職種でグループワーク等を行う当該研修の受講により、多職種連携を推進していることから、累計受講者数を指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	累計 308 人 （H26） 〔2014〕	累計 1,007 人 （R2） 〔2020〕	累計 750 人以上 （H29） 〔2017〕	累計 1,350 人以上 （R3） 〔2021〕	累計 1,750 人以上 （R7） 〔2025〕	川崎市在宅療養推進協議会に参画する医師会をはじめとした多職種関係団体を通じて受講者を募り、区ごとに多職種でグループワーク等を行い、顔の見える関係づくりを進めている。毎年 150 名程度（各区2テーブルずつ、９団体から１～２名程度の参加者を想定）を目標として、研修を実施することで、多職種連携の着実な推進をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※「いきいき長寿プラン」の改定に伴い、目標値を変更 ・第3期：1,950→1,750 人

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
5	**介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合**（高齢者実態調査） 算出方法：高齢者を対象とした調査（無作為抽出 23,000 人）の設問項目「介護予防の取組で実践していること」について、「地域の活動に参加」を選択した人の割合	地域の中で生きがいや役割を持って活動に参加することが、結果として介護予防につながり、地域の活動に参加する人が増えることで、自助・互助による介護予防等が促進されることから、これを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	10.6% （H25） 〔2013〕	11.0% （R1） 〔2019〕	10.6%以上 （H28） 〔2016〕	15.0%以上 （R1） 〔2019〕	20.0%以上 （R7） 〔2025〕	H28（2016）から新事業「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）」を実施するため、第1期の目標値は計画策定時の水準を維持し、その後は総合事業を推進する中でセルフケア意識の醸成を図り、地域の活動に参加する市民を着実に増やすことをめざす。
6	**民生委員児童委員の充足率**（健康福祉局調べ） 算出方法：民生委員児童委員現員数／民生委員児童委員定員数 × 100（%）	地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進める中で、民生委員児童委員は、地域福祉の重要な担い手であり、その充足率の向上は、地域での支え合いのしくみづくりに大きく貢献することから、これを指標とすることで取組の成果を測ることができる。なお、取組の充実の観点から第3期実施計画における新たな指標の設定に向けた検討を進める。	90.5% （H27.4） 〔2015.4〕	83.1% （R2.4） 〔2020.4〕	96.2%以上 （H30.4） 〔2018.4〕	97.2%以上 （R4.4） 〔2022.4〕	98.2%以上 （R8.4） 〔2026.4〕	全国平均や政令指定都市平均を大きく下回っている現状があるため、段階的に政令指定都市平均（97.2%（H26）（2014））を超える水準まで改善していくことを目標とする。
7	**民生委員児童委員の認知度**（健康福祉局調べ） 算出方法：地域福祉実態調査（無作為抽出6,300人）において、民生委員児童委員の役割や活動を「知っている」と答えた人の割合	民生委員児童委員の認知度により、地域課題の発見や行政へのパイプ役といった重要な役割の理解促進などの成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	53.9% （R1） 〔2019〕	－	－	70.0%以上 （R7） 〔2025〕	民生委員児童委員の役割や活動を知っている人を着実に増加させる目標値を設定する。 ※全国民生委員児童委員連合会のR1（2019）アンケート調査において、民生委員児童委員を「知っている」と回答した全国の割合（69.8%）を超える水準まで改善していくことを目標とする。
8	**認知症サポーター養成者数（累計）**（健康福祉局調べ） 算出方法：市が実施する「認知症サポーター養成講座」の受講者数の累計	認知症サポーター養成講座には、子どもから高齢者まで幅広い年代の地域住民や、企業・商店の従業員などさまざまな主体が参加するため、認知症サポーター養成者数を指標とすることにより、多様な主体による地域での支え合いのしくみづくりの取組の成果を測ることができる。	累計 24,034人 （H26） 〔2014〕	累計 70,024人 （R2） 〔2020〕	累計 35,900人以上 （H29） 〔2017〕	累計 78,480人以上 （R3） 〔2021〕	累計 110,480人以上 （R7） 〔2025〕	過去の実績等を踏まえて作成した「第7期いきいき長寿プラン」における計画値に基づき、年間 8,000 人以上のサポーターを養成していくことを目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※「いきいき長寿プラン」の改定に伴い、目標値を変更 ・第2期：53,900→78,480 人 ・第3期：71,900→110,480 人
施策1-4-2　高齢者福祉サービスの充実								
直接目標	介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる							
1	**介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数（主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数）**（健康福祉局調べ） 算出方法：本市における「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「（介護予防）小規模多機能型居宅介護」、及び「看護小規模多機能型居宅介護」の年間延べ利用者数	「地域密着型サービス」の普及状況を見ることにより、介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活しやすい環境がどの程度整っているかについて取組の成果を測ることができる。	10,380人/年 （H27） 〔2015〕	19,912人/年 （R2） 〔2020〕	19,668人/年以上 （H29） 〔2017〕	23,316人/年以上 （R2） 〔2020〕	39,586人/年以上 （R7） 〔2025〕	本市の介護保険事業計画（法定計画）において、要介護・要支援認定者数の推計値と、現在の地域密着型サービスの利用者数をもとに、サービス利用者数の目標数を算出しており、これを実施計画における目標値として設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※介護保険事業計画における推計の見直しにより、目標値を変更 第7期介護保険事業計画 ・第2期：26,340→23,316 人/月 ・第3期：36,554→38,568 人/月 【第3期実施計画策定時】 第8期介護保険事業計画 ・第3期：38,568→39,586 人/月

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2	**現在利用している在宅サービスの評価（「不満」のない方の割合）** （高齢者実態調査）	算出方法：要介護・要支援認定者（無作為抽出 9,000 人）を対象とするアンケートにおいて、現在利用している在宅サービスへの評価について、「不満」「やや不満」を除いた回答の割合	介護保険制度を中心とした介護保険サービスやその他の在宅生活を支援するサービスの提供にあたり、その評価を見ることで、在宅サービス提供の取組の成果を測ることができる。	94.3% （H25） 〔2013〕	94.0% （R1） 〔2019〕	94.3% 以上 （H28） 〔2016〕	94.3% 以上 （R1） 〔2019〕	94.3% 以上 （R7） 〔2025〕	高齢化の進展やニーズの多様化など社会状況の変化を踏まえ、これまでの高い水準を維持していくことをめざす。
3	**かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果（プロジェクト参加者の要介護度の改善率・維持率）** （健康福祉局調べ）	算出方法：同プロジェクトに参加する市内の介護サービス提供事業所において、該当年度の7月時点で、要介護状態にあった被保険者の約1年後の状態（改善、維持又は悪化）を把握	プロジェクト対象者の一定期間の要介護度状態区分変化の推移を見ることにより、取組の成果を測ることができる。	改善 16.7% 維持 63.9% （H27） 〔2015〕	改善 6.2% 維持 78.0% （R2） 〔2020〕	改善 17% 以上 維持 65% 以上 （H29） 〔2017〕	改善 17% 以上 維持 65% 以上 （R3） 〔2021〕	改善 17% 以上 維持 65% 以上 （R7） 〔2025〕	要介護度の状態区分変化については、H27（2015）に実施したモデル事業対象者の状態の推移（実績：改善 16.7%、維持 63.9%）を踏まえ、それを上回る「改善 17%、維持 65%」を目標に設定する。
4	**かわさき健幸福寿プロジェクトの参加事業所数※** （健康福祉局調べ）	算出方法：同プロジェクトに参加する介護サービス事業所数（該当年度の事業終了時期である翌年6月末時点） ※「かわさき健幸福寿プロジェクト」は、要介護度等の改善・維持に向けた取組を評価するもので、今後、これらの取組が介護保険制度に反映された場合は、事業を見直す場合がある。	プロジェクトに参加する事業所数を測ることで、自立支援に向けて積極的に取り組む介護サービス事業所の拡大状況が把握できる。	第2期実施計画から新たに設定	256 事業所 （R2） 〔2020〕	―	300 事業所 以上 （R3） 〔2021〕	400 事業所 以上 （R7） 〔2025〕	自立支援に重点を置いたケアに関する講習会や事例発表会などの機会を通じて当プロジェクトの普及啓発を進めることにより、着実に参加事業所数を増加させる目標とする。
5	**介護人材の不足感** （介護人材の確保・定着に関する実態調査）	算出方法：市内の介護保険サービス事業所（無作為抽出（647 事業所回答）へのアンケートの結果、介護職をはじめとする従業員について「大いに不足」「不足」「やや不足」を合計した回答の割合	市内の介護保険サービス事業所において、介護職をはじめ従業員の不足状況を見ることで、介護人材の確保に向けた取組の成果を測ることができる。	75.7% （H25） 〔2013〕	75.8% （R1） 〔2019〕	74% 以下 （H28） 〔2016〕	72% 以下 （R1） 〔2019〕	70% 以下 （R7） 〔2025〕	介護人材の確保・定着は、事業者自らが主体的に取り組むことが重要であるが、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる R7（2025）に向けて、不足が生じないよう、行政として支援する必要がある。全国を対象とした調査においても、半数以上の事業者が不足感を覚えている状況の中、本市としても安定的な福祉サービスを提供するために事業者の支援を行うことで、介護人材の不足が着実に解消されていくことを目標とする。
6	**介護人材マッチング・定着支援事業の求職者のうち就職した人数** （健康福祉局調べ）	算出方法：介護職員初任者研修等の実施や事業所とのマッチングにより、市内事業所に就業した人数（年間）	本市が取り組む介護人材の「人材の呼び込み」「就労支援」「定着支援」「キャリアアップ支援」を一元的に実施しており、一連の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	82 人 （R2） 〔2020〕	―	―	100 人 以上 （R7） 〔2025〕	介護サービス事業所における人材確保のため、介護サービス事業所への求職者等に対し、介護の知識の習得や人材育成を行う研修を実施したのち、無料人材紹介として市内事業所等とのマッチングを行い、就業した人数を着実に増加させることを目標とする。

	指標名 （指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策1-4-3　高齢者が生きがいを持てる地域づくり									
直接目標	高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる								
1	**収入を伴う仕事をしている高齢者の割合** （高齢者実態調査）	算出方法：高齢者を対象とする調査（無作為抽出23,000 人）において「収入が伴う仕事をしている」と回答した高齢者の割合	高齢者の就労が、生きがいにつながることから、高齢者の就労状況を把握することにより、高齢者の生きがいづくりに係る取組の成果を測ることができる。	26.7% （H25） 〔2013〕	31.8% （R1） 〔2019〕	27.8% 以上 （H28） 〔2016〕	32.5% 以上 （R1） 〔2019〕	38.3% 以上 （R7） 〔2025〕	働く意欲のある高齢者は増加しているが、高齢化がますます進行する中、就労率は停滞傾向である。そのため、積極的な普及・啓発や環境整備等に努めることなどにより、計画策定時の値から着実に向上させる目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第2期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：28.9→32.5% ・第3期：30.0→38.3%
2	**ほぼ毎日外出している高齢者の割合** （高齢者実態調査）	算出方法：高齢者を対象とする調査（無作為抽出23,000 人）において、「ほぼ毎日外出している」と回答した高齢者の割合	高齢者がほぼ毎日外出することにより、高齢者の健康づくりや、主体的な社会参加を促進する取組の成果を測ることができる。	48.1% （H25） 〔2013〕	52.5% （R1） 〔2019〕	50.0% 以上 （H28） 〔2016〕	52.5% 以上 （R1） 〔2019〕	55.0% 以上 （R7） 〔2025〕	元気で活力のある高齢者が増え、外出する頻度も増加傾向である中、今後も社会参加の促進や、外出支援等を推進することで、高齢者の外出頻度を着実に増加させることを目標とする。
3	**高齢者向け施設（いきいきセンター）の利用実績** （指定管理事業報告書）	算出方法：いきいきセンターの延べ利用者数（年間）	教養の向上やレクリエーション活動のほか、元気な高齢者のふれあいの場としての機能を担う「いきいきセンター」の利用実績の状況により、高齢者の主体的な社会参加に向けた取組の成果を測ることができる。	289,028 人 （H25） 〔2013〕	111,242 人 （R2） 〔2020〕	29 万 人 以上 （H29） 〔2017〕	29.1 万 人 以上 （R3） 〔2021〕	29.2 万 人 以上 （R7） 〔2025〕	高齢者の多様な価値観が広がる中、高齢者向け施設の利用者数が減少する傾向があるが、比較的若い高齢者を取り込む施策や、多世代交流を進めることなどにより、社会参加を着実に増加させることを目標とする。
4	**生活に「はり」や「楽しみ」を感じている高齢者の割合** （高齢者実態調査）	算出方法：高齢者を対象とする調査（無作為抽出23,000 人）において、生活に「はり」や「楽しみ」を“とても感じる”あるいは“まあ感じる”と回答した高齢者の割合	生活に「はり」や「楽しみ」を感じている割合が増えることにより、高齢者が生きがいを持って生活している環境づくりの取組の成果を測ることができる。	35.1% （H25） 〔2013〕	43.4% （R1） 〔2019〕	36% 以上 （H28） 〔2016〕	50% 以上 （R1） 〔2019〕	55% 以上 （R7） 〔2025〕	高齢化がますます進行し、高齢者を取り巻く環境が変化するとともに、ニーズも多様化している状況の中、高齢者への施策の充実を図ることで、生きがいを持つ方を着実に増加させることを目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、伸び率及び第7期いきいき長寿プラン策定経過における意見を踏まえ目標値を変更 ・第2期：37→50% ・第3期：38→55%
施策1-4-4　障害福祉サービスの充実									
直接目標	障害者が生活しやすい環境をつくる								
1	**日中活動系サービスの利用者数** （健康福祉局調べ）	算出方法：日中活動系サービスの利用実績（各年度の3月実績）	「日中活動系サービス」の利用実績を指標とすることにより、障害者の地域生活を支える環境の充実に向けた取組の成果を測ることができる。	4,324 人／月 （H26） 〔2014〕	6,142 人／月 （R2） 〔2020〕	4,865 人／月 以上 （H29） 〔2017〕	6,928 人／月 以上 （R3） 〔2021〕	7,254 人／月 以上 （R7） 〔2025〕	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第5次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※H30（2018）から対象の事業所に就労定着支援を追加されること、及び国が示す指針や過去の実績を踏まえ必要なサービス量を算出し、目標値を変更 ・第2期：5,094→6,928 人／月 ・第3期：5,333→7,254 人／月

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2	**グループホームの利用者数** （健康福祉局調べ）		グループホームの利用者数を指標とすることで、障害者が地域で自立した生活を送るための環境の充実に向けた取組の成果を測ることができる。	998 人/月 （H26） 〔2014〕	1,437 人/月 （R2） 〔2020〕	1,331 人/月 以上 （H29） 〔2017〕	1,459 人/月 以上 （R3） 〔2021〕	1,819 人/月 以上 （R7） 〔2025〕	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第5次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※国が示す指針及び過去の実績等に基づき、必要なサービス量を再精査し、目標値を変更 ・第2期：1,669→1,459 人/月 ・第3期：2,093→1,819 人/月
	算出方法	市内グループホームのサービス利用実績（各年度の3月実績）							
3	**長期（1年以上）在院者数（精神障害）** （健康福祉局調べ）		精神障害者の長期在院者の状況を把握することにより、障害のある方の、地域移行の促進に向けた取組の成果を測ることができる。	65 歳未満 306 人 65 歳以上 345 人 （H25） 〔2013〕	65 歳未満 311 人 65 歳以上 449 人 （R2） 〔2020〕	65 歳未満 271 人 以下 65 歳以上 290 人 以下 （H29） 〔2017〕	65 歳未満 234 人 以下 65 歳以上 401 人 以下 （R3） 〔2021〕	65 歳未満 189 人 以下 65 歳以上 368 人 以下 （R7） 〔2025〕	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第5次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。なお、65 歳以上は認知症などの長期入院による治療が必要な疾患が発生しやすいこと等から、地域移行を促すための政策効果を分かりやすく把握するため 65 歳以上と 65 歳未満に分けて目標を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※国が示す指針及び過去の実績等に基づき、政策効果による地域移行をめざす人数を再精査し、目標値を変更 ・第2期： 65 歳未満 223→234 人 65 歳以上 239→401 人 ・第3期： 65 歳未満 176→189 人 65 歳以上 188→368 人
	算出方法	1年以上在院した精神障害者の年度合計							
4	**市内の相談支援事業所が、精神障害者の地域移行支援を実施した人数** （健康福祉局調べ）		精神障害者の地域移行支援の実施人数を把握することにより、地域の支援体制の構築状況等、地域移行の促進に向けた取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	61 人 （R2） 〔2020〕	－	－	61 人 以上 （R7） 〔2025〕	精神障害者の地域移行支援を実施する相談支援事業が限られている現状を踏まえ、地域の支援体制を充実させ、地域移行支援を実施した人数を着実に増加させるため、現状値以上の支援の実施を目標とする。 ※H28（2016）～H30（2018）までに地域移行支援を実施した人数を基準に平均値を算出し、同様の水準以上を目標とする。
	算出方法	市内の相談支援事業所が精神科病院入院者に対し、地域移行支援を実施した人数を、毎年実施される調査を基に算出							

指標名 （指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第１期	第２期	第３期	
施策1-4-5　障害者の自立支援と社会参加の促進									
直接目標	障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる								
1	**障害福祉施設からの一般就労移行者数** （健康福祉局調べ）		福祉施設から一般就労への移行者数を見ることにより、企業等への一般就労を希望する障害者の自立に向けた取組の成果を測ることができる。	180 人 （H26） 〔2014〕	213 人 （R2） 〔2020〕	228 人以上 （H29） 〔2017〕	272 人以上 （R3） 〔2021〕	345 人以上 （R7） 〔2025〕	障害者雇用率の引上げが見込まれていることにより、当面の間、企業の障害者雇用、企業での一般就労を希望する障害者数は増加していく状況の中、国の指針等を参考に、第１期の目標値を設定する。中長期的には、障害者雇用をめぐる施策状況は不透明ではあるが、引き続き同等の伸び率を確保することを目標とする。 【第２期実施計画策定時】 ※国の指針やハローワークや就労支援機関との連携体制など本市の実情を踏まえ対象者を市民から市内事業所利用者に変更したこと、及び過去の実績に基づき、目標値を変更 ・第２期：250→272 人 ・第３期：300→315 人 【第３期実施計画策定時】 ※第５次ノーマライゼーションプラン策定の際に設定した R1（2019）から R5（2023）への増加数を踏まえ、同様の増加数で R7（2025）目標値を変更 ・第３期：315→345 人
	算出方法	就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業等から一般就労への移行者数（年度合計）							
2	**障害者が社会参加しやすいまちだと思う市民の割合** （市民アンケート）		誰もが安心して暮らせる地域をつくるために、障害の有無にかかわらず多様性のあるまちをつくることが必要であり、障害者の社会参加状況に対する市民の実感を把握することで、取組の成果を測ることができる。	30% （H27） 〔2015〕	28.6% （R3） 〔2021〕	31%以上 （H29） 〔2017〕	33%以上 （R3） 〔2021〕	35%以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえるとともに、施策の効果により障害者の社会参加を着実に増加させることを目標とする。
	算出方法	市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）において、本市が、障害のある方が社会参加しやすいまちだと「思う」又は「ある程度そう思う」と回答した人の割合							
3	**障害福祉施設から一般就労した方の１年後の就労定着率** （健康福祉局調べ）		既存の指標である「障害福祉施設からの一般就労移行者数」について、就職から１年後の就労定着率を指標とすることで、障害者が企業で活躍する職場環境整備の状況や各就労支援機関の就職後の支援の成果を測ることができる。	第３期実施計画から新たに設定	72.9% （R1） 〔2019〕	－	－	75.3%以上 （R7） 〔2025〕	施策の取組等により、障害者雇用が進むことで、企業の環境整備、各就労支援機関の就職後の支援について、より個別性の高い対応が求められ、職場定着の困難な方に対する支援も必要とされている。 今後、定着支援の重要性を踏まえ、支援の困難性が高い状況においても一層の関係機関連携等により、現状を維持するよう、過去の実績に基づく同様の水準を目標値に設定する。
	算出方法	就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業等から一般就労した１年後の定着率（年度合計）							
4	**ひきこもり地域支援センターで対応するひきこもりに関する相談の件数** （健康福祉局調べ）		広くひきこもり状態にある本人、家族からの相談に対し、市民にとって分かりやすく相談しやすい一次相談窓口としての機能を測るため、ひきこもり地域支援センターでの相談件数を取組の成果を測る指標とする。	第３期実施計画から新たに設定	1,418 件 （R2） 〔2020〕	－	－	1,800 件以上 （R7） 〔2025〕	全国のひきこもり地域支援センターにおける相談件数の伸び率（H27→R1：124.6％）を基準として、目標値を設定する。
	算出方法	ひきこもり地域支援センターで対応したひきこもりに関する電話、メール、訪問、来所による相談件数（年度合計）							

指標名 （指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第１期	第２期	第３期	
施策1-4-6　誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備									
直接目標	それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える								
1	**住宅に関する市民の満足度** （まちづくり局調べ）	算出方法：市民へのアンケート調査における住宅に対する総合的な評価で（満足+まあ満足）とした人の割合 ※国土交通省（住生活総合調査）から独自集計	住宅政策は、住宅の供給から維持や改修まで、住宅に関する施策を幅広く総合的に展開する必要があるため、市民の住宅に関する満足度の変化を見ることで、多岐にわたる住宅政策の取組の成果を測ることができる。	73% （H25） 〔2013〕	70% （H30） 〔2018〕	⇒	77% 以上 （H30） 〔2018〕	80% 以上 （R5） 〔2023〕	計画策定時において、本市は全国、神奈川県、横浜市と同等の値となっている。また、これまで順調に値が上昇していることから、上昇値の近似を取り、目標値を設定する。
2	**既存住宅の流通シェア率**（まちづくり局調べ）	算出方法：持家として取得した既存住宅戸数／持家として取得した既存住宅戸数＋新設住宅着工戸数 ※総務省「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「建築着工統計調査」から独自集計	市場に流通した既存住宅比率を把握することで、ミスマッチの解消や高齢期の住み替えなど、既存住宅の質の向上や活用、流通促進に係る取組の成果を測ることができる。	第３期実施計画から新たに設定	18.2% （H30） 〔2018〕	－	－	20.2% 以上 （R5） 〔2023〕	「住宅基本計画」（H29（2017）改定）に掲げる既存住宅の流通シェア率 20.2%（R5（2023）末時点）を目標とする。 なお、目標値については、計画改定時の上昇値の近似を取るとともに、本市の値が全国平均や神奈川県、横浜市と比較して低い状況にあることを踏まえ、目標値を設定している。
3	**生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅の団地（100 戸以上）の割合** （まちづくり局調べ）	算出方法：生活支援施設等を併設（7団地）+地域と連携した取組等を実施（15 団地）した 100 戸以上の市営住宅団地／100 戸以上の市営住宅団地（57 団地）の総数	住生活の安心を支えるサービスが地域において提供され、必要に応じてサービスを受けられる環境の整備が必要であり、その取組の一環として市営住宅資産を活用した取組を指標とすることで、取組の成果を測ることができる。なお、生活支援施設の併設等の施設の導入には一定規模が必要となることから、100 戸以上の市営住宅を対象とした。また、国が定めた「住生活基本計画（全国計画）」の成果指標においても、同様に 100 戸以上を対象としていることから、本市と国とを比較することも考慮している。	17% （H26） 〔2014〕	38.6% （R3） 〔2021〕	24% 以上 （H29） 〔2017〕	26% 以上 （R3） 〔2021〕	40% 以上 （R7） 〔2025〕	地域包括ケアシステムに関連した取組として、市営住宅の空き家や空き駐車場を積極的に活用していくとともに、一定規模以上の建替えの際には可能な限り余剰地を創出し、生活支援施設等を誘致することをめざした目標値とする。 【第３期実施計画策定時】 ※第２期期間の取組の進捗状況等を踏まえ、目標値を変更 ・第３期：28→40%

指標名 （指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策1-4-7　生き生きと暮らすための健康づくり									
直接目標	健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす								
1	**主観的健康観（「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合）** （健康意識実態調査）	算出方法：無作為抽出による市民アンケート（3,500 人）で、「非常に健康である」「ほぼ健康である」と回答した人の割合	健康であると自ら意識できることは生活の質を高める上でも重要な要素であることから、主観的健康観を健康づくりの取組の成果を測る指標とする。	男性 73.7% 女性 76.8% （H23） 〔2011〕	男性 71.7% 女性 79.0% （H28） 〔2016〕	男性 75.5% 以上 女性 78.5% 以上 （H28） 〔2016〕	男性 77.0% 以上 女性 80.0% 以上 （R3） 〔2021〕	男性 77.0% 以上 女性 80.0% 以上 （R7） 〔2025〕	国、他自治体の調査結果等を参考としつつ、およそ8割の市民が「自分は健康」と感じられる状況を、めざす社会像と想定し、またこれまでの国や他都市アンケートや、国の健康寿命等でも表出する男女差を考慮した上で、女性80%、男性 77%を目標値とする。 ※第３期の指標年度は、健康増進計画次期計画の中間評価の前年度を想定している。健康日本 21（国計画）の次期計画年数が示されていないため、今後変更する可能性がある。
2	**特定健康診査実施率** **特定保健指導実施率** **（国民健康保険）** （特定健康診査・特定保健指導実施状況報告）	算出方法：・特定健康診査受診者数／特定健康診査対象者数×100（%） ・特定保健指導終了者数／特定保健指導対象者数×100（%）	国民健康保険の被保険者の生活習慣病を予防するためには、特定健康診査及び特定保健指導を適切に受けることが重要であることから、その取組の成果を測る指標とする。	24.5% 6.0% （H26） 〔2014〕	25.8% 6.0% （R2） 〔2020〕	33% 以上 22% 以上 （H29） 〔2017〕	32.5% 以上 10.5% 以上 （R3） 〔2021〕	35.5% 以上 13.5% 以上 （R7） 〔2025〕	過去の実績や実施率向上に向けた取組の状況を踏まえ、「特定健康診査等実施計画」に合わせて、年次別目標値を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※「特定健康診査等実施計画」の改定に伴い、目標値を変更 【特定健康診査実施率】 ・第2期：33→32.5% ・第3期：33→35.5% 【特定保健指導実施率】 ・第2期：22→10.5% ・第3期：22→13.5%
3	**がん検診受診率** （国民生活基礎調査（厚生労働省））	算出方法：厚生労働省が実施する無作為抽出による全国調査（概ね 720,000 人）をもとに本市における受診率を算出 過去1年以内（胃がん・子宮がん・乳がんは過去２年以内）に当該がん検診を受診した人の割合	がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期発見・早期治療することが重要であるため、がん検診受診率を指標として設定する。	肺がん 44.5% 大腸がん 40.5% 胃がん 42.2% 子宮がん 46.1% 乳がん 46.1% （H25） 〔2013〕	肺がん 50.5% 大腸がん 47.3% 胃がん 53.5% 子宮がん 48.5% 乳がん 48.5% （R1） 〔2019〕	肺がん 50% 以上 大腸がん 45% 以上 胃がん 45% 以上 子宮がん 50% 以上 乳がん 50% 以上 （H28） 〔2016〕	肺がん 50% 以上 大腸がん 50% 以上 胃がん 50% 以上 子宮がん 50% 以上 乳がん 50% 以上 （R1） 〔2019〕	肺がん 50% 以上 大腸がん 50% 以上 胃がん 50% 以上 子宮がん 50% 以上 乳がん 50% 以上 （R7） 〔2025〕	「がん対策基本法」に基づく「がん対策推進基本計画」の目標値（すべての種別で50%以上）をめざし、段階的に受診率の向上を図る目標値を設定する。 ※がん検診受診率については、国のデータヘルス改革の動向等を踏まえ、引き続き適切な指標を検討する。

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
4	**40 歳代の糖尿病治療者割合（国民健康保険）** （健康福祉局調べ）		生活習慣病治療者の割合は 40 歳以降急増する。この年代の糖尿病治療者割合の抑制により、これ以降の割合の抑制も期待できることから、これを指標とすることにより、市民が主体的に健康づくり・生活習慣病予防に取り組み、重症化の予防を促進する取組の成果を測ることができる。	3.1% （H26） 〔2014〕	2.9% （R2） 〔2020〕	3.0% 以下 （H29） 〔2017〕	3.0% 以下 （R3） 〔2021〕	3.0% 以下 （R7） 〔2025〕	過去の推移を勘案し、神奈川県平均（3.35%（H26）〔2014〕）より低い現状値の維持を基本とし、計画策定時の値を下回ることをめざした目標値とする。
	算出方法	国保データベースシステムにより算出した 40 歳代の糖尿病治療者数／40 歳代の国民健康保険被保険者数）×100（%）							
5	**食に関する地域での活動に参加する人の割合** （①食育に関する地域活動への参加割合：食育の現状と意識に関する調査） （②食生活改善推進員数：健康福祉局調べ）		地域における食育を推進するためには、食生活改善を中心としたボランティアを養成し、ボランティアと連携した取組により市民が食に関心を持ち、食育の取組を広げていくことが大切であることから、「食に関する地域での活動に参加する人の割合」を食育推進の担い手及び地域における食育に関する活動促進に向けた取組の成果を測る指標とする。	①食育に関する地域活動参加 38.3% （H24） 〔2012〕 ②食生活改善推進員数 3,862 人 （H26） 〔2014〕	①食育に関する地域活動参加 31.2% （R2） 〔2020〕 ②食生活改善推進員数 4,264 人 （R2） 〔2020〕	①食育に関する地域活動参加 ⇒ ②食生活改善推進員数 4,100 人以上 （H29） 〔2017〕	①食育に関する地域活動参加 40% 以上 （R2） 〔2020〕 ②食生活改善推進員数 4,300 人以上 （R3） 〔2021〕	①食育に関する地域活動参加 41% 以上 （R7） 〔2025〕 ②食生活改善推進員数 4,500 人以上 （R7） 〔2025〕	①食育に関する地域活動参加者は食生活改善推進員の活動を基軸に地域へ活動を広げていくことを想定し、第３期に向けて段階的な増加をめざす。 ②食生活改善推進員は H29（2017）までに県と同じ伸び率（約 1.07%）を達成し、その後は各期 200 人ずつ養成することをめざす。
	算出方法	①「川崎市の食育の現状と意識に関する調査」（無作為抽出 3,500 人）の「日頃から、健全な食生活を行うために「食育」に関する何らかの活動や行動をしている人」について、「積極的にしている」、「できるだけするようにしている」又は「あまりしていない」と回答した人の割合 ②「食生活改善推進員養成教室」（各区役所地域みまもり支援センター）修了者数の累計						

指標名 （指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第１期	第２期	第３期	
政策1-5　確かな暮らしを支える									
施策1-5-1　確かな安心を支える医療保険制度等の運営									
直接目標	信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する								
1	国民健康保険料収入率等 （健康福祉局調べ）	算出方法：現年度分収入率 ＝ 収入金額／調定金額×100（%） 収入未済額：前年度までに納期限が到来した調定のうち、収入とならなかった金額の累計	収入率の向上と滞納額の圧縮は、国民健康保険事業の運営及び保険料負担の公平性の確保にとって重要な指標であり、その変化を見ることで、取組の成果を測ることができる。	【現年度分】92.96% 【収入未済額】67 億 5,319 万円 （H26）〔2014〕	【現年度分】94.76% 【収入未済額】30 億 7,700 万円 （R2）〔2020〕	【現年度分】93.8% 以上 【収入未済額】50 億円 以下 （H29）〔2017〕	【現年度分】95.0% 以上 【収入未済額】30 億円 以下 （R3）〔2021〕	【現年度分】95.2% 以上 【収入未済額】25 億円 以下 （R7）〔2025〕	計画策定時において政令指定都市トップ水準であるため、それを維持し、また、収入未済額はピークの H20（2008）（145.7 億円）からの 100 億円減をめざすことを目標とする。 【第２期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値を踏まえ、目標値を変更 【現年度分収納率】 ・第２期：94→95% ・第３期：94→95% 【収入未済額】 ・第２期：40→30 億円 ・第３期：40→30 億円 【第３期実施計画策定時】 ※川崎市債対策本部で示された指針との整合性を図るとともに、これまでの実績値を踏まえ、目標値を変更 【現年度分収納率】 ・第３期：95.0→95.2% 【収入未済額】 ・第３期：30→25 億円
2	後期高齢者医療保険料収入率等 （健康福祉局調べ）	算出方法：現年度分収入率 ＝ 収入金額／調定金額×100（%） 収入未済額：前年度までに納期限が到来した調定のうち、収入とならなかった金額の累計	収入率の向上及び収入未済額の圧縮は、後期高齢者医療制度の運営及び保険料負担の公平性の確保にとって重要な指標であり、その変化を見ることで、取組の成果を測ることができる。	【現年度分】99.31% 【収入未済額】9,737 万円 （H26）〔2014〕	【現年度分】99.62% 【収入未済額】8,377 万円 （R2）〔2020〕	【現年度分】99.45% 以上 【収入未済額】8,900 万円 以下 （H29）〔2017〕	【現年度分】99.48% 以上 【収入未済額】8,900 万円 以下 （R3）〔2021〕	【現年度分】99.66% 以上 【収入未済額】8,148 万円 以下 （R7）〔2025〕	計画策定時において現年度分収入率は政令指定都市平均（99.17%（H26）〔2014〕）を上回っており、目標値は政令指定都市最上位の水準となる値を設定している。第１期までに目標を達成し、第２期以降はその水準を維持することをめざす。 また、調定額に対する収入未済額の比率は１%以下であり、その水準を維持することを目標とする。 【第２期実施計画策定時】 ※現年度分収納率については、取組を強化するため、目標値を変更 ・第２期：94.45→99.48% ・第３期：94.45→99.48% 【第３期実施計画策定時】 ※川崎市債対策本部で示された指針との整合性を図るとともに、これまでの実績値を踏まえ、目標値を変更 【現年度分収納率】 ・第３期：99.48⇒99.66% 【収入未済額】 ・第３期：8,900 万円⇒8,148 万円

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策1-5-2　自立生活に向けた取組の推進									
直接目標	健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす								
1	**生活保護から経済的に自立（収入増による保護廃止）した世帯の数**（健康福祉局調べ）	算出方法：本市で生活保護廃止となった者のうち、その理由が収入増であった世帯の実績値（年度合計）	生活保護法は健康で文化的な最低限度の生活の保障及び自立助長をその目的としており、自立可能な世帯に対して支援を行うことが常に求められている。そこで、稼働能力や他法・他施策の活用により経済的自立を果たした世帯数を取組の成果を測る指標とする。	608世帯（H26）〔2014〕	595世帯（R2）〔2020〕	650世帯以上（H29）〔2017〕	650世帯以上（R3）〔2021〕	650世帯以上（R7）〔2025〕	将来的な経済的に自立した世帯数の動態は流動的であるため、直近で最大値である H24（2012）の数値を維持することを目標として設定する。
2	**学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率**（健康福祉局調べ）	算出方法：本市が実施している、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生の高校等進学率の実績値 高校等への進学者数（90人）／事業利用者数（90人）	生活保護受給世帯で育った子どもが、大人になって再び生活保護を受給することとなるなど、貧困が世代を超えて、親から子へと受け継がれることを防止し、子どもたちの未来の選択肢を広げ、将来の自立の促進を図るため、生活保護受給世帯の中学生を対象に、高校等への進学に向けた学習支援を行っていることから、高校等への進学実績を取組の成果を測る指標とする。	99%（H26）〔2014〕	100%（R2）〔2020〕	100%（H29）〔2017〕	100%（R3）〔2021〕	100%（R7）〔2025〕	学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生について、すべての生徒の高校等進学を目標に取組を実施する。
3	**だい JOB センターの支援を通じて状況が改善した割合**（健康福祉局調べ）	算出方法：だい JOB センターの支援開始時と終了時において評価を行い、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」のいずれかの状況が改善した割合を算出	だいJOBセンターの利用者は、失業の他にもさまざまな要因により生活に困窮している方が多い。だいJOBセンターでは、こうした複合的課題を整理し、解決に向けた支援を行っていることから、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」の複数の項目の改善状況を指標とすることで、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	73%（R2）〔2020〕	－	－	75%以上（R7）〔2025〕	H29（2017）から R2（2020）の平均（73%）を基準とし、利用者に寄り添った支援を着実に実施することで、更なる向上を目標に取組を実施する。 ※H29（2017）から R2（2020）の実績値は年度により上下し、差があるため、平均値を基準に、毎年 0.5 ポイントずつ上昇させる。
4	**就労支援事業等に参加可能な人の事業参加率**（健康福祉局調べ）	算出方法：稼働能力を有する被保護者（稼働能力を十分に活用している者、稼働能力を失った者等を除く。）のうち、福祉事務所で実施する就労支援事業に参加している人の割合を算出	生活保護法は健康で文化的な最低限度の生活の保障及び自立助長をその目的としており、被保護者の能力に応じた経済的自立、社会生活自立等に向けた支援を行うことが常に求められている。そこで、稼働能力を有する被保護者のうち、就労支援事業等に参加し自立に向けた取組を行っている被保護者の割合を取組の成果を測る指標とする。	第3期実施計画から新たに設定	53%（R2）〔2020〕	－	－	65%以上（R7）〔2025〕	国の「経済・財政再生計画改革工程表 2018 改定版」において、改革の進捗管理や測定に必要となる指標として定められている割合を達成することを目標に取組を実施する。

指標名 （指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第１期	第２期	第３期	
政策1-6　市民の健康を守る									
施策1-6-1　医療供給体制の充実・強化									
直接目標	いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える								
1	**かかりつけ医がいる人の割合** （市民アンケート）	算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）における、設問『かかりつけ医はいますか？』に対し『有』と回答した人の割合	市民が医療機関の役割について理解を進め、適切に活用することによって、医療機関はその機能を十分に発揮することができる。かかりつけ医を持つ人の割合が増えることで、救急医療を含む医療の適正な利用が促進されることから、これを指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	57.5% （H26） 〔2014〕	58.6% （R3） 〔2021〕	58% 以上 （H29） 〔2017〕	60% 以上 （R3） 〔2021〕	61% 以上 （R7） 〔2025〕	医療の適正利用の一層の促進を図るため、計画策定時における過去5年間 58%前後で推移している割合を、普及啓発等により段階的に引き上げ、市民の6割がかかりつけ医を持つことを目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第2期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：59→60% ・第3期：60→61% 【第3期実施計画策定時】 ※休日急患診療所患者統計から市民アンケートに算出方法を変更
2	**身近な地域の医療機関を受診する市民の割合（平日日中の発熱等への対応）** （市民アンケート）	算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）における、設問「発熱や痛みなど体調の変化があった際に、平日の日中に医療機関を受診するときの対応」について、『地域の診療所・クリニックを受診する』と回答した人の割合	市民が医療機関の役割について理解を進め、適切に活用することによって、医療機関はその機能を十分に発揮することができる。発熱などによる体調の変化があった場合に、身近な地域の医療機関を適切に受診する人の割合が増えることで、救急医療を含む医療の適正な利用が促進されることから、指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	86.9% （H27） 〔2015〕	90.3% （R3） 〔2021〕	87% 以上 （H29） 〔2017〕	91% 以上 （R3） 〔2021〕	92% 以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえつつ、施策の効果により受診割合を着実に増加させることを目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：88→91% ・第3期：90→92%
3	**川崎 DMAT（災害医療派遣チーム）の隊員養成研修修了累計者数（3指定病院合計）** （健康福祉局調べ）	算出方法：川崎 DMAT 指定病院（市立川崎病院・日本医科大学武蔵小杉病院・聖マリアンナ医科大学病院）における、発隊以降の隊員養成数を累計	全国各地で多種多様な災害が頻発する中、ひとりでも多くの市民の命を守るため、川崎DMAT事業においては、指定病院に従事する救命救急医療関係者が災害現場で活動するための知識・技能を備えておくなど、平時から出場要請に的確に対応できる体制を整えておかなければならない。そのためには、川崎 DMAT 隊員養成研修による新規養成及び技能維持の取組を一層促進していく必要があることから、累計修了者数を指標として設定する。	累計 130 人 （H26） 〔2014〕	累計 244 人 （R2） 〔2020〕	累計 170 人 以上 （H29） 〔2017〕	累計 250 人 以上 （R3） 〔2021〕	累計 350 人 以上 （R7） 〔2025〕	現在、各指定病院の川崎 DMAT 登録者数は目標（30 人）を概ね満たしているが、異動・退職者の動向や、隊員の技能維持を考慮すると、毎年 20 名程度の規模で継続して研修を実施していくことが必要であり、これを基に算出した数値を目標値とする。
4	**救急搬送者の 119 番通報から医療機関までの平均搬送時間（うち救急車の現場到着時間）** （消防局調べ）	算出方法：年間の全救急事案のうち、覚知から病院到着までの平均時間 ※覚知：119 番通報が指令センターに入電した時間	高齢化の進展等に伴う救急件数の急速な増加が予測される中においても、病院到着時間の短縮をめざした取組を着実に進めるとともに、心肺機能停止から救急隊員による救命処置の開始時期については、10 分以内に救命処置が開始されることが1か月社会復帰率の向上に寄与するという統計データがあることから、いち早く救急車が救急現場に到着し、傷病者を病院へ搬送できるよう指標を設定する。	42.6 分 （8.4 分） （H26） 〔2014〕	42.6 分 （9.0 分） （R2） 〔2020〕	42.6 分 （8.4 分） 以下 （H29） 〔2017〕	42.6 分 （8.4 分） 以下 （R3） 〔2021〕	40.0 分 （8.0 分） 以下 （R7） 〔2025〕	今後も高齢化が進行し、救急件数の急速な増加が予測される中でも病院到着時間の短縮をめざした取組を着実に進め、第2期では、計画策定時の実績値の水準以下、第3期では本市と隣接している横浜市の平均の近似値である 40 分を目標とする。

	指標名 （指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
5	**救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合** （消防局調べ）	算出方法：バイスタンダーによる心肺蘇生の実施（611 人）／救急現場における心肺停止状態の傷病者（1,342 人）×100（%） ※バイスタンダー：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）のこと	心肺機能停止から一刻も早い救命処置が開始されることが、1 か月社会復帰率の向上に寄与するという統計データがあることから、心肺蘇生を実施できる市民救命士を養成することが重要である。そこで、実際の救急現場における心肺停止状態の傷病者に対し、バイスタンダーとして心肺蘇生を実施した市民の割合を指標として設定する。	31.4% （H26） 〔2014〕	45.5% （R2） 〔2020〕	32.1% 以上 （H29） 〔2017〕	37.2% 以上 （R3） 〔2021〕	47.6% 以上 （R7） 〔2025〕	救急現場において、バイスタンダーがいるか否か、心肺蘇生を実施できる環境であるかなど、環境的（人的）要因が大きいことから、目標値は計画策定時における過去5年間の心肺停止傷病者数の増加率（15 人／年）及びバイスタンダーによる心肺蘇生実施数の増加率（8人／年）から、今後の増加数を予測し、心肺蘇生実施率を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：33.0→37.2% ・第3期：33.9→38.0% 【第3期実施計画策定時】 ※第1期、第2期の実績値がいずれも第3期の目標値を上回ったため、実施率への影響が大きく環境的（人的）要因が近い近隣6都市（東京都・さいたま市・千葉市・横浜市・相模原市・川崎市）の R2（2020）の平均値に目標値を変更 ・第3期：38.0→47.6%
6	**市立看護短期大学及び市立看護大学新卒者の市内就職率** （健康福祉局調べ）	算出方法：新卒者で就職した者のうち、市内の医療施設等に就業した学生の割合	R4（2022）年に開学する市立看護大学では、医療の高度化や多様化へ的確に対応するとともに、地域包括ケアシステムの担い手としての看護人材を育成し、地域に還元することを目的としていることから、新卒者で就職した者のうち、市内の医療施設等に就業した学生の割合を指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	69.6% （R2） 〔2020〕	－	－	75.0% 以上 （R7） 〔2025〕	市立看護短期大学の市内就職状況を参考に、看護大学における新たな奨学金制度や就職支援の取組実施などによって、75%以上の市内就職率をめざすことを目標値として設定する。
施策1-6-2　信頼される市立病院の運営									
直接目標	誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する								
1	**入院患者満足度・外来患者満足度** （病院局調べ）	算出方法：市立病院で実施している入院患者及び外来患者の満足度調査（有効回答数概ね 300）において、満足～不満足の5段階のうち、満足（満足＋やや満足）と回答した人の割合 （市立3病院の平均値）	職員の対応や療養の内容など、市立病院が提供している医療サービスに対する患者の満足度は、医療の質を測る上で直接的な評価指標の一つであり、患者満足度を見ることで市立病院が取り組んでいる医療の質及び患者サービスの向上に向けた取組の成果を測ることができる。	入院 87.5% 外来 77.6% （H27） 〔2015〕	入院 89.3% 外来 80.0% （R2） 〔2020〕	入院 88.4% 以上 外来 79.3% 以上 （H29） 〔2017〕	入院 90.0% 以上 外来 82.0% 以上 （R3） 〔2021〕	入院 90.2% 以上 外来 84.3% 以上 （R7） 〔2025〕	一般社団法人日本病院会が実施しているQIプロジェクト（全国 292 病院参加）における H26（2014）患者満足度調査の平均値（入院患者満足度 89.3%、外来患者満足度 81.7%）を超えることを目標として設定しており、市立3病院ともに達成できるよう患者満足度の向上に向けた取組を推進する。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）の実績値が目標値を上回った項目について上方修正を行ったため、目標値を変更 入院患者満足度 ・第3期：90.0→90.2% 外来患者満足度 ・第3期：82.0→84.3%
2	**病床利用率（一般病棟）** （病院局調べ）	算出方法：病院のベッドの利用状況の割合 入院延患者数／年間の許可病床数（入院延患者数の受入最大値）×100（%） （市立3病院の平均値）	入院延患者数を確保し、病床を安定的に稼動させることは、より多くの入院患者に適切に医療を提供することになるとともに、安定的な病院経営にも資することから、市立病院の経営面での取組の成果を測ることができる。	72.9% （H26） 〔2014〕	65.9% （R2） 〔2020〕	83.0% 以上 （H29） 〔2017〕	83.0% 以上 （R3） 〔2021〕	83.0% 以上 （R7） 〔2025〕	市立病院においては、救急医療機能の強化やがん診療機能強化・充実、さらには地域医療連携の推進を図ることで、入院患者の確保に努め、安定的な病床運営をめざす必要があることから、全国の類似自治体病院の状況等を参考としつつ、病床利用率の向上をめざす。

	指標名 （指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
3	**救急患者受入数** （病院局調べ）	算出方法：夜間や休日等の診療時間外に診察等を受けた患者数及び診療時間内に救急車で搬送された患者数の合計 （市立3病院の合計値）	川崎病院は救命救急センター及び小児急病センター、井田病院及び多摩病院はそれぞれ救急告示病院の役割を担っている。各病院の役割に応じた救急患者を適切に受け入れることで、市立病院が市内救急医療体制の一翼を担っていることを示す指標とする。	49,873人 （H26） 〔2014〕	30,383人 （R2） 〔2020〕	50,800人以上 （H29） 〔2017〕	52,000人以上 （R3） 〔2021〕	52,500人以上 （R7） 〔2025〕	救急車の出動回数は年々増加しており、今後高齢化の進展に伴い、救急医療の更なる需要の増大が見込まれている。市立病院においては、救急専門医の安定的な確保を図るなど、引き続き体制の整備に努め、今後も病院の役割に応じた救急患者を適切に受け入れていく必要があることから、過去の実績を参考としつつ、救急患者受入数の増加をめざす。
施策1-6-3　健康で快適な生活と環境の確保									
直接目標	感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える								
1	**麻しん・風しん予防接種接種率** （健康福祉局調べ）	算出方法：【第1期：1歳の間】 被接種者数／対象者数×100（%） 【第2期：小学校入学前の1年間】 被接種者数／対象者数×100（%）	感染症対策において、予防接種は極めて大きな役割を果たすものであり、そのためには、予防接種により国民全体の免疫水準を維持することが必要であり、社会全体として一定の接種率を確保することが重要である。 特に、麻しん及び風しんについては、排除（海外から持ち込まれたウイルス以外での患者の発生がない状態）達成及び排除状態の維持のため、予防接種を推進する必要があることから、接種率を指標とすることで取組の成果を測ることができる。	第1期 98.6% 第2期 91.6% （H26） 〔2014〕	第1期 99.2% 第2期 95.1% （R2） 〔2020〕	第1期 98.6%以上 第2期 95%以上 （H29） 〔2017〕	第1期 98.6%以上 第2期 95%以上 （R3） 〔2021〕	第1期 98.6%以上 第2期 95%以上 （R7） 〔2025〕	「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」において、第1期・第2期それぞれの接種率が 95%以上とすることを目標と定められていることから、これを基本としつつ、既に高水準に達している第1期については、現状を維持することを目標とする。
2	**感染症予防（手洗い・咳エチケット）の実施率** （市民アンケート）	算出方法：市民アンケート（無作為抽出3,000人）における設問「インフルエンザの予防等に関して、手洗いや咳エチケットなどを、あなたはどの程度実践していますか。」に対し、「実践している」又は「ある程度実践している」と回答した人の割合	感染症の予防及びまん延の防止のためには、市民一人ひとりが手洗い及び咳エチケット等を実施することが大変重要であることから、これを指標とすることにより、感染症予防の普及啓発等の取組の成果を測ることができる。	95% （H27） 〔2015〕	98% （R3） 〔2021〕	95%以上 （H29） 〔2017〕	95%以上 （R3） 〔2021〕	98%以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、政令指定都市平均（77.6%）を大幅に上回っていることから現状値を維持することを目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※R3（2021）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：95→98%
3	**食中毒の発生件数** （健康福祉局調べ）	算出方法：食中毒として処理した事件の件数	飲食に伴う健康被害については、市民等の関心が高く、また、食中毒の予防のためには、監視指導や普及啓発等による、総合的な取組が求められることから、これを指標とすることにより、取組の成果を客観的に測ることができる。	8件 （H26） 〔2014〕	8件 （R2） 〔2020〕	8件以下 （H29） 〔2017〕	8件以下 （R3） 〔2021〕	8件以下 （R7） 〔2025〕	政令指定都市平均を下回っていることから、計画策定時の実績値の水準を維持することを目標とする。
4	**「食中毒予防の3原則」の実施率** （市民アンケート）	算出方法：市民アンケート（無作為抽出3,000人）において、「食中毒予防の3原則」を「実践している」及び「ある程度実践している」と回答した人の割合	市民の自発的な食中毒予防が健康被害を防止するために重要であることから、その実施状況を指標とすることで、普及啓発等の取組の成果を測ることができる。	86.8% （H27） 〔2015〕	87.3% （R3） 〔2021〕	87%以上 （H29） 〔2017〕	88%以上 （R3） 〔2021〕	90%以上 （R7） 〔2025〕	R27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の普及啓発の実施状況を踏まえつつ、取組の成果により着実に増加させることを目標とする。
5	**市が実施する衛生的な住環境に関する講習会の実施回数** （健康福祉局調べ）	算出方法：環境衛生（住環境）等に関する講習会の年間実施回数の合計	シックハウス対策などの、市が市民や施設等を対象に実施する衛生的な住環境に関する講習会等の開催数は、講師派遣依頼数にも比例し、住民の生活環境に対するニーズの表れであると考えられるため、その実施数の変化を見ることで、健康被害防止及び良好な生活環境の向上に向けた普及啓発等の取組の成果を測ることができる。	95回 （H26） 〔2014〕	104回 （R2） 〔2020〕	116回以上 （H29） 〔2017〕	144回以上 （R3） 〔2021〕	172回以上 （R7） 〔2025〕	実施形態や周知方法を工夫するとともに、開催した対象団体等からの講師派遣再依頼により、開催数を着実に増やすことをめざし、目標値を設定する。

基本政策２　子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第１期	指標の目標値 第２期	指標の目標値 第３期	目標値の考え方
政策2-1　安心して子育てできる環境をつくる							
施策2-1-1　子育てを社会全体で支える取組の推進							
直接目標　地域で子育てを支えるしくみをつくる							
1　**ふれあい子育てサポートセンターの延べ利用者数**（こども未来局調べ） 算出方法：各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値	地域で子育てを支えるしくみづくりに向け、育児の援助をしたい人と援助を受けたい人が子育てサポートセンターへ会員として登録し、会員相互により援助活動を行う事業を推進しており、その利用人数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	15,665人（H26）〔2014〕	8,292人（R2）〔2020〕	16,300人以上（H29）〔2017〕	16,600人以上（R3）〔2021〕	12,948人以上（R7）〔2025〕	本市における出生数は依然として高い水準にあり、子育てニーズも多様化してきている状況を踏まえ、計画策定時の値を上回る目標値を第１期計画期間の目標値とし、第２期計画期間以降については利用促進に向けた取組を推進することにより、第１期を上回る目標値を設定する。 【第３期実施計画策定時】 ※第２期子ども・若者の未来応援プランの策定に伴い、見直した就学前児童数の推計値に対して、過去の当該事業の利用率を乗じた値を目標値として設定 ・第３期：16,600→12,948 人
2　**地域子育て支援センター利用者の満足度**（こども未来局調べ） 算出方法：「地域子育て支援センター利用者アンケート」（無作為抽出　利用者 1,390 人）における各質問項目（10 段階）の平均値 ※10 点満点	地域で子育てを支えるしくみづくりに向け、地域の中の親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供、相談支援に取り組んでおり、地域でその役割の一翼を担う地域子育て支援センターの利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	8.9（H27）〔2015〕	9.0（R1）〔2019〕	8.9以上（H29）〔2017〕	9.0以上（R3）〔2021〕	9.1以上（R7）〔2025〕	在宅で子育てをする家庭を地域で支える取組として、多くの親子に、親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供・相談支援を推進することにより、現状値以上とすることを目標とする。
3　**地域における子育て支援活動の参加数（延べ数）**（こども未来局調べ） 算出方法：区役所で行う乳幼児健康診査等での子育てボランティア活動の参加者（延べ数）	子育てボランティアは、地域住民による子育て支援の活動であり、その活動の促進に向けた取組の成果を把握することができる。	第３期実施計画から新たに設定	627回（R2）〔2020〕	－	－	2,371回以上（R7）〔2025〕	地域で子育てをする家庭を地域住民が支えるための取組として、ボランティア活動の促進に取り組むことにより、過去４年間の実績平均を上回ることを目標とする。
施策2-1-2　質の高い保育・幼児教育の推進							
直接目標　子どもを安心して預けられる環境を整える							
1　**待機児童数**（こども未来局調べ） 算出方法：厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく、翌年４月の集計値 ※計画策定時の値は、旧調査要領に基づき算出	保護者が子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、認可保育所の整備等の待機児童対策を推進しており、保育所等利用申請者のうち待機児童数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	０人（H27.4）〔2015.4〕※	０人（R3.4）〔2021.4〕	０人（H30.4）〔2018.4〕	０人（R4.4）〔2022.4〕	０人（R8.4）〔2026.4〕	本市ではH27（2015）年４月、H29（2017）年４月及びR3（2021）年４月に待機児童解消を達成しているが、今後も認可保育所等の整備や多様な手法による保育受入枠の拡充、区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援等を行い、待機児童の解消を継続していくため、引き続き待機児童ゼロを目標値として設定する。
2　**認可保育所等利用者の満足度**（こども未来局調べ） 算出方法：「保育所等利用アンケート」（無作為抽出　利用者 2,000 人）における各質問項目（10 段階）の平均値 ※10 点満点	保護者が子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、認可保育所の整備等の待機児童対策と合わせて、保育の質の向上に向けた取組を推進しており、保育所等における利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	7.9（H27）〔2015〕	7.8（R1）〔2019〕	8.0以上（H29）〔2017〕	8.2以上（R3）〔2021〕	8.4以上（R7）〔2025〕	子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、さらに保育の質の向上に向けた取組を進めることにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策2-1-3　子どものすこやかな成長の促進									
直接目標	子どもがすこやかに成長するしくみをつくる								
1	**乳幼児健診の平均受診率**（こども未来局調べ）	算出方法：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の各年齢（3か月児・1歳6か月児・3歳児）における「（健康診査受診実人数／健康診査対象人数）×100（%）」の平均値（現状値：12,455 人/12,912 人＝96.5%（3か月児）-① 12,685 人/12,888 人＝98.4%（1歳6か月児）-② 12,751 人/12,935 人＝98.6%（3歳児）-③ ① ＋ ② ＋ ③ ÷ 3 ＝ 97.8%）	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、子どもの成長発達や育児状況を把握し、子育て家庭に適切な支援を実施するため乳幼児健診を実施しており、その受診率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	97.2%（H26）〔2014〕	97.8%（R2）〔2020〕	97.3%以上（H29）〔2017〕	97.3%以上（R3）〔2021〕	97.8%以上（R7）〔2025〕	健診の受診により子育て家庭に適切な支援を行うため、受診勧奨に努め、高い受診率を維持することをめざす目標値を設定する。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：97.4%→97.8%
2	**子育てが楽しいと思う人の割合**（こども未来局調べ）	算出方法：1歳6か月健診時における問診票で、「お子さんと一緒の生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」と「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、育児不安や育児ストレス、孤立感などを抱えた親子に対して、面接や訪問等の親支援を強化する取組を進めており、子育てが楽しいと思う親の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	97.5%（H27）〔2015〕	96.9%（R2）〔2020〕	97.6%以上（H29）〔2017〕	97.7%以上（R3）〔2021〕	97.8%以上（R7）〔2025〕	面接や訪問等を通じて、子育て家庭への支援を強化する取組を推進することにより、前期を上回る目標値を設定する。
3	**わくわくプラザの登録率**（こども未来局調べ）	算出方法：わくわくプラザ登録者数／対象児童数×100（%）	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、すべての小学生を対象として、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりとして市内114校の小学校内でわくわくプラザ事業を推進しており、その登録率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	46.3%（H26）〔2014〕	36.2%（R2）〔2020〕	47%以上（H29）〔2017〕	49%以上（R3）〔2021〕	51%以上（R7）〔2025〕	より広く児童に対し、放課後における居場所と健全な遊びを提供すべく、R7（2025）までに過半数以上の児童の登録をめざすものとして、目標値を設定する。
4	**わくわくプラザ利用者の満足度**（こども未来局調べ）	算出方法：「わくわくプラザ利用者アンケート」（無作為抽出利用者2,000人）における各質問項目（10 段階）の平均値 ※10点満点	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、すべての小学生を対象として、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりとして市内114校の小学校内でわくわくプラザ事業を推進しており、その利用者の満足度の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	7.3（H27）〔2015〕	7.6（R2）〔2020〕	7.4以上（H29）〔2017〕	7.7以上（R3）〔2021〕	8.0以上（R7）〔2025〕	子育て家庭のニーズが多様化する中、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めるため前期を上回る目標値を設定する。
5	**こども文化センターの延べ利用者数**（こども未来局調べ）	算出方法：市内58か所のこども文化センターの年間利用者数（延べ数）	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、児童の健全な育成を図るために市内58 か所にこども文化センターを設置しており、その利用者数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	717,694人（R2）〔2020〕	－	－	1,830,000人以上（R7）〔2025〕	年少人口が減少する中にあっても、ニーズや地域特性に応じた事業を実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前（H30（2018））の利用者数（1,830,474 人）と同水準を目標とする。

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策2-1-4　子どもが安心して暮らせる支援体制づくり									
直接目標	子どもが安心して育つしくみをつくる								
1	里親の登録数（こども未来局調べ）	算出方法：厚生労働省「福祉行政報告例」における里親登録数の実績値	子どもが安心して育つしくみづくりに向けて、家庭で養育が困難な児童を家庭的な雰囲気で養育するため里親制度を実施しており、市民の社会的養護に対する意識の高さ、地域ぐるみで子育てを行う意識の高さについて、その登録数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	116世帯（H26）〔2014〕	173世帯（R2）〔2020〕	118世帯以上（H29）〔2017〕	145世帯以上（R3）〔2021〕	252世帯以上（R7）〔2025〕	家庭で養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、「社会的養護の推進に向けた基本方針」により取組を進めている。里親登録数について過去5年間の実績をもとに新規登録数を推計するとともに、現在の登録者の年齢構成等を踏まえ一定の辞退者数を見込み、R7(2025)の目標値を155世帯に設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※H28(2016)の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：122→145世帯 ・第3期：126→155世帯 【第3期実施計画策定時】 ※社会的養育推進計画の策定に伴い、目標値を変更 ・第3期：155→252世帯
2	地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合（こども未来局調べ）	算出方法：要保護児童対策地域協議会（市代表者会議、区代表者部会、個別支援会議）関係者アンケート調査において、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる（とても進んでいる＋進んでいる）と思う人の割合	子どもが安心して育つしくみづくりに向けて、要保護児童対策地域協議会における地域の関係機関の連携の充実の取組を推進しており、関係者が地域において関係機関の連携が進んでいると思う人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	30.8%（H27）〔2015〕	38.6%（R3）〔2021〕	36%以上（H29）〔2017〕	45%以上（R3）〔2021〕	54%以上（R7）〔2025〕	地域における子どもを見守る体制づくりに向けて、地域の関係機関の連携強化の取組を推進することにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。
3	ひとり親家庭が、各種支援により就労につながった割合（こども未来局調べ）	算出方法：自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座の受講者、就業支援セミナー受講者等のうち、その後就労につながった者の割合	ひとり親家庭の経済的自立のため、安定した収入の確保に向けて、資格取得等のための講座や支援を受けた人のうち、その後、ステップアップや就労につながった割合を見ることで、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	73%（R2）〔2020〕	－	－	80%以上（R7）〔2025〕	ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、効果的な就労支援を実施することにより、過去の就労決定人数の推移を参考に、R7(2025)に80%とする目標値を設定する。
4	児童養護施設入所児童や里親委託児童等の大学進学等につながった割合（こども未来局調べ）	算出方法：児童養護施設等を18歳以降に退所した児童のうち、大学や専門学校等（高等教育機関）に進学した児童数の割合	社会的自立が図られることが支援の目標の一つであり、児童養護施設や里親委託児童等の大学進学等につながった割合という長期にわたる支援の成果を見ることで、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	32%（R2）〔2020〕	－	－	40%以上（R7）〔2025〕	大学等への進学により、児童が社会的自立に向けた力を高めていくことにつながることから、里親や児童養護施設等と連携した支援により自らの意思で大学等に進学する児童の割合が増加するよう目標値を設定する。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第１期	第２期	第３期	
政策2-2　未来を担う人材を育成する								
施策2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進								
直接目標	すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う							
1	**「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合** （全国学力・学習状況調査） 算出方法：市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値	自分の中の肯定的なイメージをもつことは、自分自身を成長させ、向上心につながり、人生を充実させることができる。自尊感情を表す数値として、「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦をしている」児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を測ることができる。	75.9% （小６） 66.7% （中３） （H26） 〔2014〕	73.0% （小６） 66.0% （中３） （R3） 〔2021〕	77.0%以上 （小６） 68.0%以上 （中３） （H29） 〔2017〕	81.0%以上 （小６） 74.0%以上 （中３） （R3） 〔2021〕	82.0%以上 （小６） 75.0%以上 （中３） （R7） 〔2025〕	すべての子どもが積極的に活動し、主体的に物事に取り組むことができることを目標とする。H29（2017）全国学力・学習状況調査においては小学校、中学校ともに全国平均（77.4%、71.0%）を上回っているが、さらに多くの子どもが積極的に活動できるように、段階的な向上をめざす。
2	**「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合** （川崎市学習状況調査） 算出方法：市立学校の全小中学生の対象学年児童生徒の平均値	自分の中の肯定的なイメージをもつことは、自分自身を成長させ、向上心につながり、人生を充実させることができる。自尊感情を表す数値として、「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦をしている」児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を測ることができる。 ※全国学力学習状況調査（小6・中3）を補完するために設定	第３期実施計画から新たに設定	79.8% （小５） 64.8% （中２） （R3） 〔2021〕	－	－	82.0%以上 （小５） 75.0%以上 （中２） （R7） 〔2025〕	すべての子どもが積極的に活動し、主体的に物事に取り組むことができることをめざし、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。 ※全国学力・学習状況調査（毎年実施）の指標を補完するものであることから、全国学力・学習状況調査を活用した指標と同じ目標値とする。（指標1を参照）
3	**「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合** （川崎市学習状況調査） 算出方法：市立校の全小中学生の対象学年児童生徒の平均値 （小学校５年生：国語・社会・算数・理科、中学校２年生：国語・社会・数学・理科・英語の各教科の平均値）	子どもたちが「授業が分かる」ことは学習意欲の向上に資するものであり、「生きる力」の育成、ひいては社会的自立につながるため、「授業が分かる」児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を測ることができる。	88.3% （小５） 73.4% （中２） （H26） 〔2014〕	90.1% （小５） 79.6% （中２） （R3） 〔2021〕	90.0%以上 （小５） 75.0%以上 （中２） （H29） 〔2017〕	93.0%以上 （小５） 80.0%以上 （中２） （R3） 〔2021〕	94.0%以上 （小５） 82.0%以上 （中２） （R7） 〔2025〕	H29（2017）全国学力・学習状況調査において小学校・中学校ともに全国平均（81.4%、72.2%）を上回っている状況にあるが、さらに多くの子どもが「分かる」を実感できるよう、H29（2017）の実績を踏まえ、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。 ※全国平均は、小学校６年生：国語・算数、中学校３年生：国語・数学の平均値
4	**「学習がすきだ、どちらかといえばすきだ」と回答した児童生徒の割合** （川崎市学習状況調査） 算出方法：市立校の全小中学生の対象学年児童生徒の平均値 （小学校５年生：国語・社会・算数・理科・総合的な学習の時間、中学校２年生：国語・社会・数学・理科・英語の各教科等の平均値）	子どもたちが「学習が好きだ」と思うことは、主体的な学習態度につながる。このことで、学びに向かう力・人間性等が涵養され、「生きる力」の育成、ひいては社会的自立につながるものであるため、「学習が好きだ」と思う児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を図ることができる。	第２期実施計画から新たに設定	75.4% （小５） 64.8% （中２） （R3） 〔2021〕	－	80.0%以上 （小５） 65.0%以上 （中２） （R3） 〔2021〕	81.0%以上 （小５） 67.0%以上 （中２） （R7） 〔2025〕	H29（2017）全国学力・学習状況調査においては、小学校・中学校ともに全国（全国平均：63.2%、58.0%）とほぼ同程度の結果となっている。これらを踏まえ、小学校・中学校ともに更なる向上をめざし、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。 ※全国平均は、小学校６年生：国語・算数、中学校３年生：国語、数学の平均値

	指標名 （指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
5	**「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した児童生徒の割合** （川崎市学習状況調査）	算出方法：市立校の全小中学生の対象学年児童生徒の平均値 （小学校5年生：国語・社会・算数・理科・総合的な学習の時間、中学校2年生：国語・社会・数学・理科・英語の各教科等の平均値）	子どもたちが「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ」と思うことは、教科等を学ぶ意義を実感することにつながる。このことで、学びに向かう力・人間性等が涵養され、「生きる力」の育成、ひいては社会的自立につながるものため、「授業で学んだことは、将来、社会にでたときに、役に立つ」と思う児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を図ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	92.4% （小5） 81.0% （中2） （R3） 〔2021〕	―	96.0%以上 （小5） 79.0%以上 （中2） （R3） 〔2021〕	97.0%以上 （小5） 85.0%以上 （中2） （R7） 〔2025〕	H29（2017）全国学力・学習状況調査においては、小学校・中学校ともに全国（全国平均：88.5%、77.9%）とほぼ同程度の結果となっている。これらを踏まえ、小学校・中学校ともに更なる向上をめざし、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。 ※全国平均は、小学校6年生：国語・算数、中学校3年生：国語、数学の平均値 【第3期実施計画策定時】 ※R3（2021）の実績が第3期の目標値を達成したため、中学生の目標値を変更 ・第3期：81.0→85.0%
6	**体力テストの結果** （全国体力・運動能力、運動習慣等調査）	算出方法：※神奈川県の平均値（体力合計点）を100とした際の本市の値 ※体力合計点は、種目ごとの測定値を点数化（10点満点）し、その合計点を平均したもの 〔実施種目〕 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、持久走（中学生はシャトルランとの選択実施）、50m走、立幅跳び、ソフトボール投げ（小学生）、ハンドボール投げ（中学生）	体力テストは全国で同じ基準で実施するため、地域性の違いの少ない神奈川県の平均値との比較により、本市における子どもの体力の状況の変化や施策の効果を測ることができる。	99.7 （小5男） 99.4 （小5女） 92.9 （中2男） 94.5 （中2女） （H26） 〔2014〕	99.9 （小5男） 99.8 （小5女） 94.5 （中2男） 96.3 （中2女） （R3） 〔2021〕	100以上 （小5男） 100以上 （小5女） 100以上 （中2男） 100以上 （中2女） （H29） 〔2017〕	101以上 （小5男） 101以上 （小5女） 100以上 （中2男） 100以上 （中2女） （R3） 〔2021〕	102以上 （小5男） 102以上 （小5女） 100以上 （中2男） 100以上 （中2女） （R7） 〔2025〕	全国と神奈川県との差は H26（2014）と比べて縮まってきている状況であり、引き続き地域性の違いの少ない神奈川県の平均値と比較することにより体力の状況変化や効果を測ることとする。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の小学校の実績が第3期の目標値を達成したため、小学生の目標値を変更 ・第2期：100→101 ・第3期：100→102
7	**学校給食の残食率（小学校）** （教育委員会調べ）	算出方法：残食率の高さや栄養の観点から重点5項目とする品目（白米、変わり飯、卵類、豆製品、藻類）の残食率	子どもたちの健康を育む栄養バランスのとれた給食の提供をめざして、残食率の高さや栄養の観点から重点的に改善を要する品目の改善度合いを指標にすることで、食育等の施策の効果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	6.1% （白米） 7.0% （変わり飯） 7.3% （卵類） 7.0% （豆製品） 7.6% （藻類） （R2） 〔2020〕	―	―	5.46%以下 （白米） 5.41%以下 （変わり飯） 4.50%以下 （卵類） 4.95%以下 （豆製品） 5.04%以下 （藻類） （R7） 〔2025〕	子どもの食生活については、家庭における食生活の変化など、さまざまな要因が影響する中で、重点項目の改善に向けては更なる食育の推進と献立や味付けの工夫など、創意工夫が求められることを踏まえ、H29（2017）～R2（2020）の4年間の平均値からの3割減をめざす。

	指標名（指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
8	**学校給食の残食率（中学校）** （教育委員会調べ）	算出方法：残食率の高さや栄養の観点から重点 5 項目とする品目（白米、変わり飯、豆類、野菜類、藻類）の残食率	子どもたちの健康を育む栄養バランスのとれた給食の提供をめざして、残食率の高さや栄養の観点から重点的に改善を要する品目の改善度合いを指標にすることで、食育等の施策の効果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	21.2%（白米） 13.3%（変わり飯） 15.1%（豆類） 15.9%（野菜類） 17.2%（藻類） （R2）〔2020〕	―	―	12.30%以下（白米） 9.24%以下（変わり飯） 11.29%以下（豆類） 10.50%以下（野菜類） 11.08%以下（藻類） （R7）〔2025〕	子どもの食生活については、家庭における食生活の変化など、さまざまな要因が影響する中で、重点項目の改善に向けては更なる食育の推進と献立や味付けの工夫など、創意工夫が求められることを踏まえ、H29（2017）～R2（2020）の４年間の平均値からの３割減をめざす。
施策2-2-2　一人ひとりの教育的ニーズへの対応									
直接目標	支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる								
1	**支援の必要な児童の課題改善率（小学校）** （教育委員会調べ）	算出方法：課題が解消・改善した児童数／全小学校が把握した支援が必要な児童数 × 100（%）	課題の改善率の向上は、教育的ニーズのある児童の支援が適切に実施されていることを示している。課題の改善率を見ることで、支援が必要な児童の学習環境等の向上のための取組の成果を測ることができる。	81.8%（H26）〔2014〕	90.9%（R2）〔2020〕	88.0%以上（H29）〔2017〕	95.0%以上（R3）〔2021〕	97.0%以上（R7）〔2025〕	H29（2017）から児童支援コーディネーターが全校配置となったことから、H28（2016）の児童支援活動推進校（79 校）で達成した課題改善率95%をめざすこととし、以降も段階的な改善を図る。
2	**1,000 人あたりの暴力行為発生件数（中学校）** （教育委員会調べ）	算出方法：暴力行為発生件数／全生徒数×1,000	支援が必要な生徒の問題行動の一つとして、暴力行為があげられる。その発生件数の変化を見ることで、暴力行為を起こす生徒への対応や学習環境の向上のための取組の成果を測ることができる。	8.29 件（H26）〔2014〕	5.05 件（R2）〔2020〕	8.22 件以下（H29）〔2017〕	6.88 件以下（R3）〔2021〕	6.70 件以下（R7）〔2025〕	H28（2016）の本市の発生件数は、国の発生件数を下回っている状況であり、過去の調査の中でも最低の H27（2015）の実績（6.88 件）をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）の実績が第3期の目標値を達成したため、目標値を変更。R2（2020）は近年の発生件数と比べて著しく低い数値であり、新型コロナウイルス感染症の流行による臨時休業などの影響を受けているものと考えられるため、第3期は、コロナ禍以前の最小値（H29（2017）、H30（2018）の実績：6.70 件）以下をめざす。 ・第3期：6.88→6.70 件
3	**いじめの解消率** （教育委員会調べ）	算出方法：解消した件数／認知件数×100（%）	「いじめ防止対策推進法」が施行され、「いじめ防止基本方針」を策定し、市民全体でいじめ防止への意識を高く持ち、いじめ問題の未然防止、早期発見・早期対応を図る取組を進めている。いじめの解消率の変化を見ることで、学校、家庭、地域においてのいじめ防止対策の成果を測ることができる。	65.8%（小学校） 83.2%（中学校） （H26）〔2014〕	70.2%（小学校） 76.5%（中学校） （R2）〔2020〕	80.0%以上（小学校） 90.0%以上（中学校） （H29）〔2017〕	85.0%以上（小学校） 92.0%以上（中学校） （R3）〔2021〕	85.5%以上（小学校） 92.0%以上（中学校） （R7）〔2025〕	いじめの態様が年々変容し、潜在化、巧妙化が進んで見えにくくなっている中、全ての小学校で児童支援コーディネーターを専任化し、いじめの早期発見・早期対応により認知件数が増加している。H28（2016）から「解消しているもの」の定義が文部科学省から示されたため、現状値を踏まえ、小学校は段階的に改善することを、中学校は、高水準を示しているため、実績を維持することをめざす。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
4	**支援の必要な生徒の課題改善率（中学校）** （教育委員会調べ） 算出方法：改善率（課題が解消・改善傾向がみられる人数／特別支援・通常級在籍の発達障害、不登校、暴力など課題のある生徒数）	課題の改善率の向上は、教育的ニーズのある生徒への支援が適切に実施されていることを示している。課題の改善率を見ることで、支援が必要な児童の学習環境等の向上のための取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	74.5% （中学校） （R2） 〔2020〕	－	－	80%以上 （中学校） （R7） 〔2025〕	中学校において支援教育コーディネーターを段階的に配置している中で、支援が必要な生徒における課題の認知及びその解消・改善を高めていくことをめざし、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。（毎年 1%以上）
5	**通常の学級に在籍する個別の指導計画の作成が必要な児童生徒に対して計画を作成した割合（小・中・高等学校）** （教育委員会調べ） 算出方法：特別支援、不登校、暴力などあらゆる要支援児童生徒を対象として（日本語指導を除く）計画を作成した割合（個別の指導計画を作成した児童生徒数／各校において個別の指導計画の作成が必要と判断した児童生徒数）	学校で作成する個別の指導計画は、対象児童生徒本人、保護者、主治医などあらゆる関係者との調整を経て計画される重要なものであるため、個別計画を作成した割合を把握することで、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の成果を測る補足的な指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	70.9% （R3） 〔2021〕	－	－	100% （R7） 〔2025〕	あらゆる関係者との調整を経る必要があるため、容易に作成できるものではない一方で、確実に作成し、計画に基づいた指導を実施することが求められることから 100%をめざす。
6	**市立特別支援学校卒業生のうち、就労した生徒の1年後の就労定着率** （教育委員会調べ） 算出方法：市立特別支援学校卒業生のうち、就労した生徒の1年後の定着率	市立特別支援学校から就労した卒業生の、1年後の就労定着率を指標とすることで、学校における就職に向けた取組や卒業後の定着支援の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	93.9% （R1） 〔2019〕	－	－	100% （R7） 〔2025〕	市立特別支援学校卒業生については、高校 1 年の段階から、就労に向けた指導や就職先との丁寧なマッチング、卒業後の定着支援が行われており、取組の成果を測ることができるため、取組を充実させることで1年後の定着率 100%をめざす。
施策2-2-3　安全で快適な教育環境の整備								
直接目標	安全で快適に過ごせる学習環境を整える							
1	**児童生徒の登下校中の事故件数** （教育委員会調べ） 算出方法：市立小学校、中学校及び高等学校の登下校時における事故報告の合計（直近5年間の平均値）	児童生徒の事故件数のうち、登下校時における事故件数を指標に設定することにより、通学路における交通状況の変化や、学校で実施する交通安全教室、通学路の安全対策などの施策の効果を測ることができる。	29 件 （H22〔2010〕～H26〔2014〕平均）	35.6 件 （H28〔2016〕～R2〔2020〕平均）	27 件以下 （H25〔2013〕～H29〔2017〕平均）	25 件以下 （H29〔2017〕～R3〔2021〕平均）	23 件以下 （R3〔2021〕～R7〔2025〕平均）	計画策定時における過去5年間の登下校時の事故件数のうち、最も件数が少ない H26（2014）の件数（23 件）以下とすることをめざして、段階的に削減することを目標とする。
2	**老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合** （教育委員会調べ） 算出方法：「築年数 20 年以下（H25〔2013〕時点）の学校施設数（40 施設）＋老朽化対策及び質的改善済の学校施設（2 施設）」／全学校施設（174 施設）	安全で快適な学習環境を実現する上で大きな部分を占める、老朽化対策、普通教室やトイレなど教育環境の質的改善、環境対策をあわせて行う再生整備の進捗状況を把握することで、教育環境の改善の成果を測ることができる。	24.1% （H27） 〔2015〕	39.7% （R3） 〔2021〕	28.7%以上 （H29） 〔2017〕	50%以上 （R3） 〔2021〕	80%以上 （R7） 〔2025〕	「学校施設長期保全計画」に基づく、第1期取組期間（H26（2014 から概ね 10 年間）での再生整備着手によって、教育環境の改善を図ることを目標とする。

	指標名 （指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策2-2-4　学校の教育力の向上									
直接目標	教職員の資質を高め、保護者や地域と連携して、よりよい学習活動（授業等）を実現する								
1	**「家で、自分で計画を立てて勉強をしている、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合** （全国学力・学習状況調査）		「家で、自分で計画を立てて勉強している」かどうかを見ることで、学びが学校内（授業）に留まらず、家庭学習を含む授業外にも波及しているか否かの効果を見ることができ、よりよい学習活動の実現に向けた取組の成果を測ることができる。	58.4% （小６） 45.0% （中３） （H26） 〔2014〕	72.4% （小６） 63.4% （中３） （R3） 〔2021〕	59.0% 以上 （小６） 45.5% 以上 （中３） （H29） 〔2017〕	63.5% 以上 （小６） 51.0% 以上 （中３） （R3） 〔2021〕	73.0% 以上 （小６） 51.5% 以上 （中３） （R7） 〔2025〕	小学校・中学校ともに H29（2017）国平均（小６：62.6％、中３：42.1％）を下回っている現状があることから、段階的に国平均の水準まで改善していくことを目標とする。 【第２期実施計画策定時】 ※H29（2017）の実績値を踏まえ、目標値を変更 ・第２期：60→63.5％（小６） 46→51％（中３） ・第３期：61→64.5％（小６） 46.5→51.5％（中３） 【第３期実施計画策定時】 ※第２期の実績値（R1（2019）小６：69.2％、中３：46.35％）を踏まえ、今後も年 1 ポイントずつの上昇をめざして目標値を変更 ・第３期：63.5→73.0％（小６） ※R3 実績値については新型コロナウイルス感染症による臨時休校の影響等を受けていることを踏まえ、R1 実績値を基準として設定
	算出方法	市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値							
2	**「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合** （全国学力・学習状況調査）		教職員が、保護者や地域と連携して教育活動を行うことにより、地域に開かれた、地域と共に歩む学校づくりが推進され、結果として児童生徒の地域への帰属意識、地域の一員としての自覚が高まる。そのため、地域の行事に参加する児童生徒の割合の変化を見ることで、よりよい学習活動を実現するための取組の成果を測ることができる。	53.6% （小６） 31.2% （中３） （H26） 〔2014〕	45.0% （小６） 31.2% （中３） （R3） 〔2021〕	55.0% 以上 （小６） 32.0% 以上 （中３） （H29） 〔2017〕	57.5% 以上 （小６） 33.0% 以上 （中３） （R3） 〔2021〕	60.0% 以上 （小６） 40.0% 以上 （中３） （R7） 〔2025〕	地域差の大きい設問であり、本市に限らず都心部では数値が低い傾向にある。そのため、当面の目標として現状の神奈川県の平均値（小６：60.9％、中３：36.9％）に近づくことをめざす。 【第３期実施計画策定時】 ※第２期の実績値を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症による地域行事の影響を考慮して目標値を変更 ・第３期：34.0→40.0％（中３）
	算出方法	市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値							
3	**「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合** （川崎市学習状況調査）		学校の教育力が向上すれば、児童生徒が学びの価値を自ら理解し、目的を持って楽しく学校に通うことができると考えられる。学校が楽しいと思う児童生徒の割合の変化を見ることで、よりよい学習活動を実現するための取組の成果を測ることができる。	93.3% （小５） 89.9% （中２） （H26） 〔2014〕	93.8% （小５） 89.9% （中２） （R3） 〔2021〕	93.3% 以上 （小５） 90.0% 以上 （中２） （H29） 〔2017〕	94.0% 以上 （小５） 90.0% 以上 （中２） （R3） 〔2021〕	94.0% 以上 （小５） 93.0% 以上 （中２） （R7） 〔2025〕	これまで、小学校・中学校ともに90%前後を推移している。相当な高水準であり、小学校・中学校ともに現状の高水準を維持していくことをめざす。 【第３期実施計画策定時】 ※第２期の実績値を踏まえ、目標値を変更 ・第３期：90.0→93.0％（中２）
	算出方法	市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値							
4	**保護者や地域が運営に「よく参加している」と回答した学校の割合** （全国学力・学習状況調査）		直接目標にある「保護者や地域と連携して」に対応する指標として第３期実施計画から新たに設定する。保護者や地域による学校の運営や活動への参画の状況を確認することで、家庭や地域と連携した学校の教育力を高める取組の成果を測ることができる。	第３期実施計画から新たに設定	44.3% （小） 24.5% （中） （R3） 〔2021〕	－	－	64.6% 以上 （小） 38.2% 以上 （中） （R7） 〔2025〕	施策の直接目標にある「保護者や地域と連携して」に対応する指標であり、学校の教育力を高める重要な指標であることから、今後４年間でで引き上げることを目標とする。 本指標は今後４年間の学校運営協議会拡充などの取組の成果として測ることができるが、学校運営協議会を全校設置している場合でも全国的に都市部の数値が低くなる傾向にあるため、まずは全国平均値をめざす。
	算出方法	全国学力・学習状況調査で、保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に「よく参加している」と回答した学校の割合							

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
5	**学校における総合健康リスクの平均値**（教育委員会調べ） 算出方法：ストレスチェックの集団分析結果における「総合健康リスク」の、市立学校全体の平均値 ※総合健康リスク＝「健康リスクA（仕事の量的負担・コントロール度）」×「健康リスクB（職場の支援）」÷100	「総合健康リスク」は、全国平均を100 として、健康問題が起きる可能性を点数化したものであり、リスクを下げていくことで、教職員の働き方・仕事の進め方改革など施策の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	92.6 （R3） 〔2021〕	―	―	80.0以下 （R7） 〔2025〕	健康リスクAと健康リスクBをともに改善することにより、市立学校全体として総合健康リスクの平均を 80 以下に引き下げることをめざす。

政策2-3　生涯を通じて学び成長する

施策2-3-1　家庭・地域の教育力の向上

直接目標：大人と子どもなど、地域での多世代の交流を増やすとともに、家庭教育の悩みを軽減する

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	策定時	現状	第1期	第2期	第3期	目標値の考え方
1	**親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合**（寺子屋事業参加者アンケート） 算出方法：寺子屋において「親や先生以外の大人と話すことができた」と答えた児童の数／寺子屋の学習支援参加者におけるアンケートの回答者数	子ども達が地域の大人と関わる機会をどれだけ作れたかを測ることで、寺子屋で大人と子どもが共に学び、地域で声をかけ合えるような関係づくりのための取組の成果を測ることができる。	87.6% （H26） 〔2014〕	94.5% （R2） 〔2020〕	90.0%以上 （H29） 〔2017〕	92.0%以上 （R3） 〔2021〕	95.0%以上 （R7） 〔2025〕	H28（2016）までの成果を踏まえ、実施手法を工夫することなどで、段階的な上昇をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：93.0%→95.0%
2	**家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合**（家庭教育事業参加者アンケート） 算出方法：家庭教育事業において「悩みや不安が解消・軽減した」と答えた参加者の数／事業参加者におけるアンケートの回答者数	家庭教育は、本来、家庭の責任において行われるべきものであるが、社会状況や地域の変化等により、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えている。それらの悩みや不安感が、本事業によって軽減されているかを測るものである。	91.4% （H27） 〔2015〕	83.8% （R2） 〔2020〕	92.0%以上 （H29） 〔2017〕	92.5%以上 （R3） 〔2021〕	93.0%以上 （R7） 〔2025〕	アンケート結果等を分析しながら、事業実施手法を工夫改善し、段階的な上昇をめざす。

施策2-3-2　自ら学び、活動するための支援

直接目標：市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	策定時	現状	第1期	第2期	第3期	目標値の考え方
1	**教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数**（教育委員会調べ） 算出方法：各年度における事業参加者数	市民が広く社会的な課題等について学び、主体的に活動する場である社会教育振興事業の参加者数の推移を見ることで、学習や活動環境の状況を測ることができる。	8.9 万人 （H26） 〔2014〕	1.3 万人 （R2） 〔2020〕	9 万人以上 （H29） 〔2017〕	9.1 万人以上 （R3） 〔2021〕	9.2 万人以上 （R7） 〔2025〕	各施設の事業運営努力や広報、啓発活動等によって、地域社会のニーズを汲み取り、段階的な上昇をめざす。
2	**教育文化会館・市民館・分館施設利用率**（教育委員会調べ） 算出方法：利用実績のある部屋数／利用可能部屋数 ※各施設の貸出部屋は、部屋ごとに1日3区分（午前・午後・夜間）に分けた利用が可能であり、それを3部屋とカウントする。（各年度）	教育文化会館・市民館等の年間利用率の変化を見ることによって、施設が生涯学習の拠点としてどの程度機能しているのか等、成果を客観的に測ることができる。	56.6% （H26） 〔2014〕	37.8% （R2） 〔2020〕	56.9%以上 （H29） 〔2017〕	57.3%以上 （R3） 〔2021〕	57.7%以上 （R7） 〔2025〕	現状の数値を基準として、各施設の事業運営努力や広報、啓発活動等によって、地域社会のニーズを汲み取り、段階的な上昇をめざす。

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
3	**市立図書館・分館における図書館の入館者数** （教育委員会調べ）	算出方法：各施設（菅閲覧所を除く）の入り口に設置しているBDS（無断持出防止装置）による入館者数	市立図書館の年間入館者数の変化を見ることによって、市民がどの程度、読書や調べ物等をしているか、また施設が生涯学習の拠点としてどの程度機能しているのかなど、成果を客観的に測ることができる。	433.7 万人 （H26） 〔2014〕	226.4 万人 （R2） 〔2020〕	435 万人以上 （H29） 〔2017〕	437 万人以上 （R3） 〔2021〕	439 万人以上 （R7） 〔2025〕	図書館の利用者人数（※1）は、H25（2013）の中原図書館移転での増加を除くと、直近 3 か年において全館で概ね減少傾向にあるものの、既存の体制でサービスの見直しや広報の強化等により利用の増進を図ることで、減少傾向を改善し、入館者数（※2）の段階的な増加をめざす。 ※1「利用者人数」…入館した上で貸出や予約等記録に残るサービスを利用した者の数 ※2「入館者数」…入館した者の数。利用者人数と、例えば館内での読書のみの利用者等を含む。
4	**学校施設開放の利用者数** （教育委員会調べ）	算出方法：市立学校で実施している施設開放事業の利用者数（体育館・校庭・特別教室の利用者数の合計）	学校施設を活用して生涯学習活動を実施した市民の数を測ることで、市民同士のつながりをつくり、自主的に生涯学習活動に取り組む市民を育む本施策の成果を測ることができる。	260.9 万人 （H26） 〔2014〕	144.7 万人 （R2） 〔2020〕	261 万人以上 （H29） 〔2017〕	267.7 万人以上 （R3） 〔2021〕	268.1 万人以上 （R7） 〔2025〕	これまで学校施設の活用促進のため、各学校1施設以上の開放をめざして施設整備等を着実に進め、開放可能な場所の整備がほぼ終了した。また、稼働率も非常に高い状況であることから、引き続き円滑な開放を維持し、緩やかな上昇をめざす。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：261.5→267.7 万人 ・第3期：262→268.1 万人
5	**社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合** （事業参加者アンケート）	算出方法：社会教育振興事業において「新たなつながりが増えた」と答えた参加者の数／事業参加者におけるアンケートの回答者数	社会教育振興事業の参加者にアンケートを行うことで、事業目的の一つである、人と人とのつながりの構築に向けた取組の成果を測ることができる。	67.5% （H27） 〔2015〕	46.6% （R2） 〔2020〕	69.0% 以上 （H29） 〔2017〕	70.5% 以上 （R3） 〔2021〕	72.0% 以上 （R7） 〔2025〕	講座の対象や内容等により、つながりの構築の容易さに異なりがあるため、それぞれの事業において手法等を改善することにより、段階的な上昇をめざす。
6	**市立図書館における個人利用者への図書資料の貸し出し冊数** （教育委員会調べ）	算出方法：市立図書館全館における個人利用者への貸出冊数	第2期計画期間中に取組を強化してきた「宅配サービス」や「返却ボックスの新設」などを含む取組の成果を測る指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	548 万冊 （R2） 〔2020〕	―	―	600 万冊 以上 （R7） 〔2025〕	新型コロナウイルス感染症等の社会状況の変化に影響を受けやすい指標ではあるが、これまでの取組を着実に進めることで毎年 10 万冊の増加をめざすとともに、更なる取組の強化・改善により、4年間で約 50 万冊の増加をめざす。

基本政策３　市民生活を豊かにする環境づくり

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第１期	指標の目標値 第２期	指標の目標値 第３期	目標値の考え方
政策3-1　環境に配慮したしくみをつくる									
施策3-1-1　地球環境の保全に向けた取組の推進									
直接目標	地球温暖化による市民生活などへの影響を減らす								
1	市域の温室効果ガス排出量の削減割合（環境局調べ）	算出方法：国の温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインに基づき川崎市域の温室効果ガス排出量を算定（H29（2017）年３月のガイドライン改定により、実績値を修正）	温室効果ガス排出量について、削減割合を示すことにより、地球温暖化対策の取組の成果を測ることができる。	1990年度比▲13.8% 2013年度比 第3期実施計画から新たに設定 （H25）〔2013〕	1990年度比▲23.6% 2013年度比▲10.2% （R1）〔2019〕暫定値	1990年度比▲20%以上 2013年度比－ （H27）〔2015〕	1990年度比▲20.3%以上 2013年度比－ （R1）〔2019〕	1990年度比▲26.0%以上 2013年度比▲13.1%以上 （R5）〔2023〕	地球温暖化対策推進基本計画の改定に伴い、2030（R12）までに市域の温室効果ガス排出量の2013（H25）比50%削減をめざすものとし、第３期における目標値を設定する。 温室効果ガス排出量の算定結果は、２年遅れで暫定値が公表されるため、表示されている各期の指標の目標年次は、各期の末時点で把握できる２年前の年次を示している。 【第２期実施計画策定時】 ※2018（H30）の同計画の改定に伴い、目標値を変更 ・第２期：▲25→▲20.3% ・第３期：▲25→▲23.8% ※第１期の目標については、優れた環境技術を活かした地球全体での温室効果ガス排出量の削減に貢献した量を含む。 【第３期実施計画策定時】 ※2022（R4）の同計画の改定に伴い、目標値を変更（1990 年度比と 2013 年度比を併記） ・第３期： 1990 年度比▲23.8→▲26.0% 2013 年度比▲13.1%
2	市役所の温室効果ガス排出量の削減割合（2013 年度比）（環境局調べ）	算出方法：市役所全体のエネルギー関連データについては、環境局が集計・取りまとめをしており、集計データに基づき市役所の温室効果ガス排出量を算定	市役所の削減割合を把握することで、市役所の温室効果ガス削減の取組の成果を測ることができる。さらに、市の率先行動を示す効果も狙う。	第３期実施計画から新たに設定	▲9.6% （R2）〔2020〕	－	－	▲18.5%以上 （R7）〔2025〕	地球温暖化対策推進基本計画の改定に伴い、同計画の個別目標として、2030（R12）までに市役所の温室効果ガス排出量の2013（H25）比 50%以上の削減を位置づける見込であることを踏まえ、第３期における目標値を設定。
3	市域の再生可能エネルギー導入量（環境局調べ）	算出方法：国が公表している固定価格買取制度における導入量などから把握	市域にどれだけの再生可能エネルギー設備が導入されたか把握することで、脱炭素化に向けた再生可能エネルギー導入の取組成果を測ることができる。	第３期実施計画から新たに設定	20.5 万 kW （R2）〔2020〕	－	－	24.3 万 kW 以上 （R6）〔2024〕	地球温暖化対策推進基本計画の改定に伴い、同計画の個別目標として、2030（R12）までに市域の再生可能エネルギー導入量33 万 kW 以上の導入を位置づける見込であることを踏まえ、第３期における目標値を設定。 再生可能エネルギー導入量の算定結果は、１年遅れで公表されるため、各期の指標の目標年次は、各期の末時点で把握できる1年前の年次を示している。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
4	**市民や市内の事業者による環境に配慮した取組（省エネなど）が進んでいると思う市民の割合** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）で市民や市内の事業者のうち環境に配慮した取組（省エネなど）が進んでいると思う人（そう思う＋やや思う）の割合	市民や市内の事業者による環境に配慮した取組（省エネなど）が進んでいると思う市民の割合を指標とすることにより、環境に配慮した取組の成果を測ることができる。	24.9% （H27） 〔2015〕	25.8% （R3） 〔2021〕	26% 以上 （H29） 〔2017〕	28% 以上 （R3） 〔2021〕	30% 以上 （R7） 〔2025〕	計画策定時の実績値が、概ね政令指定都市平均であったことを踏まえ、更なる向上（+5%）をめざし、R7（2025）に 30%以上を目標とする。

政策3-2　地域環境を守る

施策3-2-1　地域環境対策の推進

直接目標　空気や水などの地域環境を守る

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	策定時	現状	第1期	第2期	第3期	目標値の考え方
1	**光化学スモッグ注意報の発令日数** （環境局調べ） 算出方法：年間に発令された日数	人が健康で快適に暮らすためには、良好な大気環境の保全が必要である。健康被害を引き起こす光化学オキシダントが高濃度になった場合に発令される注意報の発令日数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	6 日 （H26） 〔2014〕	2 日 （R2） 〔2020〕	2 日 以下 （H29） 〔2017〕	0 日 （R3） 〔2021〕	0 日 （R7） 〔2025〕	大気・水環境計画において、2030（R12）までに光化学スモッグ注意報発令0日をめざしていることを踏まえ、第3期における目標値を設定する。
2	**光化学オキシダント環境改善評価指標値** （環境局調べ） 算出方法：測定局ごとに4月から 10 月までの光化学オキシダントの日中平均濃度（5～20 時）から夜間平均濃度（前日 20 時～5時）を差し引いた値について、3年移動平均を算出し、さらに測定局全局（9局）で平均した値	市独自の新たな指標として、日中に生成した光化学オキシダントの量を捉えて評価するものであり、光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物及び揮発性有機化合物との関係性が強く、事業者や市民による原因物質削減の取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	0.0106 ppm （R2） 〔2020〕	―	―	0.0105 ppm 以下 （R7） 〔2025〕	本成果指標の低減は、光化学オキシダント生成量の低減を示すため、光化学スモッグ注意報発令日数の低減につながることが期待される。 大気・水環境計画において、2030（R12）までに光化学オキシダント環境改善評価指標値 0.0103 ppm 以下をめざしていることを踏まえ、第3期における目標値を設定する。
3	**二酸化窒素の環境基準を達成した測定局の割合** （環境局調べ） 算出方法：環境基準達成局数（18 局）／測定局数（18 局）×100（%） 測定局数（18 局）に対する環境基準の下限値達成局数の割合（%）	人が健康で快適に暮らすためには、良好な大気環境の保全が必要である。代表的な大気汚染物質である二酸化窒素の環境基準の達成状況を見ることで、その取組の成果を測ることができる。 また、大気のきれいさを守るとともに、更なる地域環境の改善をめざすため、環境基準の下限値（0.04 ppm）の達成状況を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	0.06ppm の達成割合 94.4% 0.04ppm の達成割合 第3期実施計画から新たに設定 （H26） 〔2014〕	0.06ppm の達成割合 100% 0.04ppm の達成割合 58.8% （R2） 〔2020〕	0.06ppm の達成割合 100% 0.04ppm の達成割合 ― （H29） 〔2017〕	0.06ppm の達成割合 100% 0.04ppm の達成割合 ― （R3） 〔2021〕	0.06ppm の達成割合 100% 0.04ppm の達成割合 72.2% 以上 （R7） 〔2025〕	二酸化窒素の環境基準は 0.04ppm～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下とされおり、0.06ppm の達成割合 100%維持をめざす。 また、大気・水環境計画において、2030（R12）までに 0.04ppm 以下の達成割合 77.8%以上をめざしていることを踏まえ、第3期における目標値を設定する。 【第3期実施計画策定時】 ※環境基準の下限値達成局数の割合を追加
4	**「きれいな水」の指標魚種の生息地点割合** （環境局調べ） 算出方法：全調査地点（4地点）に対する「きれいな水」の指標魚種（アユ、ホトケドジョウ、アブラハヤ等）の生息地点数の割合	人が健康で快適に暮らすためには、良好な水環境の保全が必要である。生物調査により確認した魚種と生息地点数から、水がきれいかどうかの状況を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	75% （R2） 〔2020〕	―	―	100% （R7） 〔2025〕	大気・水環境計画において、2030（R12）までに「きれいな水」の指標魚種の生息地点の割合 100%達成をめざしていることを踏まえ、第3期における目標値を設定する。
5	**河川の BOD、運河部の COD の環境基準値適合割合** （環境局調べ） 算出方法：環境基準値適合地点数（河川 12 地点＋運河部3地点）／測定地点数（河川 12 地点＋運河部3地点）	人が健康で快適に暮らすためには、良好な水環境の保全が必要である。代表的な水質の指標である河川の BOD、海域の COD の環境基準値の適合状況を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	100% （R2） 〔2020〕	―	―	100% （R7） 〔2025〕	大気・水環境計画において、河川の BOD 及び海域運河部の COD の環境基準値適合割合の 100%維持をめざしていることを踏まえ、第3期における目標値を設定する。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策3-2-2　持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進								
直接目標	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進める							
1	**1 人 1 日あたりのごみ排出量** （環境局調べ） 算出方法：総処理量（家庭系・事業系（焼却ごみ・資源物）（506,257t）／人口（1,538,262 人）／日数（365 日）	持続可能な循環型のまちを実現するためには、特に発生抑制の観点から、できるだけごみを発生させないライフスタイルへの転換を促していくことが重要である。1人1日あたりのごみ排出量の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	998g （H26） 〔2014〕	902g （R2） 〔2020〕	971g 以下 （H29） 〔2017〕	917g 以下 （R3） 〔2021〕	872g 以下 （R7） 〔2025〕	一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画における「1人1日あたりのごみ排出量」の目標値と同様の値を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画の策定に伴い、目標値を変更 ・第2期：935→917g 【第3期実施計画策定時】 ※一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画の策定に伴い、目標値を変更 ・第3期：898→872g
2	**ごみ焼却量（1年間）** （環境局調べ） 算出方法：焼却処理量（普通ごみ・事業系ごみなど）	持続可能な循環型のまちを実現するためには、発生抑制、再使用、再生利用の取組が重要であり、また、ごみ焼却量の削減により、ごみ焼却処理施設の安定的な稼働や最終処分場の更なる延命化を図ることができる。1年間におけるごみ焼却量の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	37.1 万 t （H26） 〔2014〕	35.8 万 t （R2） 〔2020〕	36.0 万 t 以下 （H29） 〔2017〕	34.4 万 t 以下 （R3） 〔2021〕	33.0 万 t 以下 （R7） 〔2025〕	一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画における「ごみ焼却量（1年間）」の目標値と同様の値を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画の策定に伴い、目標値を変更 ・第2期：34.5→34.4 万 t
3	**プラスチック製容器包装の分別率** （環境局調べ） 算出方法：（プラスチック製容器包装の収集量）（14,288t）/（プラスチック製容器包装の収集量と焼却量の合計）（37,810t）×100（%）	廃棄物分野における脱炭素化に向け、プラスチック資源循環の取組を推進することで、温室効果ガスの削減につながる。1年間におけるプラスチック製容器包装の分別率の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	37.8% （R2） 〔2020〕	－	－	45.0% 以上 （R7） 〔2025〕	一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画における「プラスチック製容器包装の分別率」の目標値と同様の値を設定する。
政策3-3　緑と水の豊かな環境をつくりだす								
施策3-3-1　協働の取組による緑の創出と育成								
直接目標	多様な主体との協働、連携により緑を育む							
1	**緑のボランティア活動の累計か所数** （建設緑政局調べ） 算出方法：公園、街路樹、緑地などにおけるボランティア団体の活動実績数（R2（2020）管理運営協議会及び公園緑地愛護会 920 か所、街路樹等愛護会 1,115 か所、緑の活動団体 269 か所）	緑のボランティア累計活動か所を把握することで、市民等のボランティア参加促進の取組の成果を測ることができる。	累計 2,355 か所 （H26） 〔2014〕	累計 2,304 か所 （R2） 〔2020〕	累計 2,380 か所以上 （H29） 〔2017〕	累計 2,420 か所以上 （R3） 〔2021〕	累計 2,450 か所以上 （R7） 〔2025〕	ボランティア団体種別ごとに、近年の活動実績から年間の増加数を予測し設定。
2	**市民 150 万本植樹運動による累計植樹本数** （建設緑政局調べ） 算出方法：毎年、緑化指針に基づく植樹や緑化助成制度による思い出記念樹等の植樹、植樹祭などの植樹本数を合計し算出する。	緑化指針に基づく植樹や緑化助成制度による思い出記念樹等の植樹、植樹祭などの植樹本数により、緑化推進の取組の成果を測ることができる。	累計 61 万本 （H26） 〔2014〕	累計 110 万本 （R2） 〔2020〕	累計 75 万本以上 （H29） 〔2017〕	累計 90 万本以上 （R3） 〔2021〕	累計 150 万本以上 （R6） 〔2024〕	市制 100 周年に向けて、R6 までに 100 万本以上の植樹をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※R1（2019）に第3期の目標値を達成したことから、市制 100 周年に向けて R6（2024）までに 150 万本をめざすことに目標値を変更 ・第3期：100 万→150 万本
3	**緑の活動に取り組んでみたい、又は取り組んだことのある人の割合** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）において、緑の活動に「取り組んでみたい、又は取り組んだことのある」人の割合	暮らしの中で、市民一人ひとりが緑とどのような関わり方をしているか、また緑への関心の変化を把握することで、グリーンコミュニティ形成の取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	67.4% （R3） 〔2021〕	－	－	75% 以上 （R7） 〔2025〕	市民アンケートの結果を踏まえ、緑に関心を持つ人や、緑にふれあい、緑を楽しむ人の割合を着実に増やすことをめざす。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策3-3-2　魅力ある公園緑地等の整備								
直接目標	豊かな市民生活を実現するため、都市に緑と水のオープンスペースを創出する							
1	**1人あたりの公園緑地面積** （建設緑政局調べ） 算出方法：建設緑政局が管理している公園・緑地の面積（約 7,582,100 ㎡）/本市の人口（約 1,539,100 人）（R2（2020）年度末）	緑のオープンスペースの創出の結果として現れる指標の一つであるため、1人あたりの公園緑地面積の変化を見ることで、公園緑地整備事業の成果を測ることができる。	5.0 ㎡/人 （H26） 〔2014〕	4.9 ㎡/人 （R2） 〔2020〕	5.0 ㎡/人 以上 （H29） 〔2017〕	5.0 ㎡/人 以上 （R3） 〔2021〕	5.0 ㎡/人 以上 （R7） 〔2025〕	本市の公園緑地の面積は年々増加しており、今後も取得の見込みのある用地を着実に取得し、必要な整備を進めていくことをめざしている。 将来人口推計において本市の人口が増加傾向にあるため、人口の増加に合わせて公園面積を増やし、1人あたりの公園面積を維持することを目標とする。
2	**公園緑地の整備・管理状況についての満足度** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）で「満足している」「やや満足している」と回答した人の割合	身近にある公園緑地について、誰もが利用しやすい公園緑地として整備・維持管理されているか等についての満足度を把握することで、市民が求める魅力ある公園緑地等の整備に関する取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	63.4% （R3） 〔2021〕	―	63% 以上 （R3） 〔2021〕	65% 以上 （R7） 〔2025〕	多様なニーズを受け止める公園緑地の整備状況の満足度については、社会状況、世代及び個人等によって大きく変化するものであるが、魅力ある公園緑地の整備と効率的・効果的な維持管理の継続により、現状の満足度を上回る目標値とする。
施策3-3-3　多摩丘陵の保全								
直接目標	市域に残された緑地、里山を再生、保全し、次世代に継承する							
1	**緑地保全面積** （建設緑政局調べ） 算出方法：特別緑地保全地区の指定、緑の保全地域の指定、保安林の保全、緑地保全協定の締結、保存樹林の指定、ふれあいの森の契約を締結した各面積の合計値	緑地保全の推進により、都市の景観向上、地球温暖化対策、生物保全の向上を図るため、さまざまな緑地保全施策を有効活用し、その面積を拡大することにより、効果的な緑地保全を進めることが重要であるため、その指標を設定することで取組の成果を測ることができる。	232ha （H26） 〔2014〕	251ha （R3） 〔2021〕	272ha 以上 （H29） 〔2017〕	285ha 以上 （R3） 〔2021〕	300ha 以上 （R7） 〔2025〕	さまざまな緑地保全施策を有効活用し、その面積を拡大することにより、効果的な緑地保全をめざす。
2	**企業・教育機関等の参加による保全活動累計か所数** （建設緑政局調べ） 算出方法：企業・教育機関等の参加による保全活動か所数	企業・教育機関等との連携による保全活動のか所数により、緑地保全におけるボランティア参加促進の取組の成果を測ることができる。	累計 4 か所 （H26） 〔2014〕	累計 5 か所 （R3） 〔2021〕	累計 5 か所 以上 （H29） 〔2017〕	累計 7 か所 以上 （R3） 〔2021〕	累計 9 か所 以上 （R7） 〔2025〕	企業・教育機関等の参加を積極的に進めることで、保全活動か所数の段階的な増加をめざす。
3	**市民が利用できる緑地の累計か所数** （建設緑政局調べ） 算出方法：散策路や休憩施設等が整備されているなど、市民利用が可能な緑地の数	市民が利用できる緑地の累計か所数を把握することで、市民等による効果的な緑地の活用を推進する取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	累計 30 か所 （R3） 〔2021〕	―	累計 27 か所 以上 （R3） 〔2021〕	累計 32 か所 以上 （R7） 〔2025〕	散策路や休憩施設等を整備することで、市民が利用できる緑地数の増加をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※R3（2021）に第3期の目標値を達成したため、目標値を変更 ・第3期：28→32 か所
施策3-3-4　農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進								
直接目標	多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する							
1	**生産緑地の年間新規指定面積** （経済労働局調べ） 算出方法：年度における生産緑地地区の新規指定実績 ※H26（2014）生産緑地指定面積 290.7ha	生産緑地制度は、市民生活に対し多面的な機能を果たす都市農地を、都市計画上の地域地区である生産緑地（300 ㎡以上/か所）に指定し、営農継続の支援のため固定資産税の減額等を行うものである。市内農地が減少する中、新規指定により生産緑地面積の維持を図ることが、保全・活用の取組として重要であることから、成果指標として新規指定面積を設定する。	12,000 ㎡ （H26） 〔2014〕	14,260 ㎡ （R3） 〔2021〕	12,000 ㎡以上 （H29） 〔2017〕	12,000 ㎡以上 （R3） 〔2021〕	12,000 ㎡以上 （R7） 〔2025〕	市街化区域内農地面積の7割を既に生産緑地として指定している状況の中、計画策定時の新規指定面積を目標値とし、生産緑地の維持を図ることを目標とする。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2	**防災農地の年間新規登録数** （経済労働局調べ） 算出方法：年度における防災農地の新規登録数	市民防災農地は、大地震による災害発生時に一時避難場所や復旧活動に役立てられるなど重要な役割を持ち、農地の持つ多面的な機能の一つであるため、新規登録数の推移を見ることで取組の成果を測ることができる。	7か所 （H26） 〔2014〕	17か所 （R3） 〔2021〕	8か所 以上 （H29） 〔2017〕	8か所 以上 （R3） 〔2021〕	8か所 以上 （R7） 〔2025〕	市内の農地面積の減少傾向が続く中、防災農地の減少を抑えるため新規登録数がH26（2014）実績を上回る水準を維持していくことを目標とする。
3	**市民農園等の累計面積** （経済労働局調べ） 算出方法：開設・運営主体が異なるさまざまなタイプの市民農園等の面積の合計	市民農園は、農地の保全・活用の一つの手段となるとともに、市民に農と触れ合う機会を提供することで都市農業の理解を促進することにもつながっており、市民農園等の累計面積を見ることで取組の成果を測ることができる。	累計 73,790㎡ （H26） 〔2014〕	累計 85,786㎡ （R2） 〔2020〕	累計 78,000㎡以上 （H29） 〔2017〕	累計 105,000㎡以上 （R3） 〔2021〕	累計 111,000㎡以上 （R7） 〔2025〕	市民農園は人気が高く応募が多いことから、利用者ニーズに応えるため、段階的に増加を図る目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：88,000→105,000㎡ ・第3期：98,000→111,000㎡
4	**利用権設定等の集積面積** （経済労働局調べ） 算出方法：利用権設定等促進事業、農地中間管理事業で担い手に集積した農地面積の合計	農地は認定農業者など農業経営の合理化を図る新たな担い手へ集積することが求められている。集積に向けた農地の貸借を行う際に必要となる利用権設定等の面積を指標とすることで、効率的かつ安定的な農業経営に向けた取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	8.7ha （R3） 〔2021〕	－	－	10.0ha 以上 （R7） 〔2025〕	本市が過去に実施した調査等から、利用権設定等による貸借の対象と想定される農地を約10.0haと把握しているため、その面積を目標とする。
5	**都市農業に対する関心度** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）において、「都市農業に関心がある（とても関心がある＋どちらかといえば関心がある）」と回答した人の割合	都市農地における農作物の収穫体験や、地産地消を推進する直売イベントなどの取組により、市民の都市農業に対する関心度が高まり、都市農業への理解につながるため、取組の成果指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	54.8% （R3） 〔2021〕	－	－	59% 以上 （R7） 〔2025〕	都市農業への理解を促進するためには、市民の関心度を着実に高めていくことが必要であることから、毎年1%以上増加させることを目標とする。
施策3-3-5　多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進								
直接目標	多くの市民が「憩い」「遊び」「学ぶ」多摩川の魅力を高める							
1	**多摩川を利用したことがあり、魅力を感じる人の割合** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）において、多摩川を「利用したことがあり、魅力を感じる」と回答した人の割合	河川敷の運動施設や多摩川を訪れる市民の利便施設の再整備、河川敷利用のマナーアップに取り組むなど多摩川が市民の身近な存在になるように、魅力向上の取組を進めている。多摩川の利用状況や魅力の意識を指標とすることで、「多摩川の魅力を活かす総合的な取組」の効果を測ることができる。	37.7% （H27） 〔2015〕	43.5% （R3） 〔2021〕	38% 以上 （H29） 〔2017〕	41% 以上 （R3） 〔2021〕	45% 以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートの郵送アンケートの結果を踏まえ、多摩川に魅力を感じ、利用する人の割合を着実に増やすことをめざす。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：39→41% ・第3期：40→42% 【第3期実施計画策定時】 ※R3（2021）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：42→45%
2	**渡し場イベントの参加者数** （建設緑政局調べ） 算出方法：年度における渡し場イベントの参加者数の集計	多摩川における賑わいの創出に向けて、多摩川の両岸を結ぶ重要な交通手段として古くから活用されていた「渡しの復活事業」の推進は、流域自治体とも連携して実施する重要な取組であることから、その参加者数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	500 人 （R2） 〔2020〕	－	4,900 人 以上 （R3） 〔2021〕	6,000 人 以上 （R7） 〔2025〕	「新多摩川プラン」に基づき、目標年次（R7）（2025）までに 6,000 人の参加者をめざし、目標値を設定する。

指標名 （指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
	3	**多摩川におけるイベントの参加者満足度** （建設緑政局調べ） 算出方法：イベント参加者を対象とするアンケートにおいて、イベントの満足度について「満足」「まあまあ満足」と回答した人の割合	多摩川では、河川敷を会場とするさまざまなイベントが開催されている。市民が親しみ、交流を深める場をつくるとともに、河川敷の利活用による賑わいを創出し、多摩川の魅力を発信していくためには、今後も多摩川の持つ資源・魅力を活かしていく必要がある。多摩川におけるイベントの参加者満足度を調査することで、多摩川の魅力向上に向けた具体的な取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	87.4% （R3） 〔2021〕	―	―	95%以上 （R7） 〔2025〕	R3（2021）に実施した社会実験の参加者アンケートの結果を踏まえ、多摩川におけるイベント参加者の満足の割合を着実に増やすことをめざす。

基本政策4　活力と魅力あふれ力強い都市づくり

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
政策4-1　川崎の発展を支える産業の振興								
施策4-1-1　アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化								
直接目標	海外展開する市内企業を支援し、海外で活躍する企業を増やす							
1	**市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数**（経済労働局調べ） 算出方法：市の支援策を活用した企業にヒアリングやアンケートを実施	市内企業の海外での販路開拓をめざし、本市は海外ビジネス支援センターや海外で開催される展示会への参加等を通じた支援を行っている。また、企業等のビジネスマッチングの機会を創出することをめざして、川崎国際環境技術展を開催している。それぞれの商談成立件数の把握により、取組の成果を測ることができる。	581 件（H26）〔2014〕	371 件（R2）〔2020〕	630 件以上（H29）〔2017〕	800 件以上（R3）〔2021〕	800 件以上（R7）〔2025〕	本市の海外展開支援施策（海外への展示会出展、国際環境技術展の開催等）の充実による更なるビジネスマッチング機会の創出により、市内企業等の国内外でのビジネスマッチング件数を 10 年で 100 件以上を増加させることを目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：660→800 件 ・第3期：700→800 件
2	**グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数**（経済労働局調べ） 算出方法：各年度における稼働中のプロジェクトの件数	グリーンイノベーションの推進に向けて、クラスター会員企業等とのマッチングによる新規事業の創出をめざしていることから、クラスターを通じて形成されたプロジェクト件数により事業の成果を測ることができる。	2 件（H27）〔2015〕	8 件（R3）〔2021〕	5 件以上（H29）〔2017〕	7 件以上（R3）〔2021〕	10 件以上（R7）〔2025〕	環境ビジネスによる産業活性化に向けて、H27（2015）に立ち上げたグリーンイノベーションクラスターに参画する企業等の連携による新規プロジェクトの創出件数を着実に増加させ、10 年後の R7（2025）に年間 10 件のプロジェクトが稼動していることを目標とする。
3	**上下水道分野の国際展開活動件数**（上下水道局調べ） 算出方法：上下水道分野の「官民連携による国際展開」及び「技術協力による国際貢献」に関連した活動件数を算出	上下水道分野の国際展開は、本施策の直接目標「海外で活躍する企業を増やす」の一助となる活動であることから、活動件数を把握することにより、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	92 件（R2）〔2020〕	－	－	100 件以上（R7）〔2025〕	かわさき水ビジネスネットワーク会員の海外での水ビジネス実現に向けて、調査事業への協力、セミナーの開催、国際展示会への出展等による情報発信や、技術協力を通じた活動を継続的に年間100件程度実施することを目標とする。
施策4-1-2　魅力と活力のある商業地域の形成								
直接目標	魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる							
1	**経済構造実態調査による小売業年間商品販売額**（経済構造実態調査をもとに経済労働局調べ） 算出方法：「経済構造実態調査」による小売業年間販売額を把握	小売業年間商品販売額は、市内での消費活動が反映され、市内商業地域の状況を客観的に把握できることから、これを指標として設定することで取組の成果を把握することができる。	第3期実施計画から新たに設定	12,233 億円（R1）〔2019〕	－	－	12,233 億円以上（R7）〔2025〕	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により小売業年間商品販売額の減少が想定される中、以前の水準に回復させることを目標とする。
2	**市内商店街で行われる新たな顧客の創出や商店街の回遊性を高めるイベントの開催数**（経済労働局調べ） 算出方法：市内商店街等が開催するまちゼミ、街バルなどの開催数	市内商店街が活性化に向け、新たな顧客の創出や商店街の回遊性の向上を目的に実施する「まちゼミ」や「街バル」などのイベントの回数を示すことで、取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	3 回（R2）〔2020〕	－	22 回以上（R3）〔2021〕	25 回以上（R7）〔2025〕	商店街の活性化に向けて、専門家派遣事業や先進事例紹介等を通して、新たな顧客の創出や商店街の回遊性を高めるイベントに取り組む商店街数の着実な増加をめざす。
3	**市の支援を受けて市内で開業した商業者累計数**（経済労働局調べ） 算出方法：各年度における、市の開業希望者向け育成支援を受けて市内で開業した商業者数	魅力あふれる個店が開業し、そのような店舗の集積が進むことで活力ある商業地域の形成につなげることができるため、市の支援を受けて市内で開業した商業者数を指標とすることにより、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	第3期実施計画から新たに実施	－	－	累計 30 件以上（R7）〔2025〕	市内開業を希望する人材を年 10 名程度発掘・育成し、そのうちの半分・年間5件程度が開業に至ると見込む。あわせて R4（2022）・R5（2023）の 2 年間で開業希望者を地域で支援する枠組みの構築を進め、R6（2024）以降は地域の支援による開業促進も図ることで、年間5件程度を加えた開業者を創出する。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
4	**市場の年間卸売取扱量** （経済労働局調べ） 算出方法：北部市場と南部市場の青果及び水産物の取扱量	市場取扱量が、その市場の状況や規模を客観的に明確に示す最適な指標であることから、これを成果指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	151,433t （H26） 〔2014〕	135,996t （R3） 〔2021〕	151,433t 以上 （H29） 〔2017〕	151,433t 以上 （R3） 〔2021〕	151,433t 以上 （R7） 〔2025〕	全国的に市場経由率が低下し、市場を取り巻く環境が厳しい中、本市場においては、現状の市場機能の維持・持続を図り、取扱量の確保を目標とする。
施策4-1-3　中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成								
直接目標	市内中小企業の技術を活かして事業展開できる環境を整備することで、経営を改善し、成長を促進させる							
1	**製造品出荷額等** （工業統計調査） 算出方法：工業統計調査の直近3か年の平均値	製造品出荷額等は、1年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額と「その他の収入額」の合計の数値であるため、その変化を見ることで、企業の経営を改善し、成長を促進するための取組の成果を測ることができる。	4兆 2,968 億円 （H23〔2011〕 ～ H25〔2013〕 平均）	4兆 1,256 億円 （H29〔2017〕 ～ R1〔2019〕 平均）	4兆 2,968 億円 以上 （H27〔2015〕 ～ H29〔2017〕 平均）	4兆 2,968 億円 以上 （R1〔2019〕 ～ R3〔2021〕 平均）	4兆 2,968 億円 以上 （R5〔2023〕 ～ R7〔2025〕 平均）	本市製造品出荷額等は、素材型の大企業の動向及び原油価格に左右される部分が大きい状況にある。その中で石油業界に対しては、需要の減少に伴う供給過剰を解消するため産業競争力強化法が適用されるとともに、市内に立地するエネルギー系企業の経営統合による製油所の統廃合等により石油化学関連の出荷額が減っていくことが見込まれるほか、他都市の状況を見ると、H25（2013）の製造品出荷額等は過去3年間の平均値に届いていない自治体が多く、市内事業所数の減少も見込まれるなど、複数の減少要因がある中で、計画策定時における過去3年間の平均値（政令指定都市トップ）の水準の維持を目標とする。
2	**知的財産交流会におけるマッチングの年間成立件数** （経済労働局調べ） 算出方法：年度ごとのマッチング成立件数を交流会後のフォローアップにて把握	地域経済を担う中小企業が、将来にわたって持続的に成長発展していくためには、自社製品開発や技術の高付加価値化など、新たな事業展開に挑戦することが求められることから、大企業が保有する開放特許等の知的財産を中小企業が活用した件数を見ることで、中小企業の新事業展開の取組の成果を測ることができる。	4件 （H26） 〔2014〕	2件 （R2） 〔2020〕	4件 以上 （H29） 〔2017〕	4件 以上 （R3） 〔2021〕	4件 以上 （R7） 〔2025〕	市の知的財産交流会が「川崎モデル」として国や他の自治体等から注目されていることから、今後も全国モデルの主導として成果を連続的に創出していくことを目標とする。
3	**専門家派遣等の経営支援件数** （経済労働局調べ） 算出方法：川崎市産業振興財団の窓口相談、ワンデイコンサルティング等の中小企業経営支援事業、出張キャラバン隊等の産学連携推進事業による支援件数の合計	市内中小企業は、台風等の自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など多様な経営課題に直面している。専門家派遣等の支援件数を把握することで、経営課題の解決に向けた着実な取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	842件 （R2） 〔2020〕	－	－	900件 以上 （R7） 〔2025〕	市内中小企業の多様な経営課題の解決に向けて、着実に取り組んでいくことが重要である。新型コロナウイルス感染症等の影響により支援ニーズは引き続き継続するものと見込まれることから、R2（2020）実績を踏まえ、R7（2025）までに900件以上を目標として実施する。
4	**中小製造業者と工業用物件とのマッチング件数** （経済労働局調べ） 算出方法：市内で物件を探す中小製造業者と、宅地建物取引業者や地権者等の有する工業用物件のマッチングによる契約等の成立件数	中小製造業者と工業用物件とのマッチングによる契約等の成立件数は、市内における製造業者の立地・操業の実現件数であることから、それを指標とすることで、製造業集積の維持・強化に向けた取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	0件 （R2） 〔2020〕	－	－	15件 以上 （R7） 〔2025〕	事業者の物件等に対する投資意欲は景気動向等の影響により変動するが、これまでの相談実績や調査結果では、概ね年間15件以上の需要が生じている。物件の掘り起こし・把握等には時間を要するため、徐々にマッチング件数を増加させ、R7（2025）には年間15件の実現を目標とする。
5	**事業承継の累計支援企業数** （経済労働局調べ） 算出方法：中小企業者の事業承継に向けて、専門家派遣や補助金交付、後継者育成等により支援した延べ企業数	中小企業経営者の高齢化は、中小企業の事業継続に関する課題となっていることから、専門家派遣や補助金交付件数、後継者育成等の支援企業数を把握することで、事業承継に向けた取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	30社 （R2） 〔2020〕	－	－	累計 180社 以上 （R7） 〔2025〕	事業承継の着実な実施には複数年を要することも多く、支援を長期にわたり行う必要があることから、年30社の支援を行い、R2（2020）から R7（2025）までに累計180社以上を支援することを目標とする。

	指標名 （指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策4-1-4　都市農業の強みを活かした農業経営の強化									
直接目標	市内農家の農業経営を安定化・健全化させる								
1	**認定農業者（経営体）累計数** （経済労働局調べ）	算出方法：国の認定農業者制度に則り、経営の改善計画を市に申請し認定された農業者経営体の数	認定農業者は地域農業を牽引する中心的な経営体であり、国の施策の方向性も認定農業者を重視したものに傾く中、本市においてもその確保・育成は喫緊の課題となっている。認定後の支援も大きな課題であるが、本市の農業振興のため、認定農業者の数を確保することも重要であることから、それを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	累計 25 人 （H26） 〔2014〕	累計 54 人 （R2） 〔2020〕	累計 30 人 以上 （H29） 〔2017〕	累計 40 人 以上 （R3） 〔2021〕	累計 62 人 以上 （R7） 〔2025〕	三大都市圏における政令指定都市での全農家数に占める認定農業者数の割合を比較すると、本市の場合、その割合は他都市に比べ大きく下回っている。そのため、平均水準まで改善することを目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）の実績値が第３期の目標値を上回ったため、目標値を変更（年間2人以上増加） ・第3期：50→62 人
2	**援農ボランティアの年間延べ活動日数** （経済労働局調べ）	算出方法：援農ボランティアが農業生産者の作業に関わった日数	農業生産における労働力確保は農業における課題の一つであり、労働力を補完する援農ボランティアとして育成する事業を実施している。育成した援農ボランティアの活動日数の増減で、援農ボランティア育成の取組の成果を測ることができる。	400 日 （H26） 〔2014〕	992 日 （R2） 〔2020〕	440 日以上 （H29） 〔2017〕	520 日以上 （R3） 〔2021〕	1,000 日以上 （R7） 〔2025〕	援農ボランティアを農業者へ周知し、活用を促すとともに、新たなボランティアを育成し、人材確保により、計画策定時の値の 1.5 倍の活動日数を目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）の実績値が第３期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：600→1,000 人
3	**新規就農者数** （経済労働局調べ）	算出方法：神奈川県の新規就農状況調査実施要領に基づき把握した新規就農者の人数	新規就農者の確保は、農業の安定化・持続化に必要であるため、就農希望者への相談対応や新規就農者向け支援事業を行っている。実際に就農した人数を指標とすることで取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	6 人 （R2） 〔2020〕	－	－	6 人 以上 （R7） 〔2025〕	農業従事者の高齢化と後継者不足が課題となる中、着実な新規就農者の確保が求められることから、R2（2020）と同水準の維持をめざし、6人以上を目標とする。
4	**都市農業活性化連携フォーラムの参加者数** （経済労働局調べ）	算出方法：都市農業活性化連携フォーラムの参加者数の合計	農業者が他の産業分野と交流することで、施策の方向性の「企業や大学等との連携による新たな農業価値創造に向けた取組の推進」が期待されるため、フォーラムの参加者数を取組の成果を把握するための指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	40 人 （R3） 〔2021〕	－	－	45 人 以上 （R7） 〔2025〕	事業化・マッチング支援を強化するため、R2（2020）までの大規模開催方式を R3（2021）から対話を重視した少人数制のセミナー形式に変更した。今後は、R3（2021）の開催水準以上の参加者数確保をめざし、45 人以上を目標とする。
政策4-2　新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上									
施策4-2-1　ベンチャー支援、起業・創業の促進									
直接目標	次代を支える産業を創出するため、市内での起業を盛んにする								
1	**起業支援による年間市内起業件数** （経済労働局調べ）	算出方法：市の支援を通じて起業に至った件数	起業にあたっては、それぞれの業態や成長段階に応じたさまざまな支援が必要であり、本市では民間創業支援事業者等と連携した支援に取り組んでいることから、こうした支援を通じて起業に至った件数を取組の成果を把握するための指標として設定する。	62 件 （H26） 〔2014〕	201 件 （R2） 〔2020〕	80 件 以上 （H29） 〔2017〕	100 件 以上 （R3） 〔2021〕	150 件 以上 （R7） 〔2025〕	計画策定時は、日本全体として開業率が低迷する中、創業支援施策の強化を図り、支援を通じて起業に至った件数を計画策定時の値から概ね2倍とすることを目標としていたが、第２期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、H29（2017）から R2（2020）の実績の平均値を目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※R2(2020)の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：120→150 人

	指標名 （指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2	**かわさき新産業創造センターの入居率** （経済労働局調べ）	算出方法：入居面積／全入居可能面積×100（%）	かわさき新産業創造センターは、新規分野での創業をめざす個人及び企業に対して事業スペースを提供し、入居者に対して、専門家によるアドバイスの提供や資金調達等の支援を行うなど、さまざまな起業支援を行う施設であることから、当該施設の入居状況により市内の起業希望者の実態を把握することで、入居への取組の成果を測ることができる。	90% （H26） 〔2014〕	91% （R2） 〔2020〕	90%以上 （H29） 〔2017〕	90%以上 （R3） 〔2021〕	90%以上 （R7） 〔2025〕	かわさき新産業創造センターは入居期限が設定され、入居者の入れ替わりが想定されていることに加え、有望ベンチャーの確保に向けて一定程度空室を確保する必要があり、第3期実施計画期間においても入居率 90%を維持していくことを目標値とする。
3	**かわさき新産業創造センター入居中小企業における、雇用増加につながった企業の割合** （経済労働局調べ）	算出方法：かわさき新産業創造センターに入居する中小企業者における、各年度で雇用が増加した企業の割合	かわさき新産業創造センターでは、入居する中小企業者に対して、資金調達や販路開拓等の成長支援業務を行っており、雇用増につながった企業の割合を把握することで、企業の成長を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	27.3% （R2） 〔2020〕	－	－	30%以上 （R7） 〔2025〕	現在の実績と入居期間が（原則）5年間であることを踏まえ、毎年度 30%以上の割合を維持することで、入居事業者を着実に成長につなげる
施策4-2-2　地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援									
直接目標	成長分野や地域課題解決に寄与する市内事業所等の新分野への進出を促進する								
1	**福祉製品等開発・改良プロジェクト累計件数** （経済労働局調べ）	算出方法：各年度におけるウェルテックにおいて稼働中のプロジェクトの累計件数	ウェルテックは、市内中小企業等を中心に、福祉製品・サービスの開発・改良を支援する施設であることから、稼働中のプロジェクト件数を指標とすることで、市内福祉産業振興の取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	R3（2021）年度から新たに実施	－	－	累計16件以上 （R7） 〔2025〕	ウェルテックにおける製品の安全性・性能等に関する1次評価、高齢者・障害者施設での利用者が実際に製品等を使用する2次評価、科学的知見に基づく技術的助言という流れを、年間を通じて実施することができる最大の件数を目標値とする。 【第3期実施計画策定時】 ※「ウェルフェアイノベーションフォーラムでのプロジェクト稼働件数」から指標を変更
2	**福祉製品・サービスの市場化累計件数** （経済労働局調べ）	算出方法：ウェルテックでの支援や評価を通じて、改良や新規開発により市場化（販売開始）した製品・サービスの累計件数	ウェルテックでの支援を通じて、福祉製品・サービスを開発・改良し、販売開始まで至った件数を指標として設定することで、市内福祉産業振興の取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	R3（2021）年度から新たに実施	－	－	累計8件以上 （R7） 〔2025〕	ウェルテックで支援したプロジェクトのうち、50%以上を販売開始まで繋げることをめざし、その件数を目標値と設定する。
3	**コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの年間起業件数** （経済労働局調べ）	算出方法：市の支援を通じて起業に至った件数	コミュニティビジネス等の起業・創業についての支援を行っており、起業・創業の増が、市内でのコミュニティビジネス等の振興度合いを測定する客観的で適切な指標であることから、これを設定することで取組の成果を測ることができる。	4件 （H26） 〔2014〕	5件 （R2） 〔2020〕	5件以上 （H29） 〔2017〕	6件以上 （R3） 〔2021〕	7件以上 （R7） 〔2025〕	起業に関する相談窓口設置やセミナー開催に加えて、既存事業者の地域での活動やネットワークづくりの支援等により、地域社会でのコミュニティビジネスの浸透を図ることによって、起業・創業希望者を増やし、着実に、段階的に起業者を生み出すことを目標とする。
施策4-2-3　科学技術を活かした研究開発基盤の強化									
直接目標	先端科学技術分野において、高付加価値で競争力の高い製品を創出する								
1	**新川崎・創造のもり地区における特許保有累計件数** （経済労働局調べ）	算出方法：新川崎・創造のもり地区に拠点を有する企業、研究機関が保有する特許の累計件数	先端科学技術分野の製品化を進めるにあたっては、当該技術の特許出願により製品化まで進む可能性のある案件を早期に把握できることから、特許保有件数を指標として設定することで、新産業創出の取組の成果を測ることができる。	累計94件 （H26） 〔2014〕	累計156件 （R2） 〔2020〕	累計96件以上 （H29） 〔2017〕	累計160件以上 （R3） 〔2021〕	累計180件以上 （R7） 〔2025〕	先端技術分野の研究開発については、製品化まで見据えた知財戦略の策定、特許出願、取得というプロセスに数年の時間を要することから、現在進んでいる研究の成果が特許となる時期に一定の間隔が生じる。こうしたことを踏まえ、H30（2018）1月に産学交流・研究開発施設「AIRBIC」が供用開始したことから、R4（2022）以降、年間5件以上の新規特許が生み出されることを目標とする。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
2	**量子コンピューティング技術関連イベント等への企業の参加数**（経済労働局調べ） 算出方法：市内に設置された量子コンピューティングシステムに関連するイベント等への企業等事業者参加数	市内の量子コンピューティングシステムに関連するイベント等へ参加した企業等の参加数を指標とすることにより、量子コンピューティング技術の産業界への普及の度合いを測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	第3期実施計画から新たに実施	－	－	50事業者以上（R7）〔2025〕	本市は量子コンピューティング技術の高い公益性などに鑑み、東京大学、日本 IBM 社と普及と発展に関する三者協定を締結し、相互に協力して普及促進に取り組むこととしている。こうした量子技術に関係する市内のステークホルダーの知見を活用したセミナーや見学会等のイベントを複数回開催することで、年間で 50 事業者以上の参加を見込む。
3	**ナノ医療イノベーションセンターの入居率**（臨海部国際戦略本部調べ） 算出方法：入居部屋数／全入居部屋数×100（%）	ナノ医療イノベーションセンターは、先端医療を広く普及・浸透させるための「ナノ医療技術」の研究及び研究成果の実用化を進める施設であり、企業入居率は、オープンイノベーションの取組の成果を測ることができる。	44%（H27.12）〔2015.12〕	80%（R2）〔2020〕	60%以上（H29）〔2017〕	90%以上（R3）〔2021〕	90%以上（R7）〔2025〕	H27（2015）年4月に運営を開始し、7年間で入居率 90%をめざしてきた。今後、入居企業による入退室が行われることを想定し、入居率 90%を維持することを目標とする。
4	**川崎市コンベンションホールの稼働率**（経済労働局調べ） 算出方法：ホール稼働日数／開館日数×100（%）	企業・研究者・技術者等の交流機会の創出・拡大を通じてオープンイノベーションを促進する交流拠点・川崎市コンベンションホールの稼働率を指標とすることで、オープンイノベーションの促進に向けた取組の成果を測ることができる。	－	21%（R2）〔2020〕	－	55%以上（R3）〔2021〕	60%以上（R7）〔2025〕	講演会、展示会、交流会等の開催により、コンベンション施設が有効に活用され、施設の安定的な運営が図れるよう、H30（2018）の開館から稼働率の段階的な向上をめざし、最終的には 60%以上の稼働率を目標とする。
施策4-2-4 スマートシティの推進								
直接目標	スマートシティの推進により、新たな産業やサービスを創出する							
1	**スマートシティに関連するリーディングプロジェクト実施累計件数**（環境局調べ） 算出方法：本市と多様な主体との連携等により創出したリーディングプロジェクトや、実証中のリーディングプロジェクトの件数	エネルギーの最適利用やICT・データの利活用により地域課題の解決を図る「スマートシティ」や、次世代のエネルギー源として期待される水素エネルギーの積極的な利活用を進める「水素戦略」の推進及びカーボンニュートラルに寄与する産業育成は、新たな施策領域である。創出したリーディングプロジェクトや実施中のリーディングプロジェクトが、今後新たな産業やサービスの創出につながることから、リーディングプロジェクト実施件数を指標として設定する。	累計7件（H26）〔2014〕	累計38件（R2）〔2020〕	累計16件以上（H29）〔2017〕	累計28件以上（R3）〔2021〕	累計63件以上（R7）〔2025〕	多様な主体との連携により、毎年５件程度のリーディングプロジェクトの創出を目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）年度の実績値が第3期目標値を達成目前のため、目標値を変更 ・第３期：40件→63件
施策4-2-5 ICT（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上								
直接目標	ICTにより、行政サービスを一層手軽に利用できるようにする							
1	**提供しているオープンデータのデータセット数**（総務企画局調べ） 算出方法：本市ホームページ上で提供しているオープンデータのデータセット数	本市ホームページで提供するオープンデータのデータセット数を見ることで、行政の透明性等に向けた取組の成果を測ることができる。	27件（H26）〔2014〕	256件（R2）〔2020〕	100件以上（H29）〔2017〕	300件以上（R3）〔2021〕	500件以上（R7）〔2025〕	H27（2015）年4月時点における政令指定都市平均を上回るデータセット数を目標とし、利用ニーズの高い情報から順次提供することをめざす。
2	**提供しているオープンデータのダウンロード数**（総務企画局調べ） 算出方法：本市ホームページ上で提供しているオープンデータの月平均ダウンロード数	本市ホームページからのダウンロード数を見ることで、企業等によるオープンデータの活用に向けた取組の成果を測ることができる。	2,000件（H26）〔2014〕	5,810件（R2）〔2020〕	4,000件以上（H29）〔2017〕	5,000件以上（R3）〔2021〕	7,000件以上（R7）〔2025〕	利用ニーズの高い情報の提供を順次行うことから、第１期実施計画期間中にダウンロード数を現在の２倍に増加させるとともに、その後も漸次増加させることをめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）の実績値を踏まえ、目標値を変更 ・第3期：6,000→7,000件
3	**市 LINE公式アカウントの友だち登録者数**（総務企画局調べ） 算出方法：市 LINE公式アカウントの友だち登録者数	市民が広く利用している LINE を活用した情報発信を行っており、友だち登録者数の推移を確認することでその取組の効果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	22,448件（R2）〔2020〕	－	－	70,000件以上（R7）〔2025〕	市 LINE 公式アカウントの魅力を高め、友だち登録者数を年間約1万件ずつ増やすことをめざす。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
4	**電子申請可能な手続のオンライン化率**（総務企画局調べ） 算出方法：電子申請可能な手続※のうち、オンラインによる申請等が可能な手続の割合 ※法令等によりオンライン化が困難な手続を除く約 2,400 手続	行政手続の原則オンライン化に向けた取組の効果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	11※%（R3）〔2021〕	―	―	100%（R4）〔2022〕	R4（2022）年度末までに、電子申請可能な手続のオンライン化率 100%をめざす。 ※R3（2021）年9月時点
5	**電子申請システムの利用件数**（総務企画局調べ） 算出方法：本市ホームページ上の電子申請システムで手続が行われた数を集計	システム利用件数を集計することにより、ニーズにあった電子行政サービスが提供できているかについて、取組の成果を測ることができる。	103,400件（H26）〔2014〕	392,768件（R2）〔2020〕	108,000件以上（H29）〔2017〕	172,000件以上（R3）〔2021〕	600,000件以上（R7）〔2025〕	R5（2023）年3月の電子申請システムリニューアルに伴い、オンラインにより申請できる手続が増えること等を踏まえ、現状の利用件数の約 1.5倍に増加させることをめざす。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：113,000→172,000 件 ・第3期：118,000→200,000 件 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：200,000→600,000 件
6	**キャッシュレス決済施設・窓口数**（総務企画局調べ） 算出方法：キャッシュレスが可能な施設・窓口等の合計	キャッシュレス決済を導入した施設・窓口数を指標とすることで、市民の利便性向上に向けた取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	33施設・窓口（R3）〔2021〕	―	―	60施設・窓口以上（R7）〔2025〕	R3（2021）年 10 月に各区役所、市税事務所等の 33 施設・窓口で証明発行等におけるキャッシュレス決済を導入した。今後は導入済み施設の利用状況等を踏まえて年 5～10 程度の施設・窓口を拡大することをめざす。

政策4-3　生き生きと働き続けられる環境をつくる

施策4-3-1　人材を活かすしくみづくり

直接目標　市内での雇用を促進するとともに、市内の優れた技能を次世代に継承する

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
1	**就業支援事業による就職決定者数**（経済労働局調べ） 算出方法：「キャリアサポートかわさき」における年間就職決定者数 ※第1期実施計画では、「キャリアサポートかわさき」と「コネクションズかわさき」における就職決定者数を成果指標として示していたが、「コネクションズかわさき」は日本全体の経済情勢等の対外的な要因の影響を強く受けることから、第2期・第3期実施計画では指標管理を施策の取組の成果がより反映される「キャリアサポートかわさき」における就職決定者のみに見直している。	雇用のミスマッチの課題に対応するために、総合的な相談窓口として、「キャリアサポートかわさき」を中心に就業支援事業を実施していることから、当事業における就職決定者数の推移を見ることで、市内の雇用状況の向上のための取組の成果を測ることができる。	465 人（H26）〔2014〕	412 人（R2）〔2020〕	－	490 人以上（R3）〔2021〕	495 人以上（R7）〔2025〕	将来的な雇用情勢や国事業の方向性が不透明ではあるものの、現状を上回る就職決定者数を維持していくことを目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※成果指標の算出方法の見直しに伴い、目標値を変更 ・第2期：710→490 人 ・第3期：720→495 人
2	**かわさきマイスターのイベント出展等の活動回数**（経済労働局調べ） 算出方法：区民祭等のイベントにおけるかわさきマイスター出展回数、小・中学校等において出前授業を行った回数、ものづくりに関する市民向け講習会の開催回数	市内最高峰の匠として認定された「かわさきマイスター」が、多くの市民に対して「ものづくり」に関わる極めて優れた技術や卓越した技能を披露できるイベントへの出展件数、熟練した技能の活用・継承、後継者育成の機会として小・中学校等における出前授業を行った回数、市民向け講習会等の開催回数を指標に設定することにより、マイスター制度の取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	38 回（R2）〔2020〕	―	102 回以上（R3）〔2021〕	106 回以上（R7）〔2025〕	新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント自粛などの変動要素があるが、開催手法の工夫などにより、第2期目標策定時（H30）の 99 件から毎年1回以上増加する水準を目標とする。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
3	**就業マッチングイベント等参加企業数**（経済労働局調べ） 算出方法：求職者の就業及び市内中小企業の人材確保に向けた就業マッチングイベントの延べ参加企業数	求職者の就業及び市内中小企業の人材確保を推進する就業マッチングイベントへの参加企業数の推移を把握することで、採用・就職等の促進による市内の雇用状況の向上に向けた取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	198 社 （R2） 〔2020〕	―	―	200 社以上 （R7） 〔2025〕	自然災害、新型コロナウイルス感染症等の社会的要因等による雇用情勢の変化を踏まえながら、市内中小企業の人手不足や雇用のミスマッチの解消に向けて、R2（2020）の実績と同程度以上を確保することを目標値とする。
4	**就職氷河期世代の就職決定者数**（経済労働局調べ） 算出方法：「キャリアサポートかわさき」等における就職氷河期世代の年間就職決定者数	雇用環境が厳しい時代に就職活動を余儀なくされた就職氷河期世代の市の支援による就職決定者数の推移を把握することで、採用・就職等の促進による市内の雇用状況の向上に向けた取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	225 人 （R2） 〔2020〕	―	―	235 人以上 （R7） 〔2025〕	直近５年間の就職決定者数の就職氷河期世代の割合を推計・算出し、「就業支援事業による就職決定者数」の目標値 495 人（R7）にその割合を当てはめたものを目標値とする。
施策4-3-2 働きやすい環境づくり								
直接目標	誰もが働きやすい環境を整える							
1	**ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合**（経済労働局調べ） 算出方法：労働状況実態調査のアンケートに対する回答結果（100－「取組はいずれも行っていない」回答数（259 件）／全回答数（800 件）×100（%））	ワークライフバランスを導入することにより幅広い仕事のあり方をそれぞれのライフステージにおいて実践することができ、少子高齢化による労働力不足が懸念される中、性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる機会が確保され、働きやすい職場環境の実現ができることから、それを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	67% （H26） 〔2014〕	76.8% （R2） 〔2020〕	70%以上 （H29） 〔2017〕	75%以上 （R3） 〔2021〕	80%以上 （R7） 〔2025〕	計画策定時において横ばい又は微減の傾向にあったことから、労働情報等の周知等による効果的な啓発手法等を検討・実施し、毎年１%程度の増へと転換させることを目標とする。
2	**勤労者福祉共済の新規加入者数**（経済労働局調べ） 算出方法：勤労者福祉共済システムに登録された新規加入者の数	中小企業の従業員の福利厚生の充実を図ることを目的とした、川崎市勤労者福祉共済制度（かわさきハッピーライフ）への新規加入者数を把握することにより、ワーク・ライフ・バランスへの取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	231 人 （R2） 〔2020〕	―	420 人以上 （R3） 〔2021〕	440 人以上 （R7） 〔2025〕	少子高齢化の進展により、全国的に生産年齢人口が減少傾向にある中、本市における中小企業従業者数についても、今後大幅な増加は見込まれないが、加入促進活動を積極的に行うことにより、新規加入者の確保を図り、概ね年５%増加することを目標とする。
3	**勤労者福祉共済の新規加入事業者数**（経済労働局調べ） 算出方法：勤労者福祉共済システムに登録された新規事業者の数	「新規加入事業者数」を把握することで、新たに勤労者福祉の充実を図った取組の実質的な成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	31 者 （R2） 〔2020〕	―	―	42 者以上 （R7） 〔2025〕	新規加入事業者数については年々減少傾向であるが、加入促進活動を積極的に行うことにより、新規加入事業者の確保を図り、過去５年間の平均値を目標とする。
4	**中小企業における常用労働者１人あたり平均の年次有給休暇消化率80%以上の事業者割合**（経済労働局調べ） 算出方法：労働状況実態調査で把握した、中小企業における常用労働者１人あたり平均の年次有給休暇消化率80%以上の事業者割合	年齢や性別、雇用形態、勤務体系にかかわらず、働きやすく魅力ある環境づくりの推進を図ることで、年次有給取得率の上昇が見込まれることから、本指標により取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	15.7% （R2） 〔2020〕	―	―	20%以上 （R7） 〔2025〕	R2（2020）労働実態調査では、市内の中小企業における消化率は15.7%である。中小企業の消化率を大企業の水準（R2（2020）は19.7%）に引き上げることを目標値とする。
政策4-4 臨海部を活性化する								
施策4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備								
直接目標	臨海部の立地企業を増やし、生産活動を活発にする							
1	**川崎区の従業者１人あたりの製造品出荷額**（工業統計調査） 算出方法：工業統計調査結果より算出（川崎区の製造品出荷額等（3 兆 5686 億 5300 万円）÷川崎区の従業者数（24,565 人））	臨海部活性化の目的は、立地企業の業績が上がることであり、１人あたりの製造品出荷額等の変化を見ることで、生産人口減少下においても、生産性の向上により臨海部企業が活性化しているかを測ることができる。	１億4,500万円 （H25） 〔2013〕	１億2,192万円 （R2） 〔2020〕	１億5,700万円以上 （H29） 〔2017〕	１億7,000万円以上 （R3） 〔2021〕	１億8,400万円以上 （R7） 〔2025〕	生産人口の減少や石油業界再編を踏まえ、生産性の向上等により現在の水準を維持することが重要と考える。一方で、国がインフレ目標を２%に設定していることから、年２%以上の増加を設定する。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
2	**キングスカイフロント域内外の企業等マッチング件数**（臨海部国際戦略本部調べ） 算出方法：市の支援を通じてキングスカイフロント立地機関と域内外の企業等とのマッチングに至った件数	キングスカイフロントの立地機関と域内外の企業等との共同研究やビジネスマッチング等の機会を創出することは、市内経済の活性化につながる取組であり、マッチング件数を指標として設定することでその成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	71 件 （R2） 〔2020〕	－	35 件以上 （R3） 〔2021〕	130 件以上 （R7） 〔2025〕	キングスカイフロントの拠点形成を進め、立地機関の研究・事業活動が市内経済の活性化に寄与するためには、立地機関と域内外の企業等とのイノベーション創出が重要となる。そのことから、交流連携事業や国際展示会などの機会を捉え、ビジネスマッチングの創出を増加させることを目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の取組結果の検証を踏まえ目標値を変更 ・第3期：60→130 件
3	**キングスカイフロントにおける取組を知っていて、評価できると回答した人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）において、「市の取組を知っており、取組を評価できる」と回答した人の割合	がんや認知症の治療法などライフサイエンスに関する最先端の研究を行う機関等を誘致し、国際戦略拠点の形成を進めているキングスカイフロントにおける市の取組に対する評価を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	10.8% （R3） 〔2021〕	－	14%以上 （R3） 〔2021〕	18%以上 （R7） 〔2025〕	キングスカイフロントにおける拠点形成を進めるにあたっては、キングスカイフロントでの取組が市民に認知され、そこで行われている研究等に理解を得られることが重要である。そのことから、「市の取組を知っていて、その取組を評価できる」人の割合を、毎年1%以上増加させることを目標とする。
施策4-4-2　広域連携による港湾物流拠点の形成								
直接目標	川崎港での物流を活発にする							
1	**川崎港取扱貨物量（公共埠頭）**（港湾局調べ） 算出方法：港湾調査（統計法に基づく基幹統計として実施。川崎港に出入りした船舶及び貨物について関係者の協力を得て、調査・集計したもの）	本市が管理する公共埠頭の取扱貨物量を見ることで、川崎港の物流の活性化に向けた取組の成果を測ることができる。	1,134 万t （H26） 〔2014〕	888 万t （R2） 〔2020〕	1,140 万t以上 （H29） 〔2017〕	1,210 万t以上 （R3） 〔2021〕	1,280 万t以上 （R7） 〔2025〕	公共埠頭貨物については、積極的なポートセールスや施設の整備等により川崎港港湾計画（H26（2014）改定）における将来推計値を上回る取扱量をめざす。
2	**川崎港へ入港する大型外航船（3千総トン数以上）の割合**（港湾局調べ） 算出方法：港湾調査：3千総トン数以上の外航入港船舶数（1,948）／川崎港に入港した外航船舶総数（2,519）×100（%）	コンテナ船をはじめ、世界的に外航船舶が大型化している中で、港湾計画に基づいた計画的な施設整備や、利用しやすい港づくりを進めることによって船舶大型化への対応を行う必要がある。このため、川崎港に入港する外航船舶のうち総トン数3千以上の大型船の割合を指標とすることで、港の活性化への取組の成果を測ることができる。	70% （H26） 〔2014〕	77.3% （R2） 〔2020〕	73%以上 （H29） 〔2017〕	76%以上 （R3） 〔2021〕	79%以上 （R7） 〔2025〕	川崎港の外航入港船舶については、専用貨物の減少が見込まれる中、船舶の大型化に対応し、より効率的な港湾物流に貢献するとともに、世界的な船舶大型化の潮流に対応することにより、「川崎港港湾計画（H26（2014）改定）」における将来推計値を上回る水準の大型化割合をめざす。
施策4-4-3　市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備								
直接目標	川崎港の魅力を市民に広めるとともに、港の活力を高める							
1	**川崎マリエン利用者数（港湾振興イベント及びスポーツ施設等の利用者を含む）**（港湾局調べ） 算出方法：施設利用者の集計（展望室・体育館・テニスコート等の利用者、川崎みなと祭り来場者など）	川崎港の魅力を高めるためには、より多くの市民が港を訪れる機会を増やすことが重要である。このため、川崎港の主要な市民向け施設である川崎マリエンの利用者数を指標とすることで、港の魅力を高める取組の成果を測ることができる。	40 万人 （H26） 〔2014〕	12.4 万人 （R2） 〔2020〕	41 万人以上 （H29） 〔2017〕	42 万人以上 （R3） 〔2021〕	43 万人以上 （R7） 〔2025〕	施設利用者の目標については、本市内の主要観光施設の中で計画策定時点での最多の入込観光客数を目標とする。
2	**市内の海周辺施設を利用したことがあり、魅力を感じる人の割合**（市民アンケート） 算出方法：「市内の海周辺の施設を利用したことがあり、魅力を感じる」と回答した人の割合	川崎港の魅力を高めるためには、気軽に市民が立ち寄れる港とすることが重要である。このため、「市内の海周辺の施設を利用したことがあり、魅力を感じる」割合を指標とすることで、港の魅力を高める取組の成果を測ることができる。	11% （H27） 〔2015〕	15.4% （R3） 〔2021〕	13%以上 （H29） 〔2017〕	17%以上 （R3） 〔2021〕	21%以上 （R7） 〔2025〕	計画策定時において、港を有する政令指定都市の市民アンケートの平均値を下回っているため、その平均値をめざす。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
政策4-5　魅力ある都市拠点を整備する								
施策4-5-1　魅力にあふれた広域拠点の形成								
直接目標	川崎・武蔵小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める							
1	**広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅周辺人口** （川崎市統計書） 算出方法：広域拠点の駅を中心に半径 500m 圏内の町丁目の川崎市統計書による人口の合計	川崎、武蔵小杉、新百合ヶ丘駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の居住者の増加が見込まれるため、駅を中心に半径 500m 圏内の町丁目の人口を指標として設定する。	12.6 万人 （H26） 〔2014〕	14.1 万人 （R3） 〔2021〕	12.9 万人 以上 （H29） 〔2017〕	13.9 万人 以上 （R3） 〔2021〕	14.5 万人 以上 （R7） 〔2025〕	将来人口推計により算出した人口増減率を使用し、各年度の駅周辺人口の推計値を算出し、目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※将来人口推計の見直しにより、目標値を変更 ・第2期：13.3→13.9 万人 ・第3期：13.4→14.4 万人 【第3期実施計画策定時】 ※将来人口推計の見直しにより、目標値を変更 ・第3期：14.4→14.5 万人
2	**広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅平均乗車人員** （川崎市統計書・鉄道会社公表資料） 算出方法：広域拠点の駅の川崎市統計書及び鉄道会社公表資料による乗車人員の合計	川崎、武蔵小杉、新百合ヶ丘駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の来街者や就業者等の増加が見込まれるため、往来するための代表的な交通手段である鉄道駅の利用者数を指標として設定する。	52.4 万人/日 （H25） 〔2013〕	41.9 万人/日 （R2） 〔2020〕	53.8 万人/日 以上 （H28） 〔2016〕	58.8 万人/日 以上 （R2） 〔2020〕	59.8 万人/日 以上 （R6） 〔2024〕	将来人口推計により算出した人口増減率を使用して、各年度の駅平均乗車人員の推計値を算出し、新型コロナウイルス感染症の影響により、R2（2020）以降の乗車人員が大幅に減少していることを考慮した目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※将来人口推計の見直しにより、目標値を変更 ・第2期：55.3→58.8 万人 ・第3期：55.9→59.8 万人
3	**拠点駅周辺をさまざまな施設が充実した回遊性の高いまちと思う人の割合** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）で「そう思う」「ある程度そう思う」人の割合	広域拠点の整備を通じて、首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業・業務・都市型住宅等の施設の集積とともに、駅前広場や駅周辺の道路・通路を整備するなど、さまざまな施設の間が歩きやすく、移動しやすくなること（回遊性の向上）が期待されるため、市民の満足度を新たな評価指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	67.7% （R3） 〔2021〕	－	－	70% 以上 （R7） 〔2025〕	新型コロナウイルス感染症の流行を契機として生じた社会変容をはじめとした、働き方やライフスタイルの多様化など、社会環境の変化により、市民の満足度は大きく変化するものであるが、こうした変化を適切に捉えながら、中長期的な視点を持って柔軟かつ機動的にまちづくりを進めることにより、現状の満足度を上回る目標値とする。
施策4-5-2　個性を活かした地域生活拠点等の整備								
直接目標	新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を高める							
1	**地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅周辺人口** （川崎市統計書） 算出方法：地域生活拠点の駅を中心に半径 500m 圏内の町丁目の川崎市統計書による人口の合計	新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の居住者の増加が見込まれるため、駅を中心に半径 500m 圏内の町丁目の人口を指標として設定する。	17.5 万人 （H26） 〔2014〕	19.2 万人 （R3） 〔2021〕	17.6 万人 以上 （H29） 〔2017〕	18.4 万人 以上 （R3） 〔2021〕	19.6 万人 以上 （R7） 〔2025〕	将来人口推計により算出した人口増減率を使用し、各年度の駅周辺人口の推計値を算出し、目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※将来人口推計の見直しにより、目標値を変更 ・第2期：17.8→18.4 万人 ・第3期：17.9→18.7 万人 【第3期実施計画策定時】 ※将来人口推計の見直しにより、目標値を変更 ・第3期：18.7→19.6 万人
2	**地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅平均乗車人員** （川崎市統計書・鉄道会社公表資料） 算出方法：地域生活拠点の駅の川崎市統計書及び鉄道会社公表資料による乗車人員の合計	新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の来街者や就業者等の増加が見込まれるため、往来するための代表的な交通手段である鉄道駅の利用者数を指標として設定する。	47.3 万人/日 （H25） 〔2013〕	35.7 万人/日 （R2） 〔2020〕	47.8 万人/日 以上 （H28） 〔2016〕	49.5 万人/日 以上 （R2） 〔2020〕	50.0 万人/日 以上 （R6） 〔2024〕	将来人口推計により算出した人口増減率を使用して、各年度の駅平均乗車人員の推計値を算出し、新型コロナウイルス感染症の影響により、R2（2020）以降の乗車人員が大幅に減少していることを考慮した目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※計画策定時の算出方法に誤りがあったため、将来人口推計の見直しも踏まえ、目標値を変更 ・第2期：52.6→49.5 万人 ・第3期：52.9→50.0 万人

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
3	**拠点駅周辺をさまざまな施設が充実した回遊性の高いまちと思う人の割合**（市民アンケート）	算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）で「そう思う」「ある程度そう思う」人の割合	地域生活拠点の整備を通じて、地域特性に応じた商業・業務・都市型住宅等の施設の集積とともに、駅前広場や駅周辺の道路・通路を整備するなど、さまざまな施設の間が歩きやすく、移動しやすくなること（回遊性の向上）が期待されるため、市民の満足度を新たな評価指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	48.6%（R3）〔2021〕	—	—	50%以上（R7）〔2025〕	新型コロナウイルス感染症の流行を契機として生じた社会変容をはじめとした、働き方やライフスタイルの多様化など、社会環境の変化により、市民の満足度は大きく変化するものであるが、こうした変化を適切に捉えながら、中長期的な視点を持って柔軟かつ機動的にまちづくりを進めることにより、現状の満足度を上回る目標値とする。
政策4-6　良好な都市環境の形成を推進する									
施策4-6-1　安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進									
直接目標	都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する								
1	**新築される建築物のうち、環境に配慮した建築物の割合**（まちづくり局調べ）	算出方法：環境に配慮した建築物の棟数※（847 件）／新築される建築物の棟数（4,382 件） ※ CASBEE 届出のうち B+ランク以上の評価件数、低炭素認定件数（棟数）、長期優良住宅認定件数（棟数）、建築物省エネ法届出等のうち基準適合件数の合計	建築物は、都市空間を構成する基本要素であり、環境性能（省エネ性能、緑化、景観、耐震性、バリアフリー等）に優れた建築物が増加することで、地域の暮らしやすく魅力的な都市空間の形成にも寄与するものと考えられることから、新築建築物に対する環境に配慮した建築物の割合の変化を見ることで、都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間創出の取組の成果を測ることができる。	17%（H26）〔2014〕	19.3%（R2）〔2020〕	19%以上（H29）〔2017〕	21%以上（R3）〔2021〕	23%以上（R7）〔2025〕	計画策定時において、CASBEE を導入している政令指定都市の平均値を下回っている状況にあるため、段階的に CASBEE を導入している政令指定都市の平均値と同水準まで向上させていくことをめざす。
2	**市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数**（まちづくり局調べ）	算出方法：H22（2010）以降の土地区画整理事業（施行認可等）、市街地再開発事業（組合設立認可等）、優良建築物等整備事業（事業採択）、民間都市再生事業計画（国土交通大臣認定）の累積件数	市街地開発に関する各種取組を、地域の実情に応じて的確に誘導することが、魅力的な都市空間の創出に寄与することから、市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数を指標として設定する。	累計6件（H26）〔2014〕	累計11件（R3）〔2021〕	累計7件以上（H29）〔2017〕	累計9件以上（R3）〔2021〕	累計13件以上（R7）〔2025〕	県下で比較すると、本市は諸制度による事業の取組件数が多く、魅力的な都市空間の創出が着実に進行している。計画策定時における過去5年間の取組件数を踏まえつつ、社会経済状況に大きく左右される民間事業であることも考慮し、1件/2年の件数を目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※R3（2021）に第3期の目標値を達成したため、目標値を変更 ・第3期：11→13 件
施策4-6-2　地域の主体的な街なみ形成の推進									
直接目標	機能的で美しく、住んでここちよい街なみを創出する								
1	**「景観計画」等に位置づけられる景観形成基準が遵守されている割合**（まちづくり局調べ）	算出方法：景観形成基準の累計適合件数（2,153※1）／届出対象の総数（7,523※2） ※1：下記届出の合計 ①景観法に基づく届出の件数（1,309 件） ②景観法に基づく「景観計画特定地区」内の件数（260 件） ③都市景観条例に基づく「都市景観形成地区」内の件数（584 件） ※2：都市計画基礎調査より算出	「景観計画」では、本市の景観をさらに美しく魅力あるものとするとともに、身近な街なみを守り育て次世代へと継承していくため、市内全域を景観計画区域に指定し、地域特性に応じた景観形成方針やその地域にふさわしい色彩等について基準を定めている。 本計画等に基づき、地域の街なみに影響を与える建築物等に対して、計画・設計段階で、適切な景観誘導を行うことで、基準に適合した建築物を着実に増やすことができることから、これを指標とすることで個性と魅力ある良好な景観形成に向けた成果を測ることができる。	15.5%（H26）〔2014〕	28.6%（R2）〔2020〕	22%以上（H29）〔2017〕	31%以上（R3）〔2021〕	41%以上（R7）〔2025〕	「景観計画」策定からこれまでの届出件数（H20（2008）～26（2014）までの累計 1173 件）の平均値（167 件／年）に加え、今後、景観計画特定地区及び都市景観形成地区の指定・拡大に伴う件数増※を加味した目標値を設定する。 ※通常は、景観法に基づく市全域が対象の届出制度が適用されるが、本制度は一定規模以上の建築物等が対象となる。これに対し、景観計画特定地区及び都市景観形成地区の区域内では、こうした規模要件がないことから、当該地区の指定等に伴う件数増を加味する。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
2	**「地区まちづくり育成条例」に基づく登録・認定団体の累計件数**（まちづくり局調べ） 算出方法：地区まちづくり育成条例制定（H22（2010））以降における、条例に基づくグループ登録、組織認定、構想認定の累計件数	市民にとって、住んでいて心地よい街なみを創出するため、地区の住民が主体となって身近なまちの住環境の向上をめざすことが重要であることから、「地区まちづくり育成条例」に基づくグループ登録並びに団体及び構想の認定累計件数を指標とする。	累計 12 件（H26）〔2014〕	累計 28 件（R2）〔2020〕	累計 16 件以上（H29）〔2017〕	累計 24 件以上（R3）〔2021〕	累計 32 件以上（R7）〔2025〕	政令指定都市の中で、同様の条例を制定しており、先進都市である横浜市は、63 件／10 年の登録・認定を行っていることから、都市の面積を勘案し、20 件／10 年を目標に、2件／年を目標とする。
政策4-7　総合的な交通体系を構築する								
施策4-7-1　広域的な交通網の整備								
直接目標	首都圏における円滑な交通網を整える							
1	**都市拠点から羽田空港までの平均所要時間**（まちづくり局調べ） 算出方法：本市拠点から羽田空港までの「公共交通（鉄道）利用所要時間（H29（2017））」と「国土交通省の調査データ（H27（2015）道路交通センサス）などに基づく自動車利用所要時間の本市推計値」の平均値	都市拠点の形成や首都圏機能の強化に向け、国際化が進む羽田空港へのアクセスの強化を進めることが重要であることから、既存の鉄道・道路網を最大限に活かした広域的な交通機能の強化による本市拠点から羽田空港までの所要時間を指標として設定する。 ※本指標は、H25（2013）年3月策定の「総合都市交通計画」の目標水準であり、「本市拠点」とは、広域拠点及び地域生活拠点を指す。	44 分（H24）〔2012〕・（H17）〔2005〕	45 分（H29）〔2017〕・（H27）〔2015〕	⇒	⇒	約 20% 以上短縮（R14）〔2032〕	「総合都市交通計画」に位置づける施策・事業を展開することで実現をめざす値。ただし、「総合都市交通計画」に位置づける鉄道・道路ネットワーク形成事業の完成は、計画策定から概ね 20 年後とする計画期間を超える場合も想定している。
2	**JR 南武線の最混雑時間帯における混雑率**（国土交通省　鉄道関係統計データ） 算出方法：国土交通省による鉄道関係統計データ	鉄道の激しい混雑は、日々の通勤・通学をはじめとした市民の移動環境を大きく悪化させるだけでなく、列車の遅延を招き移動の確実性を低下させるなど、市民の経済活動に大きく関わる重要な課題であり、混雑率の緩和は重要な取組であることから、指標として設定する。	195%（H26）〔2014〕	120%（R2）〔2020〕	⇒	185% 以下（R3）〔2021〕	180% 以下（R14）〔2032〕	「総合都市交通計画」において、混雑率が 180%を超える区間を解消することを目標としている。
施策4-7-2　市域の交通網の整備								
直接目標	自動車での市内交通を円滑化する							
1	**都市計画道路進捗率**（建設緑政局調べ） 算出方法：都市計画道路の完成延長（210km）／都市計画道路の計画延長（305km）×100（%）	都市計画道路の整備は、経済活動を支える重要な都市基盤であり、その進捗率の変化を見ることで、道路ネットワーク整備の取組の成果を測ることができる。	68%（H26）〔2014〕	69%（R3）〔2021〕	⇒	69% 以上（R3）〔2021〕	71% 以上（R7）〔2025〕	道路整備プログラムに基づき、着実な道路ネットワークの構築が求められる中、都市計画道路の進捗率については、計画策定時における過去7年間の平均的な整備水準を維持していくことを今後もめざす。
2	**市内幹線道路における混雑時（朝夕ピーク時）の平均走行速度**（建設緑政局調べ） 算出方法：H27（2015）道路交通センサス値	平均走行速度の上昇は、市内交通の円滑化の目安になり、その変化を見ることで、道路ネットワーク整備の取組の成果を測ることができる。	16.9 km/h（H26）〔2014〕	15.9 km/h（R3）〔2021〕	⇒	⇒	17.8 km/h 以上（R7）〔2025〕	市内交通の円滑化が求められる中、道路整備プログラムに基づき道路ネットワークの構築等を進めることにより走行速度の上昇を今後もめざす。
3	**JR 南武線連続立体交差事業に係る用地取得の進捗率**（建設緑政局調べ） 算出方法：取得済用地面積/取得予定用地面積（約 35,000㎡）×100（%）	連続立体交差事業に係る用地取得の進捗率の変化を見ることで、連続立体交差事業の取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	0%（R3）〔2021〕	－	－	25% 以上（R7）〔2025〕	高架化工事に必要な用地の内、8割を事業着手から5年で取得することにより早期に工事着手することをめざす。

指標名 （指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策4-7-3　身近な交通環境の整備									
直接目標	地域の人々が生活しやすい交通環境を整える								
1	**市内全路線バスの乗車人員数（1日平均）** （市統計書・交通局データ）		地域交通の課題は路線バスで対応することを基本としており、路線バスサービスの充実に向けた取組を進めることが利用しやすい交通環境の提供につながることから、乗車人数を指標として設定する。	316,045人 （市バス：H22〔2010〕～26〔2014〕平均） （民間バス：H20〔2008〕～24〔2012〕平均）	32.9 万人 （市バス：H28〔2016〕～R2〔2020〕平均） （民間バス：H26〔2014〕～30〔2018〕平均）	32.0 万人以上 （市バス：H25〔2013〕～29〔2017〕平均） （民間バス：H23〔2011〕～27〔2015〕平均）	33.1 万人以上 （市バス：H29〔2017〕～R3〔2021〕平均） （民間バス：H27〔2015〕～R1〔2019〕平均）	34.0 万人以上 （市バス：R3〔2021〕～7〔2025〕平均） （民間バス：R1〔2019〕～5〔2023〕平均）	今後、高齢化等に伴い、通勤・通学需要の減少傾向が予測されるが、現状のサービスレベルを維持するため、H20（2008）～24（2012）までの5年間の乗車人数平均を現状値としたものに、過去（民間バスは H14（2002）～24（2012）、市バスは H16（2004）～26（2014））の増加人数平均を加算したものを目標値とする。 【第2期実施計画策定時】 ※目標値の算出方法に誤りがあったため、目標値を変更 ・第2期：32.9→33.1 万人 ・第3期：33.8→34.0 万人
	算出方法	年間実利用者数/365 日（川崎市営バス、川崎鶴見臨港バス、東急バス、小田急バス、京急バス）							
2	**コミュニティ交通の利用者総数** （まちづくり局調べ）		コミュニティ交通の充実に向けた取組を進めることが利用しやすい交通環境の提供につながることから、利用者総数を指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	10.9 万人 （R1）〔2019〕	—	—	12.5 万人以上 （R7）〔2025〕	これまでに進めてきた地域住民等が主体の取組に加え、新技術・新制度を活用した民間事業者等と連携した新たな取組を進める。それにより、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している状況（約3割減）を踏まえながらも、感染症流行以前の H28（2016）～R1（2019）年度の利用者総数の増加率による利用者総数を上回ることを目標値とする。
	算出方法	コミュニティ交通の利用者の総数※ ※地域住民等が主体となり運営・運行する取組や、新技術・新制度を活用した新たな取組など、地域の足となる誰もが利用可能な交通手段の利用者で、総数には実証実験等の際の利用者を含む							
3	**自転車が関わる交通事故件数** （神奈川県警察交通年鑑）		道路を利用するすべての方々の安全・安心で快適な利用環境の構築をめざし、自転車通行環境整備を実施することから、自転車が関わる交通事故件数の減少により、取組の成果を測ることができる。	1,097 件 （H26）〔2014〕	947 件 （R2）〔2020〕	1,060 件以下 （H29）〔2017〕	980 件以下 （R3）〔2021〕	900 件以下 （R7）〔2025〕	計画策定時における過去 20 年間の自転車に関わる事故件数減少率より算出し、年間 20 件程度の減少をめざし、目標値を設定する。
	算出方法	各年の「交通年鑑」（神奈川県警察公表）の「市区町村別の発生状況」における市内の合計値							

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策4-7-4　市バスの輸送サービスの充実									
直接目標	安全で快適な市バス輸送サービスを持続的に提供する								
1	**有責事故発生件数（走行距離 10 万kmあたりの有責事故発生件数）**（交通局調べ）	算出方法：（有責事故発生件数（50件）／走行距離（12,352千km））×100,000	責任割合１％以上の事故を有責事故発生件数として把握することにより、市バス事業の使命である安全運行について、効果的な事故防止対策や研修等の一定の成果を測ることができる。	0.29 件（H26）〔2014〕	0.40 件（R2）〔2020〕	0.28 件以下（H29）〔2017〕	0.28 件以下（R3）〔2021〕	0.28 件以下（R7）〔2025〕	安全運行のより一層の向上を図るため、東京都や横浜市などの大都市公営事業者の中でトップレベルにある安全水準を向上させる必要がある。 過去の実績値からの削減をめざすとともに、大都市公営事業者平均 0.77（H26）（2014）の水準以下をめざす。
2	**お客様満足度**（市バスお客様アンケート調査）	算出方法：市バスお客様アンケート調査（R2（2020）回答数779）において市バスのサービス全般を「満足、やや満足、普通、やや不満、不満」の５段階で評価し、「満足」と「やや満足」の合計をお客様満足度として算出	市バスサービス全般に対するお客様満足度を把握することにより、サービス向上に向け行った取組や研修等の一定の成果を測ることができる。	55.4%（H26）〔2014〕	50.4%（R2）〔2020〕	62.5%以上（H29）〔2017〕	68.0%以上（R3）〔2021〕	72.0%以上（R7）〔2025〕	お客様の声や満足度などの変化を踏まえ、お客様に満足いただけるサービスの提供を行い、満足度の向上につなげる。 H30（2018）までに 65%以上の達成をめざすとともに、R1（2019）以降は、毎年１％以上の向上をめざす。
3	**市バスの乗車人数（1日平均）**（交通局調べ）	算出方法：社会経済状況等の変化により乗車人数（１日平均）の増減の変動が大きいため、H28（2016）からR2（2020）の実績値の平均値を現状値として算出	乗車人数を把握することにより、サービス向上に向けた取組について、一定の成果を測ることができる。	127,993人（H22〔2010〕～H26〔2014〕平均）	12.9 万人（H28〔2016〕～R2〔2020〕平均）	12.9 万人以上（H25〔2013〕～H29〔2017〕平均）	13.1 万人以上（H29〔2017〕～R3〔2021〕平均）	11.5 万人以上（R3〔2021〕～R7〔2025〕平均）	乗車人数の増減の変動が大きい中、中長期的なトレンドを踏まえながら、乗車人数の増加をめざす。 計画策定時の実績値に過去の増加人数の平均値を加え、各年度の推計値を算出し、それを上回る値を目標値として設定する。 【第3期実施計画策定時】 ※新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市バス利用者の利用動向が変化したことから、目標値を変更 ・第3期：13.3→11.5 万人

指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する							
施策4-8-1 スポーツのまちづくりの推進							
直接目標 スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やす							
1 **週1回以上のスポーツ実施率**（市民アンケート・市民文化局調べ） 算出方法：市民へのアンケート（無作為抽出 3,000 人）の週1回以上スポーツをする人の割合	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・みる・ささえる」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、週1回以上スポーツをする人の割合を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	34.8% （H27） 〔2015〕	50.4% （R2） 〔2020〕	36%以上 （H29） 〔2017〕	42.5%以上 （R3） 〔2021〕	54%以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざすために設定した第3期の目標値を第1期に達成したため、第2期の目標値は H28（2016）の全国平均（42.5%）とし、第3期の目標値は第1期実績から第2期目標値（見直し後）への伸び率を継続する値で設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※上記を踏まえ、目標値を変更 ・第2期：38→42.5% ・第3期：40→44.5% 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の H29（2017）から R2（2020）までは9.8ポイント上昇しており、第3期の計画期間でも9.8ポイントの上昇幅を期待する一方で、コロナ禍で実績が 44.2%に低下したことを踏まえて、感染拡大後の数値から第2期の伸び幅を加えた値を算出して目標値を変更 ・第3期：44.5→54%
2 **年1回以上の直接観戦率**（市民アンケート・市民文化局調べ） 算出方法：市民へのアンケート（無作為抽出 3,000 人）の年1回以上スポーツの観戦をする人の割合	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・みる・ささえる」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、年1回以上スポーツの観戦をする人の割合を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	30.4% （H27） 〔2015〕	23.4% （R2） 〔2020〕	31%以上 （H29） 〔2017〕	33%以上 （R3） 〔2021〕	35%以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、目標値を設定する。
3 **スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合**（市民アンケート・市民文化局調べ） 算出方法：市民へのアンケート（無作為抽出 3,000 人）の年1回以上参加した人の割合	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・みる・ささえる」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	5.7% （H27） 〔2015〕	6.1% （R2） 〔2020〕	6%以上 （H29） 〔2017〕	8%以上 （R3） 〔2021〕	10%以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。
4 **スポーツセンター等施設利用者数**（市民文化局調べ） 算出方法：スポーツセンター等施設（8か所）における利用者数の実績報告の合計値	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、身近なスポーツを行うことのできる施設であるスポーツセンター等の利用促進に向けた取組を進めており、利用者数の推移を見ることで、市民のスポーツ機会の増加に向けた取組の成果を測ることができる。	2,618,847 人 （H26） 〔2014〕	123.9 万人 （R2） 〔2020〕	263 万人以上 （H29） 〔2017〕	276 万人以上 （R3） 〔2021〕	276 万人以上 （R7） 〔2025〕	第1期計画期間については「スポーツ・文化総合センター」の開館や他施設の近年の利用実績を踏まえて目標値を設定し、第2期計画期間以降については、引き続き利用が促進されることを踏まえて目標値を設定する。
5 **市障害者スポーツ大会競技参加者数**（市民文化局調べ） 算出方法：6競技の市障害者スポーツ大会参加者数の合計	障害者スポーツ大会は、障害のある方がスポーツの楽しさを体験する機会の一つであるため、その参加者数の推移を見ることで、パラスポーツの普及促進の取組の成果を測ることができる。	359 人 （H26） 〔2014〕	422 人 （R1） 〔2019〕	383 人以上 （H29） 〔2017〕	415 人以上 （R3） 〔2021〕	447 人以上 （R7） 〔2025〕	計画策定時における過去5年間の参加者実績の増加率に加え、東京 2020 パラリンピックを契機とした「かわさきパラムーブメント」における各イベント、パラアスリートへの施設貸出、障害者スポーツ普及促進事業等の効果としてさらに1割増を上乗せして目標値を設定する。 ※R2（2020）は大会が中止となったことから、R1（2019）実績値を記載

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
6	**障害者の週1回以上のスポーツ実施率** （市民文化局調べ） 算出方法：障害者を対象とする調査（配布 2,642 人）において、「週１回以上スポーツをする」と回答した障害者の割合	障害のある方が自身の興味や関心に合わせてスポーツを楽しみ、交流し、社会参加・地域参加ができるよう、スポーツ教室等の取組を進めており、スポーツ実施率の推移を見ることで、障害のある方へのパラスポーツの普及促進の取組の成果を図ることができる。	第３期実施計画から新たに設定	32.0% （R1） 〔2019〕	―	―	36% 以上 （R7） 〔2025〕	過去の調査と同様の増加率を今後も維持するものとした上で、コロナ禍により「週１回以上のスポーツ実施率」と同程度の影響があったものと仮定し、R1（2019）実績を基に目標値を設定する。
施策4-8-2　市民の文化芸術活動の振興								
直接目標	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする							
1	**主要文化施設の入場者数** （市民文化局調べ） 算出方法：主要文化施設※（8か所）における入場者数の実績報告の合計値 ※東海道かわさき宿交流館、市民ミュージアム、大山街道ふるさと館、藤子・F・不二雄ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館（かわさき宙と緑の科学館）、アートセンター	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、主要文化施設における文化芸術の創造や地域の文化芸術活動の促進に向けた取組を推進しており、主要文化施設の入場者数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	1,269,188 人 （H26） 〔2014〕	57.1 万人 （R2） 〔2020〕	135.6 万人 以上 （H29） 〔2017〕	140.5 万人 以上 （R3） 〔2021〕	140.5 万人 以上 （R7） 〔2025〕	施設ごとに既に設定している目標値や計画策定時における過去の実績値などを踏まえ、目標値を設定する。
2	**年１回以上文化芸術活動をする人の割合** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の年1回以上文化芸術活動をする人の割合	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、市民主体の文化芸術活動を促進していくための環境づくりに取り組んでおり、年１回以上文化芸術活動をする人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	14.6% （H27） 〔2015〕	12.1% （R3） 〔2021〕	16% 以上 （H29） 〔2017〕	18% 以上 （R3） 〔2021〕	20% 以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、目標値を設定する。
3	**文化・芸術の環境に対する満足度** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の文化・芸術の環境が充実していると感じる人（そう感じる＋やや感じる）の割合	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境づくりの推進に取り組んでおり、そうした環境の充実に対する市民意識の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	第３期実施計画から新たに設定	29.6% （R3） 〔2021〕	―	―	40% 以上 （R7） 〔2025〕	R3(2021)に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、文化・芸術の環境が充実していると感じる人の割合を着実に増やすことをめざし、目標値を設定する。
施策4-8-3　音楽や映像のまちづくりの推進								
直接目標	音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる							
1	**「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出3,000人）の「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人（そう思う＋やや思う）の割合	音楽を活用して都市の魅力向上や地域の活性化につなげるため、多様な主体と連携しながら、音楽に関するイベントの振興等を図り、音楽を楽しめる環境づくりを進めており、そうした環境の充実に対する市民意識の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	53.3% （H27） 〔2015〕	46.3% （R3） 〔2021〕	55% 以上 （H29） 〔2017〕	57% 以上 （R3） 〔2021〕	60% 以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市上位をめざし、目標値を設定する。
2	**ミューザ川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率** （市民文化局調べ） 算出方法：主催・共催公演の入場者数／主催・共催公演の入場者定員数×100（%）	音楽を活用して都市の魅力向上や地域の活性化を図るため、音楽によるまちづくりの中核的施設であるミューザ川崎シンフォニーホールの魅力を発信するための公演内容等の充実等を図っており、その主催・共催公演の入場者率を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	72.0% （H26） 〔2014〕	72.6% （R2） 〔2020〕	73% 以上 （H29） 〔2017〕	74% 以上 （R3） 〔2021〕	75% 以上 （R7） 〔2025〕	計画策定時における過去 5 年間（東日本大震災による休館期間を除く）のミューザ川崎シンフォニーホールの入場者率は、リニューアルオープン（H25（2013））年度以外は 70%から73%で推移していることから、最高値（73%）を起点として、目標値を設定する。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
3	**「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の「映像のまち」の取組を知っていて、その取組を評価できると回答した人の割合	映像に関するイベントの振興等を図ることによって、映像を通じた地域活性化につなげる取組等を推進しており、こうした「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	18.4% （H27） 〔2015〕	11.4% （R3） 〔2021〕	20% 以上 （H29） 〔2017〕	25% 以上 （R3） 〔2021〕	30% 以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。

政策4-9 戦略的なシティプロモーション

施策4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成

直接目標：市内外における市の認知度・好感度を高める

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
1	**シビックプライド指標 市民の市に対する「愛着」「誇り」に関する平均値**（都市イメージ調査） 算出方法：都市イメージ調査（地域別インターネット調査）において「愛着」、「誇り」に関してそれぞれに3つの質問項目を設け、その評価を1点（最低点）～10 点（最高点）とし、各項目の平均値を「愛着」、「誇り」それぞれの得点として算出	「シティプロモーション戦略プラン」において、プランの目標の一つである「市民の川崎への愛着・誇り」の醸成度を測る指標として、川崎市独自の「シビックプライド指標」を使用している。 本市に「愛着を持っているか」、「誇りを持っているか」等の、複数の設問に回答を求めており、それを指標とすることで、取組の成果を測ることができる。	愛着 6.0 点 誇り 5.0 点 （H26） 〔2014〕	愛着 5.5 点 誇り 4.9 点 （R3） 〔2021〕	愛着 6.1 点 誇り 5.1 点 以上 （H29） 〔2017〕	愛着 6.5 点 誇り 5.5 点 以上 （R3） 〔2021〕	愛着 7.0 点 誇り 6.0 点 以上 （R7） 〔2025〕	隣接都市（平均:愛着 6.3 点 誇り 5.3 点）と比較し、下回っている現状があるため、概ね 10 年後に、それを上回ることを目標とする。
2	**隣接都市における、川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合**（都市イメージ調査） 算出方法：都市イメージ調査（地域別インターネット調査）において、「川崎市のイメージについて、どのように思いますか」という質問に対して、その評価を1点（最低点）～10 点（最高点）とし、隣接都市居住者のうち6点～10 点を選んだ割合	「シティプロモーション戦略プラン」において、プランの目標の一つである「川崎の対外的な認知度やイメージの向上」を測る指標として、「隣接都市在住者における川崎のイメージを良いと思う人の割合」を使用しており、それを指標とすることで、取組の成果を測ることができる。	50.3% （H26） 〔2014〕	39.8% （R3） 〔2021〕	51% 以上 （H29） 〔2017〕	53% 以上 （R3） 〔2021〕	55% 以上 （R7） 〔2025〕	市外での認知度やイメージが向上すると、市民が自身のまちに対してより自信を持つことができるため、本市のイメージを安定的に向上させることを目標とする。
3	**市民のうち川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合**（都市イメージ調査） 算出方法：都市イメージ調査（地域別インターネット調査）において、「川崎市のイメージについて、どのように思いますか」という質問に対して、その評価を1点（最低点）～10 点（最高点）とし、市民のうち6点～10 点を選んだ割合	「シティプロモーション戦略プラン」において、プランの目標の一つである「川崎の対外的な認知度やイメージの向上」を図るためには、市民による市外への魅力情報の発信や市外への推奨が重要であり、「市民のうち川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合」を指標とすることで、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	59.4% （R3） 〔2021〕	－	－	67% 以上 （R7） 〔2025〕	市民による市外への魅力情報の発信や市外への推奨により、市外での認知度やイメージが向上すると、市民が自身のまちに対してより自信を持つことができるため、本市のイメージを安定的に向上させることを目標とする。

施策4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興

直接目標：市内への集客及び滞在を増加させる

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
1	**主要観光施設の年間観光客数**（経済労働局調べ） 算出方法：主要観光施設からの報告値等の集計	これまで取り組んできた地域特性を活かした観光振興を今後も推進し、更なる観光客数の増加をめざすため、その取組の成果を客観的に示す数値として主要観光施設の年間観光客数が最適であることから、これを指標として設定する。	1,504 万人 （H26） 〔2014〕	1,276 万人 （R2） 〔2020〕	1,646 万人 以上 （H29） 〔2017〕	1,856 万人 以上 （R3） 〔2021〕	2,100 万人 以上 （R7） 〔2025〕	本市の主要観光施設への観光客数については、これまでの観光振興の取組により、計画策定時における過去の実績で3％程度の伸びがあることから、今後もこの水準以上の観光客の増加を目標とする。

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2	**宿泊施設の年間宿泊客数**（経済労働局調べ）		市内での観光客による消費を増加させるために、日帰り客だけでなく市内の宿泊客を増加させるための取組が必要であり、その成果を客観的に示す数値として市内宿泊施設における宿泊客数が最適であることから、これを指標として設定する。	178 万人 外国人 15 万人 （H26）〔2014〕	140 万人 外国人 6 万人 （R2）〔2020〕	187 万人以上 外国人 17 万人以上 （H29）〔2017〕	198 万人以上 外国人 23 万人以上 （R3）〔2021〕	210 万人以上 外国人 25 万人以上 （R7）〔2025〕	R2（2020）年以前（コロナ禍前）までの外国人観光客の増加傾向や、既存宿泊施設の稼働率増、新規宿泊施設の建設を念頭に、毎年約３万人以上の増加（外国人宿泊客数については全宿泊客数に占める外国人宿泊客の割合について H28（2016）の県内平均割合（11.5%）を超える 12%の達成をめざして増加）を目標とする。 【第２期実施計画策定時】 ※年間宿泊客数（外国人）の H28（2016）の実績値が、第２期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第２期：19→23 万人 ・第３期：21→25 万人
	算出方法	市内宿泊施設からの報告値等の集計							
3	**工場夜景・産業観光ツアーの年間参加者数**（経済労働局調べ）		産業観光については、本市の地域特性を活かした貴重な観光資源であり、今後も本市の観光施策の中心であることから、そのツアーの年間参加者数を、観光振興の取組の成果を客観的に示す指標として設定する。	6,600 人 （H26）〔2014〕	900 人 （R2）〔2020〕	7,200 人以上 （H29）〔2017〕	8,100 人以上 （R3）〔2021〕	9,200 人以上 （R7）〔2025〕	これまでの取組によって産業観光に関する認知や需要が高まってきており、今後もこれを継続することにより、観光客数の伸びに合わせて毎年３%程度以上の増加を目標とする。
	算出方法	工場夜景ツアー及び産業観光ツアーの参加者数の集計							
4	**競輪事業の一般会計繰出金**（経済労働局調べ）		競輪事業の本市財政への貢献、持続可能な運営の効果を測ることができる。	第３期実施計画から新たに設定	1.4 億円 （R2）〔2020〕	－	－	1.4 億円以上 （R7）〔2025〕	R4（2022）からの第２期の包括的な業務委託等における効率的な事業運営により、特別競輪を開催した R2（2020）と同額の一般会計への繰出しを行うことをめざし、1.4 億円を目標として設定する。
	算出方法	競輪事業の一般会計への繰出金を算出							

基本政策５　誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
		策定時	現状	第１期	第２期	第３期	
政策5-1　参加と協働により市民自治を推進する							
施策5-1-1　市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり							
直接目標　多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める							
1　**地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）で「地域貢献活動について知っており、活動にかかわったことがある」と答えた人の割合	市民自治のまちづくりには、地域に関わりを持つさまざまな主体が協力して地域を支えるしくみが必要であるため、市民活動団体、町内会・自治会、企業、大学などが身近な場所で行っている地域貢献活動に関わったことがある市民の割合を指標とする。	19.8%（H27）〔2015〕	16.9%（R3）〔2021〕	21%以上（H29）〔2017〕	23%以上（R3）〔2021〕	25%以上（R7）〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。
2　**町内会・自治会加入率**（市民文化局調べ） 算出方法：町内会・自治会加入世帯数（439,553 世帯）／総世帯数（752,694 世帯）×100（%）	多様な主体が協働・連携して地域の課題解決を進めるため、市民同士の地域における支え合いの中心としてコミュニティ形成の核となる地縁組織である町内会・自治会の活動を支援しており、その加入率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	63.8%（H27）〔2015〕	58.4%（R3）〔2021〕	64%以上（H29）〔2017〕	64%以上（R3）〔2021〕	64%以上（R7）〔2025〕	人口の増加が続く中、これまでの町内会・自治会の加入率の中長期的な漸減傾向に歯止めをかけ、現状水準（H27（2015）年４月１日現在の加入率）を維持していくことをめざし、目標値を設定する。
3　**市内認定・条例指定NPO法人数**（市民文化局調べ） 算出方法：本市が認定又は条例指定をしている法人数	多様な主体が協働・連携して地域の課題解決を進めるため、その担い手となる NPO 法人の基盤強化の支援や寄附促進に向けた取組等を実施しており、NPO法人のうち、寄附者等の人数で地域から支持されているかどうかを測る「パブリックサポートテスト（PST基準）」や適正運営要件を満たした認定・条例指定NPO法人の法人数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	8 団体（H26）〔2014〕	16 団体（R3）〔2021〕	14 団体以上（H29）〔2017〕	22 団体以上（R3）〔2021〕	30 団体以上（R7）〔2025〕	神奈川県が県内約 3,500 団体に対して、毎年 20 団体増を目標としていることから、本市においても同様の水準となる、約 350 団体のうち毎年２団体増を認定・指定の目標値として設定する。
4　**「かわさき SDGs パートナー」登録・認証事業者数**（総務企画局調べ） 算出方法：「かわさき SDGsパートナー」制度で、登録又は認証している事業者数	SDGs の達成に向けて、多様な主体による主体的な取組と連携を促すため、SDGs に取り組む事業者を市が登録・認証する制度や、登録・認証事業者のネットワーク化に向けたプラットフォームを運営しており、登録・認証事業者の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	第３期実施計画から新たに設定	1,434 者（R3）〔2021〕	－	－	累計 3,973 者以上（R7）〔2025〕	R3（2021）年３月より制度を開始して今年度末の応募実績を踏まえ、今後、伸び数を 70%程度と想定し、目標値を設定する。 R3（2021）末 1,434 者→R4（2022）末 2,437 者→R5（2023）末 3,139 者→R6（2024）末 3,630 者→R7（2025）末 3,973 者
5　**SDGs につながる行動に取り組んでいる人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）で SDGs について「知っていて、SDGs につながる行動に自ら取り組んでいる」と答えた人の割合	SDGs の達成に向けて、多様な主体による主体的な取組と連携を促すことで、地域へ SDGs が浸透し SDGs につながる行動に取り組む人が増えることが期待できることから、施策の成果を測る指標として設定する。	第３期実施計画から新たに設定	17.3%（R3）〔2021〕	－	－	50.0%以上（R7）〔2025〕	民間の調査では、SDGs の社会への広がりに合わせて、この３～４年で SDGs の認知度は３倍以上となっている。知っていることから、行動を起こす段階に進むにはハードルがあるため、各民間調査においても認知度は５割前後であることに比べて、実際に行動している人は１割弱となっている。今後の取組により、現在の認知度の水準まで、実際に行動する人の割合を増やすことをめざし、目標値を 50%以上と設定する。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策5-1-2　迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進								
直接目標	市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う							
1	**コンタクトセンター内サンキューコールかわさきの応対満足度** （総務企画局調べ） 算出方法：サンキューコールかわさき利用者に対する電話アンケート（インバウンド型電話アンケート（年3回程度））を実施し、応対についての評価（5点満点）の平均点を算出	広聴体制の一つである「サンキューコールかわさき」の応対に対する満足度を調査することにより、市に対する意見や相談を受ける体制に満足しているかを測ることができる。	4.9 点 （H27） 〔2015〕	4.9 点 （R3） 〔2020〕	4.9 点 以上 （H29） 〔2017〕	4.9 点 以上 （R3） 〔2021〕	4.9 点 以上 （R7） 〔2025〕	市政に関する問合せ、意見、相談等に応対する「サンキューコールかわさき」利用者の応対満足度について、現状の高い満足度の維持・向上をめざす。
2	**必要な市政情報を得ることができていると思う人の割合** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）で「必要な市政情報を得ることができている」と答えた人の割合	市政だよりや市ホームページ等により市政情報を迅速かつ分かりやすく発信する取組を行っており、必要な情報を得ることができているという市民の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	37.5% （H27） 〔2015〕	42.3% （R3） 〔2021〕	39% 以上 （H29） 〔2017〕	42% 以上 （R3） 〔2021〕	45% 以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均以上をめざし、第1期計画期間までに年 1.5%増、第2期計画期間以降は各期3%増を目標値として設定する。
施策5-1-3　共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化								
直接目標	市民満足度の高い区役所サービスを提供する							
1	**区役所利用者のサービス満足度** （市民文化局調べ） 算出方法：各区役所利用者への聞き取り調査（各区 300 人程度）の質問（「本日は気持ちよく利用できましたか」）に対して「はい」、「どちらでもない」と否定的ではない回答をした人の割合	市民満足度の高い区役所サービスを提供するため、「区役所サービス向上指針」に基づき、PDCA サイクルを用いた区役所が主体となった、より一層のサービス向上を図っており、区役所利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	97.1% （H27） 〔2015〕	99.4% （R3） 〔2021〕	98.0% 以上 （H29） 〔2017〕	98.0% 以上 （R3） 〔2021〕	99.0% 以上 （R7） 〔2025〕	第1期計画策定時より、第1期は低下していたが、これまでの継続した取組により、第2期では、第1期の水準へ回復し、目標値（98.0%以上）を達成できたことから、第3期においては、その水準を維持することを目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：98.0→99.0%
2	**個人番号カード交付率** （市民文化局調べ） 算出方法：市内で交付された個人番号カードの累計枚数／住民基本台帳人口 × 100（%） なお、個人番号カードは、H28（2016）年1月から新たに交付が開始されたため、計画策定時の値（H27）〔2015〕は設定しないものとする。	個人番号カードの普及により、コンビニエンスストアでの証明書発行等による市民サービスの向上や業務の効率化の取組を進めており、マイナンバー制度の個人番号カードの交付率を見ることで、その成果を測ることができる。	H28 （2016） 年1月 から交 付開始	30.9% （R2） 〔2020〕	7% 以上 （H29） 〔2017〕	20% 以上 （R3） 〔2021〕	85% 以上 （R7） 〔2025〕	H28（2016）実績、R2（2021）実績が第1・2期目標値より大きく達成していること、また、国の方針及び市の施策を踏まえ、第3期の目標値を再度設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※H29（2017）の交付率（見込）をもとに年 1.5%増を目標値として設定し、第2期では更なる取組を推進することにより年2%増を目標値として設定する。 ・第2期：14→20% ・第3期：21→26% 【第3期実施計画策定時】 ※第3期では、国の方針及び市の施策を踏まえた上で年 10%増をめざす。 ・第3期：26→85%
政策5-2　人権を尊重し共に生きる社会をつくる								
施策5-2-1　平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進								
直接目標	平等と多様性を尊重する意識を高める							
1	**平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出3,000人）の平等と多様性が尊重されていると思う市民（そう思う＋やや思う）の割合	平等と多様性（ダイバーシティ）を尊重する意識を高めるため、人権意識の普及を推進しており、「平等と多様性が尊重されている」と思う市民の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	40.6% （H27） 〔2015〕	36.6% （R3） 〔2021〕	41% 以上 （H29） 〔2017〕	41% 以上 （R3） 〔2021〕	41% 以上 （R7） 〔2025〕	H28（2016）の実績値が第1期計画策定時より低下していることから、第2期では、まず第1期計画策定時の水準への回復、続いて更なる上昇をめざすというステップで目標達成を図ることとし、第3期においても、その水準を維持することを目標とする。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
2	**他人の人権を侵害しないように配慮して日々の生活を送っている市民の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の人権侵害しないよう配慮して生活している市民（そうしている＋ある程度そうしている）の割合	市の人権施策は、市民の日々の意識や行動に影響を与えるため、他人の人権を侵害しないように配慮して日々の生活を送っている市民の割合の推移をを見ることで、その取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	87.4% （R3） 〔2021〕	－	－	91%以上 （R7） 〔2025〕	R3（2021）に実施した市民アンケートに基づき、啓発等の各人権施策について、手法を検討しつつ効果的に実施していくことにより、引き続き高い水準を維持していくことを目標とする。
3	**子どもの権利に関する条例の認知度**（子どもの権利に関する実態・意識調査） 算出方法：「子どもの権利に関する実態・意識調査」（無作為抽出 子ども 2,100 人、大人 900 人）の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容がわからない」を合わせた回答者数／全回答者数×100（%）	子どもの権利の保障に向け、市民の意識の向上や子どもの参加の促進などの取組を推進しており、条例認知度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	45.0% （子ども） 31.9% （大人） （H26） 〔2014〕	52.5% （子ども） 33.2% （大人） （R2） 〔2020〕	47%以上 （子ども） 33%以上 （大人） （H29） 〔2017〕	52%以上 （子ども） 41%以上 （大人） （R2） 〔2020〕	55%以上 （子ども） 44%以上 （大人） （R7） 〔2025〕	H23（2011）以降の認知度は上昇傾向にあるが、更なる取組を推進することにより年約1%増を目標値として設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※H29（2017）の実績を踏まえ、目標値を変更 【子ども】 ・第2期：50→52% 【大人】 ・第2期：36→41% ・第3期：40→44%

施策5-2-2　男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

直接目標　性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
1	**性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民（そう思う＋やや思う）の割合	性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境づくりに向け、誰もがお互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画することのできる男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための意識普及に取り組んでおり、「性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況である」と思う市民の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	31.2% （H27） 〔2015〕	38.9% （R3） 〔2021〕	33%以上 （H29） 〔2017〕	33%以上 （R3） 〔2021〕	40%以上 （R7） 〔2025〕	H28（2016）実績値が第1期計画策定時より低下していることから、第2期では、まず第1期計画策定時の水準への回復、続いて更なる上昇をめざすというステップで目標達成を図ることとし、第3期においても、その水準を維持することを目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※指標名「男女が平等になっていると思う市民の割合」について、より設問内容に沿った指標名に変更 ※R3（2021）の実績を踏まえ、目標値を変更 ・第3期：33→40%
2	**市の審議会等委員に占める女性の割合**（市民文化局調べ） 算出方法：女性の委員数／本市の審議会等の委員総数×100（%）	男女共同参画社会の実現に向けて、市の政策決定過程やさまざまな方針等の決定の場への女性の参画を推進しており、川崎市審議会等委員への女性の参画状況の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	31.5% （H26） 〔2014〕	31.2% （R3） 〔2021〕	37%以上 （H29） 〔2017〕	40%以上 （R3） 〔2021〕	40%以上 （R7） 〔2025〕	「第4期男女平等推進行動計画」及び「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」に基づき、R3（2021）までに委員に占める女性の割合が 40%となることをめざして取組を推進していることから、第3期は 40%以上を目標値とする。

施策5-2-3　かわさきパラムーブメントの推進

直接目標　それぞれが個性を活かし、すべての人が活躍できるまちを実現する

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
1	**生活をする上で、バリア（障壁）を感じている人の割合**（市民文化局調べ） 算出方法：アンケート調査（障害当事者を含む）で「生活する上で、あなた自身はバリア（障壁）を感じますか。」という質問に「はい」と答えた人の割合	かわさきパラムーブメントでは、「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出す」ことを理念としており、共生社会を実現するためには、バリア（障壁）を取り除いていく必要がある。今後、バリアを実感している人の割合の推移をみることで、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	29.3% （R3） 〔2021〕	－	－	26.6%以下 （R7） 〔2025〕	内閣府が実施している類似アンケートの結果を踏まえ、バリアを感じている人の割合を毎年 0.6～0.7%減少させていくことを目標とする。